【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出日】 2025年6月25日

【事業年度】 第129期(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

【会社名】 オカモト株式会社

【英訳名】 OKAMOTO INDUSTRIES, INC.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長執行役員 岡本 邦彦

【本店の所在の場所】 東京都文京区本郷三丁目27番12号

【電話番号】 03(3817)4111(代表)

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 細谷 久雄

【最寄りの連絡場所】 東京都文京区本郷三丁目27番12号

【電話番号】 03(3817)4121

【事務連絡者氏名】 執行役員経理部長 細谷 久雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

# 第一部 【企業情報】

# 第1【企業の概況】

# 1 【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次		第125期	第126期	第127期	第128期	第129期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年3月
売上高	(百万円)	86,361	89,581	99,076	106,123	109,107
経常利益	(百万円)	9,794	9,310	7,922	12,087	9,764
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	5,697	5,577	4,893	7,388	6,674
包括利益	(百万円)	8,482	8,210	8,882	14,814	8,605
純資産額	(百万円)	70,316	74,916	79,099	91,581	94,464
総資産額	(百万円)	112,070	117,560	127,176	143,858	146,134
1 株当たり純資産額	(円)	3,609.27	3,932.69	4,316.20	5,054.09	5,442.79
1株当たり 当期純利益	(円)	304.04	301.32	271.06	420.34	383.35
潜在株式調整後 1株当たり当期純利益	(円)					
自己資本比率	(%)	60.3	61.2	59.8	61.6	64.6
自己資本利益率	(%)	8.8	8.0	6.6	9.0	7.3
株価収益率	(倍)	13.8	13.0	14.7	11.8	13.2
営業活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	8,175	10,644	8,318	12,958	7,240
投資活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	3,240	3,751	2,892	5,949	2,002
財務活動による キャッシュ・フロー	(百万円)	2,236	3,827	5,611	2,537	5,748
現金及び現金同等物 の期末残高	(百万円)	28,052	31,810	32,616	37,667	38,932
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用人員)	(名)	2,891 (485)	2,757 (489)	2,819 (423)	2,775 (403)	2,704 (413)

<sup>(</sup>注) 1 第125期、第126期、第127期、第128期及び第129期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

<sup>2 「</sup>収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号 2020年3月31日)等を第126期の期首から適用しており、第126期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を適用した後の指標等となっております。

# (2) 提出会社の経営指標等

回次		第125期	第126期	第127期	第128期	第129期
決算年月		2021年3月	2022年3月	2023年 3 月	2024年 3 月	2025年 3 月
売上高	(百万円)	69,565	71,150	76,675	83,176	84,157
経常利益	(百万円)	7,622	7,408	6,819	10,846	10,907
当期純利益	(百万円)	4,620	4,610	4,928	7,153	8,751
資本金	(百万円)	13,047	13,047	13,047	13,047	13,047
発行済株式総数	(千株)	19,599	19,099	18,599	18,099	17,899
純資産額	(百万円)	58,151	60,273	62,510	73,712	78,537
総資産額	(百万円)	95,707	97,880	104,952	120,680	124,083
1 株当たり純資産額	(円)	3,103.09	3,288.25	3,549.58	4,202.00	4,530.29
1株当たり配当額 (1株当たり中間配当額)	(円) (円)	100.00 (50.00)	105.00 (50.00)	110.00 (55.00)	135.00 (55.00)	120.00 (60.00)
1 株当たり 当期純利益	(円)	245.92	248.64	272.73	406.94	502.63
潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益	(円)					
自己資本比率	(%)	60.8	61.6	59.6	61.1	63.3
自己資本利益率	(%)	8.3	7.8	8.0	10.5	11.5
株価収益率	(倍)	17.1	15.7	14.6	12.2	10.1
配当性向	(%)	40.7	42.2	40.3	33.2	23.9
従業員数 (ほか、平均臨時 雇用人員)	(名)	1,166 (352)	1,116 (360)	1,126 (318)	1,148 (321)	1,165 (332)
株主総利回り (比較指標:配当込み TOPIX)	(%) (%)	111.0 (142.1)	105.9 (145.0)	110.6 (153.4)	139.0 (216.8)	145.1 (213.4)
最高株価	(円)	4,550	4,600	4,135	5,640	5,950
最低株価	(円)	3,655	3,750	3,435	3,805	4,090

- (注) 1 第125期、第126期、第127期、第128期及び第129期の潜在株式調整後 1 株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。
  - 2 最高株価及び最低株価は、2022年4月3日以前は東京証券取引所市場第一部におけるものであり、2022年4月4日以降は東京証券取引所プライム市場におけるものであります。
  - 3 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準29号 2020年3月31日)等を第126期の期首から適用しており、第126期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を適用した後の指標等となっております。
  - 4 2025年3月期の1株当たり配当額120円00銭のうち、期末配当額60円00銭については、2025年6月26日開催 予定の定時株主総会の決議事項となっております。

## 2 【沿革】

- 1934年1月 資本金5万円をもって日本ゴム工業株式会社として荏原区戸越町(現在の品川区平塚)において設立。
- 1949年6月 東京証券取引所に上場。
- 1958年2月 理研ゴム株式会社と合併し、商号を日本理研ゴム株式会社と改める。
- 1958年8月 大阪出張所(現大阪支店)を開設。
- 1961年6月 本社を現在地に移転。
- 1961年8月 神奈川工場(神奈川県座間市)を設立。
- 1961年10月 東京証券取引所市場第一部銘柄となる。(市場第二部開設に伴い)
- 1963年9月 名古屋営業所を開設。
- 1964年4月 群馬工場(群馬県太田市)を設立。
- 1965年3月 OM., Inc. (現0kamoto U.S.A., Inc.) (現連結子会社)を設立。
- 1968年2月 岡本ゴム工業株式会社と合併し、商号を岡本理研ゴム株式会社と改める。
- 1969年2月 東京証券取引所貸借銘柄に選定される。
- 1972年6月 子会社株式会社岡本理研茨城製作所を吸収し、茨城工場を設立。
- 1976年5月 ゼブラケンコー自転車株式会社を合併。
- 1981年4月 福岡営業所を開設。
- 1984年 2 月 創立50周年。
- 1985年3月 静岡工場(静岡県榛原郡吉田町)を設立し、神奈川工場の製造設備を移設拡充。
- 1985年10月 社名を岡本理研ゴム株式会社よりオカモト株式会社に改める。
- 1985年12月 神奈川工場閉鎖。
- 1989年7月 仏国、ミシュラン社と合弁会社ミシュランオカモトタイヤ株式会社を設立し、当社群馬工場タイヤ製造設備を譲渡。
- 1993年10月 子会社岡本ゴム株式会社より営業譲受けで、福島工場(福島県いわき市)を設立。
- 1998年10月 株式譲受けで、タイ王国にラテックス手袋製造会社Siam Okamoto Co.,Ltd.(現連結子会社)を設立。
- 2000年3月 タイヤの合弁事業を解消、ミシュランオカモトタイヤ株式会社株式を売却。
- 2000年4月 株式譲受けによりヒルソン・デック株式会社を連結子会社とする。
- 2001年10月 新和産業株式会社がオカモト化成品販売株式会社より営業譲受け、オカモト新和株式會社に商号変更 し、連結子会社とする。
- 2002年10月 連結子会社オカモトフットウェア株式会社を吸収合併。
- 2004年9月 世界長株式會社を吸収分割により連結子会社とする。
- 2005年3月 イチジク製薬株式会社を株式取得により連結子会社とする。
- 2007年3月 当社シューズ製品の営業部門を世界長株式會社へ統合。
- 2007年7月 Okamoto Sandusky Manufacturing,LLCを設立。
- 2008年4月 Okamoto North America, Inc. (現連結子会社)及びOkamoto Realty, LLCを設立。
- 2010年7月 連結子会社Okamoto Realty,LLCとOkamoto Sandusky Manufacturing,LLCは、Okamoto Realty,LLCを存続会社とした吸収合併を行い、商号をOkamoto Sandusky Manufacturing,LLCに変更。
- 2010年10月 連結子会社世界長株式會社と株式会社ユニオン・ロイヤルは、世界長株式會社を存続会社とした吸収合併を行い、商号を世界長ユニオン株式會社に変更。
- 2010年12月 連結子会社0kamoto U.S.A., Inc. と0kamoto Sandusky Manufacturing, LLCは、 Okamoto U.S.A., Inc. を存続会社とした吸収合併を行い、同時に産業用製品事業(自動車 内装材及び部品)を会社分割し、0kamoto North America, Inc. の完全子会社として新た に0kamoto Sandusky Manufacturing, LLC(現連結子会社)を設立。
- 2015年3月 非連結子会社であった船堀ゴム株式会社、Apollotex Co., Ltd.、Okamoto Rubber Products Co., Ltd.、岡本貿易(深セン)有限公司、Vina Okamoto Co., Ltd.を連結子会社とする。
- 2015年6月 株式の追加取得に伴い理研コランダム株式会社を持分法適用会社とする。
- 2017年9月 株式の追加取得に伴い理研コランダム株式会社を連結子会社とする。
- 2018年3月 つくば工場(茨城県牛久市)を設立。
- 2019年1月 連結子会社Apollotex Co., Ltd.の商号をOkamoto Manufacturing (Thailand)Co., Ltd. に変更。
- 2021年12月 武漢岡本汽車内飾新材料有限公司を設立。
- 2022年4月 東京証券取引所の市場区分見直しにより市場第一部からプライム市場へ移行。
- 2023年4月 連結子会社世界長ユニオン株式會社を吸収合併。
- 2024年4月 非連結子会社であった武漢岡本汽車内飾新材料有限公司を連結子会社とする。
- 2024年11月 株式の追加取得に伴い理研コランダム株式会社を完全子会社とする。

# 3 【事業の内容】

当社及び当社の関係会社(子会社23社(2025年3月31日現在))においては、産業用製品(主要製品:プラスチックフイルム、壁紙、自動車内装材、産業資材)と生活用品(主要製品:医療・日用品、シューズ、衣料・スポーツ用品)の製造及び販売を主な内容として密接な相互協力のもと、活動を展開しております。

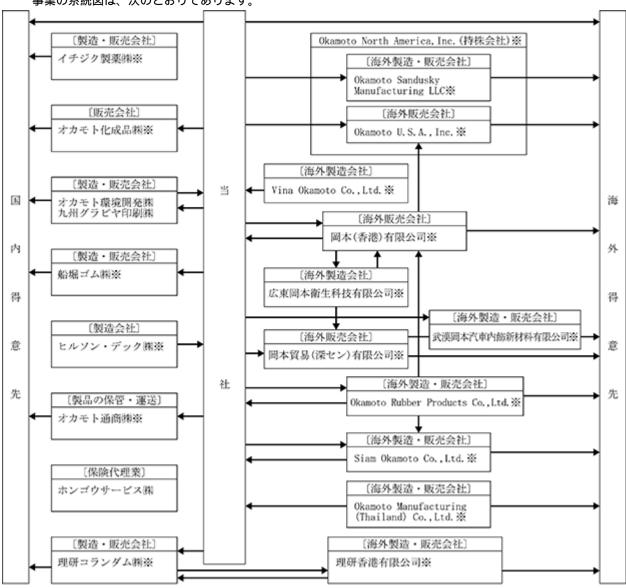
事業内容の当社と関係会社の位置付けは、次のとおりであります。

なお、事業区分は「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメント情報の区分と同一のものであります。

	プラスチックフイルム、壁紙、自動車内装材、産業資材の製造・仕入及び販売を行っております。 (会社名)
産業用製品	当社、オカモト化成品㈱、船堀ゴム㈱、Okamoto U.S.A.,Inc.、 岡本(香港)有限公司、岡本貿易(深セン)有限公司、Siam Okamoto Co.,Ltd.、 Okamoto Manufacturing(Thailand)Co.,Ltd.、Okamoto Sandusky Manufacturing,LLC、理研コランダム㈱、理研香港有限公司、オカモト環境開発㈱、 武漢岡本汽車内飾新材料有限公司、九州グラビヤ印刷㈱
生活用品	医療・日用品、シューズ、衣料・スポーツ用品の製造・仕入及び販売を行っております。 [会社名] 当社、イチジク製薬(株)、ヒルソン・デック(株)、 Okamoto U.S.A., Inc.、岡本(香港)有限公司、岡本貿易(深セン)有限公司、 Siam Okamoto Co., Ltd.、Okamoto Rubber Products Co., Ltd.、 Vina Okamoto Co., Ltd.、広東岡本衛生科技有限公司
その他	製品輸送及び保管事業を行っている会社は下記のとおりであります。 オカモト通商㈱ 太陽光発電事業を行っている会社は下記のとおりであります。 当社 持株会社は下記のとおりであります。 Okamoto North America, Inc.

#### [事業系統図]

事業の系統図は、次のとおりであります。



※は連結子会社

←は製品の流れ

# 4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金又 は出資金 (百万円)	主要な事業 の内容		権の 所有〕割合 被所有 割合(%)	関係内容
(連結子会社) イチジク製薬㈱	東京都文京区	35	生活用品	100		役員の兼任1名
オカモト化成品(株)	東京都 文京区	33	産業用製品	100		当社のプラスチックフイ ルム等の販売先 役員の兼任 2 名
オカモト通商㈱	東京都 文京区	45	その他	100		当社製品の保管輸送 営業用固定資産の賃貸 役員の兼任2名
ヒルソン・デック(株)	東京都 文京区	12	生活用品	100		当社の医療・日用品の 仕入先 役員の兼任2名
船堀ゴム(株)	東京都 文京区	10	産業用製品	100		役員の兼任3名
理研コランダム(株)	埼玉県 鴻巣市	50	産業用製品	100		
岡本(香港)有限公司	中国香港	千香港ドル 6,000	産業用製品 生活用品	100		主として当社の医療・日 用品の販売先 役員の兼任1名
Okamoto U.S.A., Inc.	CONNECTICUT U.S.A.	千米ドル 2,000	産業用製品 生活用品	100 (100)		主として当社のプラス チックフイルム等の販売 先 役員の兼任 2 名
Siam Okamoto Co., Ltd.	PHATHUMTHANEE THA I LAND	千バーツ 245,000	産業用製品 生活用品	100		主として当社の医療・日 用品の仕入先 役員の兼任3名
Okamoto North America, Inc.	DELAWARE U.S.A.	千米ドル 22,600	その他	100		役員の兼任2名
Okamoto Sandusky Manufacturing,LLC (注4)	OHIO U.S.A.	千米ドル 20,598	産業用製品	100 (100)		役員の兼任4名
Okamoto Manufacturing (Thailand)Co.,Ltd.	PHATHUMTHANEE THA I LAND	千バーツ 41,000	産業用製品	100 (100)		当社の食品衛生用品の 仕入先 役員の兼任3名
Okamoto Rubber Products Co., Ltd.	PHATHUMTHANEE THA I LAND	千バーツ 80,000	生活用品	100		当社及び子会社の医療・ 日用品の仕入先 役員の兼任2名
岡本貿易(深セン)有限公 司	中国広東省	千中国元 4,842	産業用製品 生活用品	100 (100)		主として当社の医療・日 用品他の販売先 役員の兼任1名
Vina Okamoto Co., Ltd.	HAIDONG PROVINCE VIETNAM	百万ベトナ ムドン 40,228	生活用品	100 (100)		当社の衣料・スポーツ用 品の仕入先 役員の兼任1名
広東岡本衛生科技有限公 司	中国広東省	千米ドル 3,000	生活用品	95 (95)		当社の医療・日用品の販売先 役員の兼任1名
理研香港有限公司	中国香港	千香港ドル 100	産業用製品	100 (100)		
武漢岡本汽車内飾新材料 有限公司	中国湖北省	千米ドル 6,000	産業用製品	100 (100)		役員の兼任2名

- (注) 1 「主要な事業の内容」欄には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。
  - Okamoto North America, Inc. 及びOkamoto Sandusky Manufacturing, LLCは特定子会社であります。
  - 3
  - 「議決権の所有〔被所有〕割合」欄の( )内数字は間接所有割合(内数)であります。 Okamoto Sandusky Manufacturing,LLCについては、売上高(連結会社相互間の内部取引高を除く)の連結売上 高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等 21,712 百万円 売上高 経常利益 423 " 当期純利益 381 " 純資産額 1,614 総資産額 12,795

## 5 【従業員の状況】

## (1) 連結会社の状況

2025年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)		
産業用製品	1,241(143)		
生活用品	1,032(189)		
その他	334(72)		
全社(共通)	97(9)		
合計	2,704(413)		

- (注) 1 従業員数は、当社グループから当社グループ外への出向者を除き、当社グループ外から当社グループへの出 向者を含む就業人員数であります。
  - 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
  - 3 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
  - 4 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

### (2) 提出会社の状況

2025年 3 月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
1,165(332)	40.2	15.7	6,438

セグメントの名称	従業員数(名)
産業用製品	616(114)
生活用品	234(159)
その他	234(50)
全社(共通)	81(9)
合計	1,165(332)

- (注) 1 従業員数は、当社から他社への出向者を除き、他社から当社への出向者を含む就業人員数であります。
  - 2 従業員数欄の(外書)は、臨時従業員の年間平均雇用人員(1日8時間換算)であります。
  - 3 臨時従業員には、季節工、パートタイマー及び嘱託契約の従業員を含み、派遣社員を除いております。
  - 4 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。
  - 5 全社(共通)は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

# (3) 労働組合の状況

組合名:オカモト労働組合(日本ゴム産業労働組合連合)

組合員数:992名(2025年3月31日現在の人数であり、出向者を含んでおります。)

(労使関係について、特に記載すべき事項はありません。)

なお、連結子会社である理研コランダム㈱の労働組合は日本化学エネルギー産業労働組合連合会に所属しております。

また、それ以外の連結子会社には労働組合は組織されておりません。

# (4)管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 提出会社

		当事業年度			
管理職に 占める 女性労働者	男性労働者の 育児休業	労働者の男女の 賃金の差異(%)(注1)			補足説明
タ性労働者 の割合(%) (注 1)	取得率(%) (注 2)	全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
8.8	63.2	61.8	77.5	53.2	(注3)

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
  - 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規 定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成 3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
  - 3 男女の賃金の差異については、男性の賃金に対する女性の賃金割合を示しております。なお、賃金の基準は 性別に関係なく同一であり、等級別人員構成の差によるものであります。賃金は、基本給、賞与及び基準外 賃金を含んでおります。

#### 連結子会社

		当事業年度				
名称	管理職に占める 女性労働者の割	男性労働者の 育児休業取得率	労働者の男女の 賃金の差異(%)(注1)		補足説明	
白柳	合(%)(注1)	月况怀耒取侍卒 (%)(注2)	全労働者	正規雇用 労働者	パート・ 有期労働者	
理研コランダム(株)	0.0	100.0	65.2	78.5	73.4	(注3)

- (注) 1 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
  - 2 「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
  - 3 男女の賃金の差異については、男性の賃金に対する女性の賃金割合を示しております。なお、賃金の基準は 性別に関係なく同一であり、等級別人員構成の差によるものであります。賃金は、基本給、賞与及び基準外 賃金を含んでおります。

## 第2 【事業の状況】

## 1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において、当社グループ(当社及び連結子会社)が判断したものであります。

## (1) 会社の経営の基本方針

当社は「創意あふれる技術を結集して、健康的で快適な人間生活に寄与する商品をつくり出し、当社に関係するすべての人々により大きな満足を与えることをめざす」ことを企業使命とし、以下の事項を経営理念に据え、グループの総力を尽くしてこれらを実現させながら企業価値の増大を図るとともに、結果としてお客様、株主、従業員、その他のステークホルダーの信頼を得て、経済・社会の発展に貢献してまいります。

法令(行政上の通達・指針等を含む)、就業規則及び企業倫理を遵守する。

独自の技術を基盤に人々の生活に役立つ商品を多面的、積極的に開発し提供していく。

高品質を徹底して追求することによってオリジナルブランド「オカモト」への信頼感を高め、国内・国際市場で強い競争力を維持していく。

可能なかぎりの合理化努力を続け、つねにユーザーやお客様に歓迎されるよい仕事を継続する。

社内においては、協調を旨とし、全員一丸となって生き甲斐と潤いのある職場環境を創造していく。

# (2) 目標とする経営指標

当社はROE (株主資本利益率:当期利益/株主資本)を世間一般の要求水準とされている8%以上とすることを目標としております。過去の株価等の市場データに基づき、CAPM(資本資産評価モデル)により推計される当社の株主資本コストはこれを下回る水準ですが、中長期的に株主資本コストを上回るリターンを継続することによって企業価値の増大を目指してまいります。

# (3) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、原油価格や為替の変動及び海外発の不安が引き続きリスクとなっておりますが、上記の経営方針のもと更なる成長と事業基盤の拡大に努めるため、次の課題に重点的に取り組んでまいります。

産業用製品事業及び生活用品事業それぞれにおいて、社内の研究開発の推進に加えて、事業の継承や経営権の取得等を通じて事業の多角化を進めるとともに、これらの事業並びにグループにおける生産面及び販売面での 一層の相乗効果を創出し、グループ全体の売上及び利益の向上を目指す。

原材料価格や為替の変動等による事業環境の変動に対応できるよう、固定費・経費の圧縮等を更に進めるとともに、研究開発センターを中心に長年培ってきた技術を生かして製造コストの削減を継続的に行い、効率的なモノづくりの強化に努め、更に、資材調達から物流までのサプライチェーンの最適化及び強化を進め、確たる利益を継続的に計上すべく体質を強化する。

品質の追求と顧客ニーズに合致した競争力のある高付加価値の新製品を市場に投入し続けていくために営業、 工場が一体となって研究開発力の維持・向上を図ることで、ブランド力を強化し、中長期的に市場競争力を高 めていく。

コンドームの製造・販売会社として、HIV/AIDSをはじめとするSTI(注1)予防啓発活動を積極的に展開し、環境問題や社会的要請への取り組みを強化し、サステナビリティ(持続可能な社会)の実現を目指す。

(注1)「STI」とは、「Sexually(性) Transmitted(感染) Infection(症状)」の略で、日本語では「性感染症」といいます。

製造現場での再生可能エネルギーの積極的な活用と更なる省エネの推進、生産性を更に改善させるための設備 投資による廃棄物の削減、及び太陽光発電事業の維持発展等を通じて持続可能な成長を図る。

## (4) 優先的に対処すべき事業上及び財務上の課題

今後の見通しにつきましては、足元の国内経済は、食料品など非耐久財を中心とした物価高騰によって家計の節 約志向が高まっているものの、所得環境は緩やかに改善され、堅調に推移するインバウンド需要、底堅い企業の設 備投資への意欲もあり、景気は緩やかに持ち直しています。

しかしながら、国際情勢関連では、米国の通商政策動向が見通せないことから警戒感が強まっており、世界経済の景気後退、地政学的リスクの高まり、為替相場の不安定化などの可能性により、世界経済は以前にも増して不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、製造業たる当社といたしましては、変動的な国際情勢に起因する市況悪化や長期化する原材料価格の高騰に対処し、利益向上を図るために、市場の需要を踏まえ、生産販売数量を増加させること、稼働効率を高めることは不可欠であると認識しております。そのためには、固定観念に囚われず、新素材・新技術の研究開発により新たな市場を開拓し需要を創出することや、少子高齢化社会に対応すべく工場設備の省人化を進めるなど生産体制を最適化することが、喫緊の課題であります。

産業用製品事業においては、主力であるプラスチック製品は、食品・飲料、消費財、自動車、電気・電子などの幅広い業界で製品の消費が世界的に増加しております。一方で、世界レベルでの温室効果ガス削減や環境負荷軽減の動きを踏まえた「脱プラスチック」の影響も重なり、社会的にも3R(Reduce、Reuse、Recycle)の推進が求められております。当社としてもこの状況に対応するために、環境負荷に配慮した新素材の研究やリサイクル素材の活用を視野に入れ、新たな機能性・用途の開発等により細かなニーズの獲得に努めてまいります。加えて、国内工場の一部では生産ラインから製品倉庫までを一気通貫したオートメーション化を進めており、コスト削減及び生産効率改善を推進しております。また、自動車内装材は、米国の関税政策の影響により先行きの不透明感は増しておりますが、あらゆる状況に柔軟に対応すべく、変わり続ける市場ニーズを的確に捉えた新製品の開発や積極的な販売戦略を展開してまいります。

生活用品事業においては、主力であるコンドーム市場は、訪日外国人によるインバウンド需要が活況化しておりますが、日本国内においては少子化の影響もあり、先行きが不透明な状況にあります。今後も、国内ではジェネレーションごとのマーケティング戦略を展開、新商品の上市や店頭での積極的な販促活動を行います。特にZ世代に関しては消費傾向の特性を理解し、効果的なアプローチ方法を図ってまいります。また海外では、引き続き技術力及びブランド力を強化し、現地文化・宗教観・倫理観に則した広告戦略として、ターゲットに沿った効果的なSNSマーケティグを展開することでマーケットシェア拡大に努めてまいります。

その他の生活用品は、既存製品のブランド力の強化を図りながら、近年の市場拡大で注目されているフェムテック分野の製品ラインアップ拡充や各種環境配慮商品の拡販など、多様化する消費者のニーズを踏まえた新製品の開発と新たな販路開拓や積極的な販売戦略に努めてまいります。

全社的には、引き続きサステナビリティに係る対応を経営上の重要課題と認識し、創業以来の創意あふれる技術を結集し、健康的で快適な人間生活に寄与する製品を作り出すことで社会に貢献し、ステークホルダーの皆様により大きな満足を与えることを使命としたサステナビリティ基本方針を掲げて経営を推進してまいります。

環境配慮の面では、脱炭素社会の実現に向けたエネルギー使用量とCO2排出量の削減や産業廃棄物の削減・縮小に取り組み、企業としての社会的責任を果たすべく活動してまいります。多種多様なリスクへの対応では、BCP対策として、各既存工場の自然災害対策を図るとともに、新しい生産・物流面の拠点とすべく2024年に着工した岡山工場・倉庫の稼働に向けた準備を進めてまいります。

また、これまでも行っていた人権尊重の取り組みを一層強化するために、2025年3月には「オカモトグループ人権方針」を策定いたしました。本方針に基づき、当社のパーパスである「モノづくりの可能性から、身近な『うれしい』を暮らしと社会に造り続ける。」を実現するため、事業活動にかかわる全ての人々の人権を尊重する取り組みに努めてまいります。

製造業として「安全は、全てに優先する」を理念とし、従業員の安全衛生の確保が企業活動の最重要基盤であると考え、多様な人材が闊達に働ける企業として、全てのステークホルダーが健全な社会生活を送れる企業体であり続けるよう持続的な成長を目指すコーポレート・サステナビリティを実現してまいります。

更に、幅広く株主の皆様の支持を得られるよう、資本コスト・株価を意識した経営に努め、持続的成長が期待できる分野への経営資源の重点配分や事業ポートフォリオの再構築により生産性の向上や収益力の強化を図ってまいります。加えて、サステナブルな企業として中・長期的な視点での企業価値の向上を実現するため、環境、社会、経済の持続可能性に配慮し、各ステークホルダーとの対話・協働と、ガバナンスやリスク管理体制の充実を図り、より透明性の高い経営を行うとともに、それらに関する情報の積極的な開示に努めてまいります。

# 2 【サステナビリティに関する考え方及び取組み】

当社グループのサステナビリティに関する考え方及び取組みは、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

#### (1) サステナビリティ基本方針

当社は創業以来の創意あふれる技術を結集し、健康的で快適な人間生活に寄与する製品を作り出すことで、社会に 貢献しステークホルダーの皆様により大きな満足を与えることを使命としております。

「身近な暮らしを科学する」をコーポレートスローガンとして掲げ、安全で高品質な製品の企画開発を通じ、新たな価値を創造しながら継続的な成長と持続可能な社会へ貢献することにより、コーポレート・サステナビリティを実現いたします。

また「モノづくりの可能性から、身近な「うれしい」を暮らしと社会に造り続ける」をパーパスとし、社会からの信用、信頼に堅実に応えながら、あたり前の暮らしの質を守り、革新し続け、社会のそして世界の役に立ち続けるために事業活動に取り組んでおります。

# ガバナンス

当社はサステナビリティに係る対応を経営上の重要課題と認識し、サステナビリティ委員会を中心とするガバナンス体制を構築するとともに、取締役会による指示・監督を行っております。サステナビリティに係る事項は、代表取締役社長執行役員が統括しております。

組織体	開催頻度	役割	責任者
取締役会	月1回以上	取締役会は、サステナビリティ関連 のリスクと機会に係る重点課題につ いて、執行役員会経由で取組状況や 目標の達成状況の報告を受け、その 報告内容を監査し、対応策を指示し ます。	代表取締役 社長執行役員 (議長)
執行役員会	1回/月	執行役員会は、サステナビリティ委員会より報告を受けた検討内容につき、サステナビリティ関連事項が事業に与える影響について評価し、対応策の立案及び目標の設定を行い、達成状況を管理します。	代表取締役 社長執行役員 (議長)
サステナビリティ委員会	1回/月	サステナビリティ委員会は、サステナビリティに係るESG重点課題が事業に与える影響について定期的に分析・評価を行い、識別したリスクの最小化と機会の獲得に向けた対応策を示し、サステナビリティ推進室を通じ社内各部署に指示を行うとともに、その対応策の達成状況を執行役員会に報告します。	代表取締役 社長執行役員 サステナビリティ担当役員 (議長)

#### サステナビリティ委員会

サステナビリティ委員会は、取締役常務執行役員、関係部署の担当執行役員、関係部署の部長等によって構成されており、事業活動を通じて継続的な成長と、持続可能な社会へ貢献することを目的として、サステナビリティに係る経営課題に対する一元的な対応を推進しております。

今後といたしましては、温室効果ガス(Scope 3)の把握に向けての検討やCSR調達方針の精査など、サステナビリティに係る課題について取り組みを進めてまいります。

2025年3月よりは、責任あるサプライチェーン調達や人権問題の検討等を円滑に推進していくことを視野に、調達部門の責任者である資材部長をサステナビリティ委員会のメンバーとして加えております。

101 H32-H11 345 75 H	日でのも見行の民でノスノノにノノー女具	4000	<i>&gt;</i>
	役職	氏名	
委員	取締役 常務執行役員	田中	祐司
委員	常務執行役員 システム戦略部・技術 全般担当	田中	健嗣
委員	常務執行役員 医療品部・生活用品部 担当	久米	孝之
委員	執行役員 人事部長	山﨑	実
委員	執行役員 経営管理室長	谷口	雄二
委員	執行役員 経理部長	細谷	久雄
アドバイザー	取締役 常勤監査等委員	髙島	寛

(注)サステナビリティ委員会のメンバーにつきましては、2025年3月31日時点での取締役及び関係部署の担当 執行役員のみを記載しております。

当該事業年度におけるサステナビリティ委員会の具体的な検討内容は、以下のとおりです。

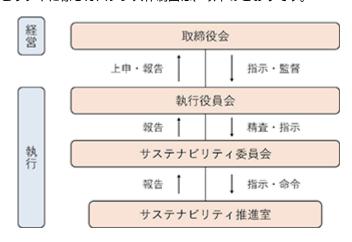
		尹未十反にのける	
開催実績   12回	回	.績 12	開催実績
主な議題 ・サステナビリティに関する考え方及び取り組みに係る開示について ・オカモトグループ人権方針についての検討 ・人的資本、多様性に関する開示の検討 ・連結子会社の規程類改訂について ・工場経費購買に関する内部統制の構築、評価について ・マテリアリティ(重要課題項目)設定の検討 ・2024年CDP質問書回答について ・TCFDシナリオ分析について ・TCFD提言に準じた開示について ・TCFD提言に準じた開示について ・政府で検討されている2026年からの排出量取引参加義務化について ・Scope 3 排出量算定の取り組みについて ・事業所から排出されている廃棄物の算定について	オカモトグループ人 人的資本、多様性に 連結子会社の規程類 工場経費購買に関す マアリアリティ(重 2024年CDP質問書回名 TCFDシナリオ分析に TCFD提言に準じた開 政府で検討されてい Scope 3 排出量算定の		主な議題

なお、サステナビリティ委員会において検討しました具体的な審議内容及びその進捗状況につきましては、 2024年度は取締役会(8回)及び執行役員会(8回)に報告しております。

#### サステナビリティに係る所管部署

サステナビリティ推進室は、サステナビリティ委員会の下部組織として、サステナビリティ委員会の指示・ 命令に従いサステナビリティに関する情報収集、社内各部署のサステナビリティに係る教育、取り組み状況の 確認や指示目標の達成数値を集計し、サステナビリティ委員会に報告しております。

当社のサステナビリティに係るガバナンス体制図は、以下のとおりです。



#### リスク管理

サステナビリティ関連リスクを識別・評価・管理するプロセス

当社では、気候変動を含むサステナビリティ課題が当社にもたらすリスク及び機会等について、サステナビリティ委員会が主体となって議論を行っております。

サステナビリティ推進室は、サステナビリティ委員会の具体的な指示・命令に従い、社内各部署のサステナビ リティに係るリスク及び機会等に関する教育、指導を行うとともに情報を収集・集約し、サステナビリティ委員 会へ報告いたします。

サステナビリティ委員会は、識別されたサステナビリティ関連リスクについてリスクの潜在的な大きさを総合的に判断・評価した上で、優先度を議論しその結果を執行役員会に報告いたします。

執行役員会は、報告を受けたサステナビリティ関連事項が事業に与える影響について評価し、内容を精査した上で取締役会に報告いたします。

取締役会は、サステナビリティ関連のリスクと機会に係る重点課題について、その取り組み状況や目標達成状況の報告を受け、その報告内容を監査し、対応策を指示いたします。

事業におけるリスク及び機会は、当社の課題や事業における環境側面の結果などを総合して特定し、今後の計画の中で管理し、当社全体で取り組んでまいります。

#### 戦略

a. 組織が識別した、短期・中期・長期の気候変動リスク及び機会

当社は気候変動に係るリスク及び機会の分析にあたっての影響度と時間軸の定義につきましては、下記のとおりです。

影響度	定義
大	当社の信用や事業戦略への影響または財務影響が大きいと想定される
中	当社の信用や事業戦略への影響または財務影響が中程度と想定される
時間軸	「2050年の社会像」を想定

## b. 気候関連のリスク及び機会が組織のビジネス・戦略・財務計画に及ぼす影響

当社は、気候変動が当社に与えるリスク・機会及び事業に与えるインパクトの評価とその対応策構築を目的として「平均気温が1.5」での移行リスク・物理的リスクと機会、「4 上昇」で物理的リスクと機会の「シナリオ分析」を行いました。

それぞれの平均気温上昇時に移行リスク・物理的リスクと機会において事業インパクトを特定し、2050年までの対応策実現に向けて検討を進めております。

当社のシナリオ分析に係る定義につきましては、下記のとおりです。

TIZEFF F F F F F F F F F F F F F F F F F F				
シナリオ	概要			
1.5 シナリオ	2050年に温室効果ガス排出量(GHG排出量)をネットゼロとするため、炭素税や排出量取引、プラスチック規制など、脱炭素に向けた政策が強化されます。それに伴い、温室効果ガス削減取り組みの要請、バージンプラスチックから再生・バイオプラスチックへの移行、低炭素製品等の需要拡大が想定されます。なお、気温上昇が抑えられることから、物理的な影響は大きくないことが予想されます。			
4 シナリオ	化石燃料への依存により経済が発展し、気候変動に対する政策は十分に講じられず、脱炭素技術はあまり進展しません。一方で、気温上昇に伴い、空調設備や熱中症対策の必要性が高まるとともに、洪水などの気象災害の激甚化が生じ、物理的な被害が拡大することが予想されます。			

参考資料 1.5 シナリオ: IEA (国際エネルギー機関)

参考資料 4 シナリオ : IPCC (気候変動に関する政府間パネル)

シナリオ分析

 リスク
 大

 機会
 中

- 部に影響がある

シナリオ	分類	要因	変化	区分	評価	当社への影響	当社の対策
1.5°C	移行	炭素税導入 (カーボンブライシン グ)	調達コストの増加	リスク	ф	カーボンブライシング導入により、原材料 への価格転嫁が行われた場合、調達コス トが増加	- 販売価格の見迫し - 環境負荷を低減する原材料への切替
(2℃未満)			操業コストの増加	リスク	ф	カーボンプライシング導入により、操業に よる湿察効果ガス排出量に応じたコスト 負担が増加	<ul> <li>製造条件の見逾しによる燃料費削減</li> <li>・再生可能エネルギーへの切替</li> <li>・グリーン電力証実購入によるカーボンプライシング負担の軽減</li> </ul>
			輸送コストの増加	リスク	ф	カーボンブライシング導入により、輸送コ ストが増加	・在庫管理の適正化で無駄な輸送を減らしコストを削減 ・頻度総合等による配送効率化
			開発コストの増加	リスク	ф	原材料代替のための研究開発コストが増 加	<ul><li>・コストダウンが見込める環境に配慮した代替原材料の探索及びその研究開発</li></ul>
		ステークホルダーの気 候変動への懸念・関心 増加	GHG排出量階加企業への 評判悪化	リスク	ф	2室効果ガス排出量解減目標の未達や 情報競示が不十分であった場合、ステー クホルダーからの評判が低下する	・第三者機関による監査を受け、信頼性を高める ・TCFDに準じた開示の継続
			エシカル商品ニーズの拡大	機会	ф	環境に配慮した製品を提供することで、 当社プランドの価値が向上し、消費者か らの支持を得ることができる	<ul> <li>ブラスチックの使用量を減らすECO商品の開発</li> <li>環境配慮商品のプラスチック使用量を67%削減した除湿剤「水とりぞうさんecoビッグ1100ml」、「土に選せるカイロ」等の販路拡大</li> <li>グリーン購入法連合品布テーブ・燃焼時の二酸化炭素の発生量を指揮できる「ラミレス」等の販路拡大</li> </ul>
		税炭素の進展	プラスチック需要の減退	リスク	ф	環境意識が高まり、ブラスチック製品の 需要が減少	<ul><li>バイオマス、生分解性等、環境にやさしい代替素材の開発</li></ul>
	物理的	平均気温の上昇	自然災害が微増	リスク	ф	線状降水帯などによる豪雨の影響で水 吉が発生し、生産拠点に影響を与える(但 し、4℃シナリオに比べて軽度)	・ハザードマップを活用した漫水リスクの把握 ・異常気象を想定した生産体制の確立(設備の自動化等)
4°C	物理的 (急性)	異常気象の激甚化 (台風・豪雨・土砂災 吉・高潮等)	サプライチェーンにおける被 災リスクの高まり	リスク	大	調達先を中心に豪雨や台風被害が発生し た場合、原材料供給の停止、生産活動に 影響	- 調達先の被災リスクの検認及び対策要請 - 一定期間分の原材料在車を確保する - 複数社からの調達を検討
			自社拠点の被災リスクの高 まり	リスク	ж	基大な水害が発生した場合、生産拠点が 浸水被害を受ける	- 防水壁などの浸水対策 - 事業継続計画(BCP)の策定
			防災・災害復旧対策ニーズの 高まり	機会	ф	助災・減災対策は、持続可能な社会の実 現に寄与、防災関連商品の需要が増加す る	<ul><li>・防災関連製品の販路拡大(台級・豪雨夜旧作業増加によるラ パーブーツ等の増産など)</li><li>・防災対策新製品の開発</li></ul>
	物理的 (慢性)	平均気温の上昇	空調コストの増加	リスク	ф	工場や本社及び支店の冷房コストの上昇	- 高効率な空間機器や新熱材の導入
			気候変動の悪影響	リスク	ф	天然ゴムの収穫不良による価格高騰	<ul><li>代替素材への切替及びその研究開発</li></ul>
			温度上昇緩和需要の高まり	機会	ф	新熱フィルム等の需要取り込みが期待で きる	・新熱フイルム・新熱型紙の開発強化 ・需要増による増産体制の確立
			感染症の増加	機会	ф	医療、衛生間連商品等の需要が増加する	<ul> <li>・主力のコンドーム及び、携帯用衛生用品(使い切りビデ「袋験性 クリーンシャワープラス」、「おしりキレイ」等)、また各種衛生手袋等の総額拡大</li> </ul>
			設備のトラブル	リスク	ф	コンプレッサー等設備ユーティリティー設 保温度異常停止	- 高湿仕様コンプレッサーの導入 - 冷却用空調設置 - 盤クーラー設置

c.2 以下シナリオを含む様々な気候関連シナリオに基づく検討を踏まえた、組織戦略のレジリエンス 当社は、組織戦略のレジリエンスを検証するにあたり、リスクごとの事業インパクト分析を実施し、その結 果を基にシナリオ分析の検討を進めております。また、その対応策を分析し、部門別の重要施策やサステナビ リティ経営の基本戦略などに活用することで、レジリエンス保持に努めてまいります。

#### 指標及び目標

気候関連のリスク対応において、温室効果ガス排出量の削減が重要であることと認識しております。まずは、サステナビリティ関連リスクのうち気候関連リスク・機会を管理するため、温室効果ガス(Scope 1 . 2 )排出量の把握を重要な指標と定め、中長期的な温室効果ガス排出量削減を目指し、オカモトグループ各社における温室効果ガス排出量の把握を実施いたしました。今後といたしましては、温室効果ガス(Scope 3 )の把握に向けて、検討を進めてまいります。

	対象及び範囲		
地域	国内・海外を含む全エリア		
事業範囲	全工場及び全事業所		
企業範囲	オカモト株式会社及び連結子会社		

温室効果ガス把握内容		
Scope 1	自社の燃料使用等による直接排出	
Scope 2	自社が購入した電気などによる間接的な排出	

単位: t-CO2

	2023年度実績	排出量
Scope 1	単体	26,384
Scope 2	ロケーション基準 単体	45,107
Scope 2	マーケット基準 単体	42,014

単位: t-CO2

	2024年度実績	排出量
Scope 1	単体	27,090
Scope 2	ロケーション基準 単体	44,764
Scope 2	マーケット基準 単体	41,206

単位: t-CO2

	2024年度実績	排出量
Scope 1	連結	35,012
Scope 2	マーケット基準 連結	64,865

- 注)・連結については連結決算における連結範囲18社について、マーケット基準にて温室効果ガス (Scope 1.
  - 2)排出量の算出をしております。
  - ・数値は自社での算出によるものであり、第三者機関による検証を受けた保証された数値ではありません。

政府は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、カーボンニュートラルを目指すことを宣言しました。加えて、2030年度に、温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに50%削減の高みに向けて挑戦を続けていくことを表明しております。

当社といたしましても、政府が掲げる目標の達成に寄与できるよう、オカモトグループ各社における温室効果 ガス排出量削減に向けて対応を進めてまいります。

工場におけるエネルギー効率の向上と再生可能エネルギーの導入、環境に配慮した商品開発、廃棄物の削減、 リサイクルの強化等について検討を続けてまいります。

これらの検討を進めることが、企業の存在価値を更に高めるとともに、生産の効率化、製造業としての基盤強化、ひいては収益の向上につながると考えております。

#### (2) 人的資本、多様性に関する開示

戦略

#### 人材育成方針

当社は、「身近な暮らしを科学する」をコーポレートスローガンとして掲げております。

企業使命として、創意あふれる技術を結集して、健康的で快適な人間生活に寄与する商品をつくり出し、当社に関係するすべての人々により大きな満足を与えることを目指しております。

2024年2月1日の創立90周年を機に、これからも身近な暮らしを科学し続けていくために、私たちの社会での 役割や存在意義を議論し、当社パーパスを策定し、明文化いたしました。モノづくりへのこだわりと強い想い、 続けることへのこだわりを込めております。

#### <パーパス>

「モノづくりの可能性から、身近な「うれしい」を暮らしと社会に造り続ける」

パーパス実現のため、社会に貢献し続ける人材を育成いたします。

さらに当社は、人間重視の経営を目指し、個を尊重し、多様な人材が闊達に働ける企業を目指すとともに、働く人、その家族が健全な社会生活を送れる企業体であり続けてまいります。

特に対話を重視する組織風土醸成のため、社長自ら多くの社員との「座談会」の機会を持ち、各職場における 課題から当社の世の中における現在地、強み弱みを共有し、未来へどの様にアプローチしていくべきかを対話し 続けております。

#### 人権方針の策定

これまでも「人権に対する基本的な考え方」に則り、人権尊重に取り組んでまいりましたが、取り組みをより 一層強化するため、サステナビリティ委員会での議論を経て、2025年3月13日の取締役会において承認を受け 「オカモトグループ人権方針」を策定いたしました。

今後、責任あるサプライチェーンの構築を目指し、人権尊重の取組みを進めるために、「人権デュー・デリジェンス」を行うこと、次に「救済へのアクセスを整備すること」を検討しております。まずは、策定した人権方針を当社の取引先(サプライヤー)に周知し、ご賛同いただき、人権尊重への取り組みをお願いしてまいります

当社の事業活動に関わるすべての人々の人権を尊重し、その取り組みを推進していくことが重要だと考えております。

# 指標及び目標

人的資本の活用と多様性に関して、指標及び目標を次の通り掲げております。

指標	目標	実績 (当連結会計年度)
女性管理職比率	2033年までに10%以上	9.9%
男性の育児休業取得率	さらなる水準向上を目指します。	61.9%
男女間賃金格差の縮小	男女間賃金格差の縮小に向けて、賃 金や雇用管理のあり方を見直すため の視点や性別を問わず社員の活躍を 促進することを目指します。	61.5%

男性の育児休業取得率の目標を2026年までに35%以上としていましたが、2025年の実績が61.9%でしたので、上記の通り修正いたしました。

各指標に関する目標及び実績は、当社及び国内子会社の目標及び実績になっております。

#### 社内環境整備方針

当社は、様々な国で、様々な事業を展開していることに加え、事業領域や市場ニーズは急速に多様化が進んできておりますので、幅広く多様な人材を獲得するため、定期採用に加えて、経験者採用活動を実施いたします。 過去5年間の定期採用者に占める女性割合は24.4%となっております。また、外国籍の社員も採用いたしました。 引き続き、女性採用率向上と採用の国際化を目指してまいります。

また、採用した社員のスキル向上が組織及び企業としての競争力の向上に資することから、積極的かつ多様な社内教育を実施しております。取締役から新入社員まで、階層別の研修を実施しているほか、座学形式・討議形式・実践形式等の対面研修、WebによるE-learning研修等、様々なカリキュラムを行うことに加え、指導面接制度等により目標設定と進捗及び結果評価を実施し、目標遂行者の育成及び指導者の育成を行ない、実質的な人材の育成に力を入れております。

さらに、当社は、製造業として「安全は、全てに優先する」を理念とし、従業員の安全衛生の確保が企業活動 の最重要基盤であると考え、上記「理念」の下、「安全衛生方針」、「安全六原則」及び「行動六指針」を定め て活動しております。



特に職場においては、リスクアセスメントを実施し、事故やケガの予防活動に注力するとともに、心身の健康 の維持・増進のため、健康に関する啓発活動と定期健康診断を実施継続いたします。

#### 3 【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループ(当社及び連結子会社)が判断した ものであります。

#### (1) 原材料の調達に関するリスク

当社グループの製品群の多くは、石油など一次産品をもとにした原材料を加工したものが多く、当社の品質要件を満たす原材料を安定して調達できること、安価であることなどを考慮し、仕入れ業者を分散して調達しております。しかしながら、原油をはじめとする原材料価格の高騰や地政学的リスク、調達先の事業縮小・撤退により安定調達が困難になるリスク等が考えられます。以上のことから、安定的に調達できない場合や調達コストが著しく上昇する場合には、業績に影響を与える場合があります。

#### (2) 季節要因のリスク

当社グループの製品群には、カイロ、除湿剤等の季節的要因、特に冷夏・暖冬、低降水量・低降雪量といった天候の影響を受けやすい製品があります。機動的な生産、在庫の最適化に努めておりますが、これらの季節的要因については予測が困難であるため、その変動によって当社グループの経営成績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### (3) 海外展開に伴うリスク

当社グループは、事業をグローバルに展開しておりますが、これに伴い以下の場合には当社グループの経営成績や財政状態に悪影響を及ぼす可能性があります。

#### 為替変動リスク

当社グループは外貨建取引を行っておりますが、それらは為替レート変動による影響を受けることがあります。為替予約等による相場変動のリスクヘッジを行っているものの、急激な為替レートの変動は、業績に影響を与える可能性があります。

#### 地政学的リスク

当社グループではアジア及び北米地域に事業拠点を開設するとともに、製品や原材料の輸出入などグローバルに取引を展開しておりますが、昨今の国際情勢で経済格差が顕著な地域や一部には政治的な緊張感が高まっている地域があり、こうした地域で、政治変動・経済情勢の変化・法改正等により、著しい景気の悪化、労働力不足やストライキのほか、テロ、戦争などが発生した場合、当社グループの経営成績や財政状況などに影響を及ぼす可能性があります。

## 各国の経済通商政策リスク

当社グループは、事業をグローバルに展開しており、各国政府の経済通商政策の影響を受ける可能性があります。具体的には、免税であった輸出品が関税対象になる場合、あるいは元々関税対象だったがその関税が大幅に上昇する場合等のリスクがあります。また、直接的な関税賦課の影響に加え、その影響を受ける対象品の需要が減少することや、世界的に物品の流通に障害が出るなどの間接的な影響も想定されます。

このようなことから、特定の国・地域における経済政策の急激な変更、あるいは保護主義的な措置が導入された場合、当社の事業活動や収益性、投資計画に影響を及ぼす可能性があります。

## (4) 地震等自然災害及び感染症によるリスク

当社グループは、全社的に突発的な自然災害、不慮の事故の発生等に備えて、損害保険及び火災保険等により影響を最小限度に止めるよう努めておりますが、当社の産業用製品事業の中核を担う静岡工場は大規模地震発生の可能性を指摘されている地域に位置し、また、福島工場は「令和元年東日本台風」による浸水被害が発生した地域に位置しており、これらを含めた自然災害が発生した場合は、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、感染症の発生及び拡大は、原材料の継続的な調達、生産体制の維持、市場への製品の安定供給やサプライチェーンに著しい支障をきたす場合があり、経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

# (5) 気候変動に関するリスク

当社グループでは、気候変動により気温上昇が進んだ場合に考えられる台風・集中豪雨等の異常気象や自然災害によって工場等が損害を受けた場合は、復旧のためのコスト負担などが経営成績や財政状態に影響を及ぼす可能性があります。加えて、サプライチェーンが異常気象や自然災害によって損害を受けた場合も、原材料供給の停止などが生産活動に影響を及ぼす可能性があります。また、脱炭素社会に向けた各種規制の強化、炭素税の導入など移行時の環境変化により、今後の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (6) 製品の品質維持とブランドの毀損リスク

当社グループは、高い技術力に根差した高品質の製品を供給することにより築き上げてきた企業ブランド及び商品ブランドの維持・向上が経営上の重要課題であると認識しております。特に品質管理体制には万全を期しておりますが、予想を超える品質トラブルが発生すれば、売上の減少や企業ブランド価値の低下等経営成績や財政状態に支障をきたす懸念があります。また、従業員によるコンプライアンス違反やSNS等における根拠のない不正確な情報の拡散などが発生した場合、当社のブランドイメージが毀損し、消費者・取引先からの信頼を損なう可能性があります。その結果、当社グループの経営成績や財政状況などに影響を及ぼす可能性があります。

#### (7) 情報漏洩のリスク

当社グループは、事業活動において顧客等の個人や信用に関する情報を入手し、他企業等の情報を受け取ることがあります。これらの情報の秘密保持には細心の注意を払い、情報の漏洩が生じないよう最大限の管理に努めておりますが、不測の事態により情報が外部に流出する可能性があります。この場合には、損害賠償等の多額な費用負担が発生して、事業活動やブランドイメージに影響が及ぶ可能性があります。また、事業上の重要機密が第三者に不正流用されるおそれもあり、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

#### (8) 法律・規制・訴訟等のリスク

当社グループは、事業活動を行っている各国において、展開している事業に関連する様々な法律や規制の適用を受けております。今後、国内外における予期せぬ法律や規制の変更、新たな法律や規制により当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。また、当社グループはコンプライアンス(法令遵守)の徹底を図っておりますが、国内外の事業活動に関連して重要な訴訟等が提起された場合、当社グループの事業、財政状態及び経営成績に影響を及ぼす可能性があります。特に労務関係では、当社グループは労働法規に則った適正な管理体制を構築し従業員の労働環境の向上に努めておりますが、長時間労働、職場でのハラスメント及び雇用形態における不均衡などのコンプライアンスに抵触する問題が発生した場合、行政指導や法的措置を受けるリスク、あるいは従業員のモチベーションや定着率の低下を招く可能性があります。

#### (9) 固定資産の減損リスク

#### 産業用製品事業の減損リスク

当社グループの産業用製品事業が有する固定資産は、主として取引先の生産工程で使用されるなど事業者向けの製品を製造する設備であります。これら設備は事業者向けのため、製造設備の構造的規模あるいは投資金額が大きくなる傾向があり、短期的な回収より長期的な視点で設備投資を実施する場合があります。その場合、将来キャッシュ・フローを短期的に生成することができず減損損失に至る場合があります。

## 生活用品事業の減損リスク

当社グループの生活用品事業が有する固定資産は、主として消費者向けの製品を製造する設備であります。当社グループの一部製品は、他社と競合する製品が多数あり、その年の事業環境あるいは販売動向等、市場での商圏変動や販売価格変動等が起こりやすい環境下にあります。これにより収益性の低下が生じた場合、減損損失の兆候を認識し将来キャッシュ・フローを生成することができなかった場合は減損損失に至る場合があります。

## (10) 知的財産侵害に関するリスク

当社グループは、技術ノウハウの蓄積と知的財産権の保護に努めておりますが、第三者による知的財産権の侵害を効果的に防止できないことがあります。また、当社グループの製品又は技術が第三者の知的財産権を侵害したとして訴訟を受け、その訴えが認められた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

#### (11) 人材確保のリスク

当社グループの事業活動を継続的かつ安定的に展開していくためには、高い専門性と優れたマネジメント能力を有する人材の確保及び育成が不可欠であります。特に、研究開発、品質管理、海外事業などの分野においては専門性の高い人材の重要度が増しております。また、地方における人材獲得競争の激化、就労環境に対する意識の変化などにより、現場労働者の必要な人員の確保、育成が困難となる可能性があります。

今後も国内においては労働人口の減少が予測されますが、これらの人材の採用・定着・教育が計画通りに進まない場合、製品開発、生産体制の維持・拡充、及び営業活動に影響を及ぼす可能性があります。また、働き方改革やダイバーシティ推進に対する対応が遅れた場合、企業の魅力度や従業員満足度の低下を招き、人材流出や採用競争力の低下につながる可能性があります。

## 4 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

## (1) 経営成績等の状況の概要

当連結会計年度における当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー(以下、「経営成績等」という。)の状況の概要は次のとおりであります。

#### 財政状態及び経営成績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、資源・原材料価格の高騰などによる継続的な物価高で一部に足踏みがみられるものの、堅調な企業業績やインバウンド需要の増加、雇用・所得環境の改善により個人消費に持ち直しの動きがみられることなどから、総合的には緩やかに回復しております。一方で、国際情勢では米国の通商政策の行方の不透明性や地政学リスクの高まり及び中国経済の先行きの懸念、国内では物価高による消費者マインドの悪化や人手不足による供給の制約などの可能性から、先行きが不透明な状況が続いております。

このような経営環境のなか当社グループは、各セクションで事業戦略の遂行を進め競争力の強化に努めました。 営業部門では引き続き原材料高を鑑みた価格の適正化を図りつつ、国内外での積極的な活動によりシェアアップに 取り組んでまいりました。生産・管理部門では、原材料の安定的な調達や生産効率の更なる改善によるコスト縮減 を進めてまいりました。

また、理研コランダム株式会社の完全子会社化の実施、岡山県井原市の新工場・物流倉庫建設の着工、生産・資材管理新システムの導入に向けた準備など、将来を見据えた施策を着実に実行してまいりました。

結果、当連結会計年度における売上高は109,107百万円(前年同期比2.8%増)となりました。営業利益は8,701百万円(前年同期比13.3%減)、経常利益は9,764百万円(前年同期比19.2%減)、親会社株主に帰属する当期純利益は6,674百万円(前年同期比9.7%減)となりました。

#### a. 経営成績

セグメントごとの経営成績は、次のとおりであります。

#### (産業用製品)

一般用フイルムは、価格改定を実施しましたが市況が低迷し売上微減となりました。工業用フイルムは、滞留していた市場在庫も減少し、ステッカー用が好調で売上増となりました。建材用フイルムは、価格改定の実施に加え新規商圏の獲得があり売上増となりました。多層フイルムは、食品包装用、医療用及び工業材料用が堅調で売上増となりました。壁紙は、住宅着工件数の低迷が継続し売上減となりました。農業用フイルムは、価格改定の実施に加え新商品の発売があり売上増となりました。自動車内装材は、中国での日系メーカー生産減少の影響はあったものの、北米市場の好調が継続し売上増となりました。フレキシブルコンテナは、石油化学向けの需要が減少し売上減となりました。粘着テープは、包装用テープが堅調に推移し売上増となりました。工業テープは、眼鏡用及び車輌用が好調に推移し売上増となりました。食品衛生用品のうち、ラップはスーパーマーケット及び外食関連の新規獲得があり売上増となりました。食品用手袋は、価格競争が激しく売上減となりました。食品用脱水・吸水シートであるピチット製品は、外食向けの好調に加え食品加工向けも堅調で売上増となりました。研磨布紙等は、半導体向けの研磨材が得意先の在庫調整により売上減となりました。

以上により、当セグメントの売上高は74,628百万円(前年同期比5.1%増)、セグメント利益は1,338百万円(前年同期比38.4%減)となりました。

## (生活用品)

コンドームは、新商品の発売及びインバウンド顧客増加により売上増となりました。また、海外は中国景気低迷の影響を受けるも売上は微増でした。浣腸は、主要小売店での新規定番採用等があり売上増となりました。除湿剤は、店頭販売が堅調に推移し売上増となりました。カイロは、当初暖冬傾向でしたが年明けからの気温の低下で店頭販売が増加し前年並みとなりました。手袋は、家庭用手袋は大手得意先取引減少のため売上減となりました。医療用手袋は競争激化により売上減となりました。産業用手袋は価格改定に加え新規獲得もあり売上増となりました。メディカル製品のうち滅菌器は、市況の落ち着きにより売上減となりました。ブーツは、市況の低迷に加え価格改定の影響があり売上減となりました。シューズは、前年度に取り扱いアイテムの整理があり売上減となりました。

以上により、当セグメントの売上高は34,237百万円(前年同期比1.8%減)、セグメント利益は9,267百万円(前年同期比4.6%減)となりました。

(その他)

その他の事業は、物流受託事業及び太陽光発電事業であります。

当セグメントの売上高(セグメント間の内部売上高又は振替高を含む)は3,513百万円(前年同期比5.1%増)、セグメント利益は433百万円(前年同期比26.0%増)となりました。

#### b. 財政状態

#### (資産)

当連結会計年度末における総資産は146,134百万円で、前連結会計年度末と比べ2,275百万円増加しております。 流動資産は89,348百万円で、前連結会計年度末と比べ3,860百万円の増加となりました。これは主として、現金及び 預金1,464百万円、商品及び製品2,365百万円が増加したことによるものです。

固定資産は56,785百万円で、前連結会計年度末と比べ1,585百万円の減少となりました。これは主として、有形固定資産1,230百万円、無形固定資産667百万円が増加し、投資有価証券2,208百万円、長期貸付金992百万円が減少したことによるものです。

## (負債)

当連結会計年度末における総負債は51,669百万円で、前連結会計年度末と比べ607百万円減少しております。流動 負債は36,945百万円で、前連結会計年度末と比べ30百万円の減少となりました。これは主として、電子記録債務が 993百万円増加し、支払手形及び買掛金が1,065百万円減少したことによるものです。

固定負債は14,724百万円で、前連結会計年度末と比べ576百万円の減少となりました。これは主として、繰延税金 負債が427百万円増加し、退職給付に係る負債が854百万円減少したことによるものです。

#### (純資産)

当連結会計年度末における純資産は94,464百万円で、前連結会計年度末と比べ2,882百万円増加しております。これは主として、利益剰余金3,242百万円、為替換算調整勘定2,112百万円、資本剰余金701百万円が増加し、非支配株主持分が2,814百万円減少したことによるものです。

## キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、前連結会計年度末に比べ1,264百万円(3.4%)増加し、38,932百万円となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

## (営業活動によるキャッシュ・フロー)

営業活動の結果得られた資金は、7,240百万円(前年同期比44.1%減)となりました。

増加の主な内訳は、税金等調整前当期純利益9,721百万円、減少の主な内訳は、法人税等の支払額2,947百万円であります。

#### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

投資活動の結果使用した資金は、2,002百万円(前年同期比66.3%減)となりました。

収入の主な内訳は、投資有価証券の売却による収入1,482百万円、支出の主な内訳は、有形及び無形固定資産の取得による支出3,586百万円であります。

#### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

財務活動の結果使用した資金は、5,748百万円(前年同期比126.5%増)となりました。

支出の主な内訳は、配当金の支払額2,445百万円、自己株式の取得による支出1,044百万円であります。

生産、受注及び販売の実績

# a. 生産実績

当連結会計年度における生産実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)	
産業用製品	59,593	4.3	
生活用品	23,818	0.7	
合計	83,412	3.3	

<sup>(</sup>注) 1 金額は、販売価格によっております。

## b. 受注実績

当連結会計年度における受注実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	受注高(百万円)	前年同期比(%)	受注残高(百万円)	前年同期比(%)
産業用製品	42,374	1.2	3,308	11.0
生活用品	7,660	3.9	631	4.7
合計	50,035	0.5	3,940	10.0

## c. 販売実績

当連結会計年度における販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
産業用製品	74,628	5.1%
生活用品	34,237	1.8%
その他	241	4.7%
合計	109,107	2.8%

<sup>(</sup>注) 1 セグメント間取引については、相殺消去しております。

# (2) 経営者の視点による経営成績等の状況に関する分析・検討内容

経営者の視点による当社グループの経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

財政状態及び経営成績の状況に関する認識及び分析・検討内容

当社グループの事業領域は、大きく産業用製品事業と生活用品事業に分かれ、その代表的な製品は、産業用製品事業ではプラスチックフイルム、壁紙、フレキシブルコンテナ、車輌内装材、粘着テープ、食品衛生用品、食品用脱水・吸水シート等であり、生活用品事業ではコンドーム、カイロ、除湿剤、メディカル製品、手袋、シューズ等と多岐にわたります。これらの事業は1934年の創業以来培ってきた素材の研究と高度な技術の追求、並びに会社の統合・合併・事業の譲受等による製造技術・ノウハウの吸収により、成長してまいりました。これらの事業を基盤として当社グループは環境にやさしい製品を世に送り出し、株主・顧客・取引先・地域社会・従業員などの様々なのステークホルダーとの友好な関係の維持、発展に努めてまいりました。このような状況のなか、当連結会計年度における売上高は109,107百万円(前年同期比2.8%増)、在庫圧縮やコストダウンを継続し、営業利益は8,701百万円(前年同期比13.3%減)となりました。営業外損益は、為替レートの変動により436百万円の為替差損となりました。特別利益は、投資有価証券売却益1,221百万円を計上しております。特別損失は、収益性の低下が生じ短期的な業績回復が見込まれないと判断した事業(手袋事業、カイロ事業、フイルム事業、農業用フイルム事業、多層フイルム事業、工業テープ事業、壁紙事業、食品包装用事業及び研磨布紙事業)に関して減損損失を1,065百万円計上しております。これらにより、親会社株主に帰属する当期純利益6,674百万円(前年同期比9.7%減)となりました。

事業全体としては、堅調に推移するインバウンド需要、底堅い企業の設備投資への意欲もあり、景気は緩やかに 持ち直しています。しかしながら、国際情勢関連では、米国の通商政策動向が見通せないことから警戒感が強まっ ており、世界経済の景気後退、地政学的リスクの高まり、為替相場の不安定化などの可能性により、世界経済は以 前にも増して不透明な状況が続いております。それら仮定を定めた上で会計上の見積りを実施しております。

経営成績については「第2 事業の状況 4 経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析 a.経営成績」に記載のとおりですが、産業用製品事業のうち特に自動車内装材は、米国の関税政策の影響により先行きの不透明感は増しておりますが、あらゆる状況に柔軟に対応すべく、変わり続ける市場ニーズを的確に捉えた新製品の開発や積極的な販売戦略を展開してまいります。

生活用品事業のうち特にコンドームは、訪日外国人によるインバウンド需要が活況化しておりますが、日本国内においては少子化の影響もあり、先行きが不透明な状況にあります。今後も、国内ではジェネレーションごとのマーケティング戦略を展開、新商品の上市や店頭での積極的な販促活動を行います。海外市場では、各国の世情に沿ったSNS戦略で市場拡大を目指します。また、ASEAN地域など成長が期待できるエリアを取り込むように営業活動を行ってまいります。

今後、将来への成長をより加速・維持する経営を図るため、当社並びに連結子会社各社に至るまで収益の基盤を 広げ、かつ強固なものとするため設備投資を進めてまいります。

キャッシュ・フローの状況の分析・検討内容並びに資本の財源及び資金の流動性に係る情報

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比べ1,264百万円(3.4%)増加し、38,932 百万円となりました。

営業活動によるキャッシュ・フローは、税金等調整前当期純利益は230百万円増加し9,721百万円となりました。また、固定資産減損損失1,065百万円(前年同期比1,513百万円減)、売上債権の減少による増加3,100百万円(前年同期比3,585百万円増)、仕入債務の減少による減少2,469百万円(前年同期比3,448百万円減)、棚卸資産の増加による減少2,272百万円(前年同期比2,082百万円減)となりました。これらにより、営業活動によるキャッシュ・フロー全体では7,240百万円の増加(前年同期比5,717百万円の収入減)となりました。

投資活動によるキャッシュ・フローは、将来の事業基盤となる設備投資を実施しており、投資活動によるキャッシュ・フロー全体では2,002百万円の支出(前年同期比3,947百万円の支出減)となっております。

財務活動によるキャッシュ・フローは、株主還元の充実及び資本効率の向上等を目的とした施策としての配当金の支払額2,445百万円、自己株式の取得1,044百万円により財務活動によるキャッシュ・フロー全体では5,748百万円の支出(前年同期比3,210百万円の支出増)となっております。

よって、これらにより当連結会計年度末においての現金及び現金同等物は38,932百万円となりました。

また、当社グループの資本の財源及び資金の流動性については、円滑な事業活動に必要な流動性の確保を主眼とし、主として銀行等から長期借入金及び短期借入金にて資金調達を行っております。なお、現時点では借入れによる資金調達により一定程度手許資金が確保されている状況のため、社債等の資金調達手段は考えておりません。今後も今まで築いてきた金融機関等との良好な関係を確保しつつ、追加で資金が必要になった時点で最良の判断を行っていく考えであります。

更に当社グループは、様々な事業を展開していることから戦略的に資源配分を行っていく方針であります。特にここ最近では、将来の事業基盤を支える事業に積極的に設備投資を実施しており、設備投資額も高水準となっております。今後も経済状況を鑑み、競争力を維持していくための資源配分を行う考えであります。また同時に、株主還元の充実を図るため配当及び自己株式の取得も併せて実施する考えであります。

重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、わが国において一般に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成しております。この連結財務諸表を作成するにあたって、資産、負債、収益及び費用の報告額に影響を及ぼす見積り及び仮定を用いておりますが、これらの見積り及び仮定に基づく数値は実際の結果と異なる可能性があります。

連結財務諸表の作成にあたって用いた会計上の見積り及び仮定のうち、重要なものは「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1)連結財務諸表 注記事項 (重要な会計上の見積り)」に記載しております。

## 5 【重要な契約等】

当連結会計年度において、新たに締結した経営上の重要な契約等はありません。

#### 6 【研究開発活動】

当社グループは、今まで独自の技術とノウハウを培い、高品質、高性能を追求することにより、「オカモトブランド」に対する消費者の信頼性を高める努力を続けてまいりました。

今後も、常に消費者に求められる「人々の生活に役立つ環境にやさしい製品」を積極的に開発し、提供してまいります。

現在、産業用製品の研究開発は静岡研究開発センターを中心に、また生活用品については茨城研究開発センターを中心に行っております。

当連結会計年度における当社グループが支出した研究開発費の総額は1.356百万円であります。

セグメントごとの研究開発活動を示すと、次のとおりであります。

## (1) 産業用製品

当社が中心となり、プラスチックフイルム、農業用フイルム、車輌内装材、食品包装用フイルム、壁紙等の分野で、新素材、複合機能製品、非塩ビ製品、環境配慮製品等の消費者のニーズにあった製品開発を行っており、また粘着製品では包装用、工業用(電気・電子用テープ等)の新素材、新用途及び環境配慮製品の研究開発を行っております。

当セグメントに係る研究開発費の金額は1,025百万円であります。

#### (2) 生活用品

当社が中心となり、コンドーム、手袋、カイロ、除湿剤、介護用品、医療機器、シューズ、ブーツ等の分野にて 多様化するニーズに応えるため研究開発を行っております。

当セグメントに係る研究開発費の金額は330百万円であります。

# 第3 【設備の状況】

## 1 【設備投資等の概要】

当社グループ(当社及び連結子会社)は、主として産業用製品(主要製品:プラスチックフイルム、壁紙、車輌内装材、産業資材)と生活用品(主要製品:医療・日用品、シューズ、衣料・スポーツ用品)の製品の製造販売を行っており、その中での成長製品の開発、供給のために資本を集中することを方針として、設備投資を継続的に行っております。なお、有形固定資産のほか、無形固定資産への投資を含めて記載しております。

当連結会計年度の設備投資の総額は3,586百万円であり、セグメントごとの設備投資について示すと、次のとおりであります。なお、これらの所要資金は自己資金を充当しております。

#### (1)産業用製品

当連結会計年度の主な設備投資は、静岡工場におけるプラスチックフイルムの製造設備の合理化・更新を行い 2,267百万円の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

## (2)生活用品

当連結会計年度の主な設備投資は、茨城工場における医療・日用品の製造設備の合理化・更新を行い692百万円の 投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

## (3)その他

当連結会計年度は重要な設備投資を実施しておりません。

#### (4)全社共通

当連結会計年度の主な設備投資は、提出会社において、新基幹システム等のソフトウエアを中心とする626百万円 の投資を実施しました。

なお、重要な設備の除却又は売却はありません。

# 2 【主要な設備の状況】

# (1) 提出会社

2025年3月31日現在

   事業所名	セグメントの			帳簿	等価額(百万	円)		従業	
(所在地)	名称	設備の内容	建物及び 構築物	機械装置 及び運搬具	土地 (面積千㎡)	工具、器具 及び備品	合計	員数 (名)	
静岡工場 (静岡県吉田町)	産業用製品	プラスチッ クフイルム 他生産設備	1,776	1,413	528 (235)	200	3,918	468	
茨城工場 (茨城県龍ヶ崎市)	産業用製品 生活用品	医療・日用 品他生産設 備	1,036	1,275	530 (154)	73	2,916	287	
福島工場 (福島県いわき市)	産業用製品 生活用品	プラスチッ クフイルム 他生産設備	233	97	55 (73)	11	397	62	
つくば工場 (茨城県牛久市)	産業用製品	壁紙生産設 備	0	0	481 (43)	0	481	96	
本社 (東京都文京区)		全社管理 販売業務	188	16	452 (0.5)	16	675	252	

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

# (2) 国内子会社

2025年3月31日現在

2023年 3 月31 日現1									<u>/L I —</u>
						従業			
会社名	事業所名 (所在地)	セグメントの 名称	設備の内容	建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千 ㎡)	工具、器 具及び 備品	合計	員数 (名)
イチジク製薬(株)	本社 (東京都 墨田区)	生活用品	医療・日 用品の生 産設備	301	68	592 (1.9)	8	970	22
オカモト通商㈱	本社 (茨城県 牛久市)	その他	保管運送 設備・賃 貸	7	4	37 (14.4)	5	55	97

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

# (3) 在外子会社

2025年3月31日現在

		セグメントの 名称	- 設備の内容	帳簿価額(百万円)					
会社名	所在地			建物及び 構築物	機械装置 及び 運搬具	土地 (面積千 ㎡)	工具、器 具及び 備品	合計	. 従業 員数 (名)
Okamoto Sandusky Manufacturing,LLC	米国オハイオ州	産業用製品	産業用製 品の生産 設備	325	519	96 (89.0)	31	972	132
Okamoto Rubber Products Co.,Ltd.	タイ王国 パトゥム タニー県	生活用品	医療・日 用品の生 産設備	491	1,111	585 (32)	8	2,197	374

(注) 1 現在休止中の主要な設備はありません。

# 3 【設備の新設、除却等の計画】

# (1) 重要な設備の新設等

会社名	所在地	セグメントの	設備の内容	投資	予定額	資金調達	着手及び完了予定		
云仙石	X111   MIL18	名称	設備の内合	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	方法	着手	完了	
	静岡工場(静岡県吉田町)	産業用製品	プラスチックフイル ム、壁紙、産業用資 材の生産設備	1,995		自己資金	2025年4月	2026年 3 月	
茨城工場 (茨城県 龍ヶ崎市)	産業用製品生活用品	産業資材、医療・日 用品の生産設備	757		自己資金	2025年 4 月	2026年 3 月		
提出会社	福島工場 (福島県い わき市)	産業用製品生活用品	プラスチックフイル ム、医療・日用品、 衣料・スポーツ用品 の生産設備	253		自己資金	2025年 4 月	2026年 3 月	
	つくば工 場(茨城県 牛久市)	産業用製品	壁紙の生産設備	804		自己資金	2025年 4 月	2026年 3 月	
	岡山工場 (岡山県井原市)	産業用製品 生活用品	医療・日用品の生産 設備、プラスチック フイルム、医療・日 用品の倉庫	2,704		自己資金	2024年10月	2025年10月	

# (2) 重要な設備の改修(更新、合理化投資を含む)等

会社名 所在地	5C <del>7.</del> th		設備の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	投資	予定額	資金調達	着手及び完了予定		
	州往地	名称	政備の内谷	総額 (百万円)	既支払額 (百万円)	方法	着手	完了	
	静岡工場(静岡県吉田町)	産業用製品	プラスチックフイル ム、壁紙、産業用資 材の生産設備	464		自己資金	2025年4月	2026年 3 月	
提出会社	福島工場 (福島県い わき市)	産業用製品生活用品	プラスチックフイル ム、医療・日用品の 生産設備	32		自己資金	2025年4月	2026年 3 月	
	つくば工 場(茨城県 牛久市)	産業用製品	壁紙の生産設備	173		自己資金	2025年 4 月	2026年 3 月	

# (3) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

# 第4 【提出会社の状況】

# 1 【株式等の状況】

# (1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	80,000,000
計	80,000,000

## 【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (2025年3月31日)	提出日現在 発行数(株) (2025年 6 月25日)	上場金融商品取引所名又は登録 認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	17,899,367	17,699,367	l	単元株式数は100株で あります。
計	17,899,367	17,699,367		

# (2) 【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】 該当事項はありません。

# (4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2021年 5 月31日 (注) 1	500,000	19,099,367		13,047		448
2022年 5 月31日 (注) 1	500,000	18,599,367		13,047		448
2023年 5 月31日 (注) 1	500,000	18,099,367		13,047		448
2024年 5 月31日 (注) 1	200,000	17,899,367		13,047		448

<sup>(</sup>注) 1 自己株式の消却による減少であります。

<sup>2 2025</sup>年5月13日開催の取締役会決議により、2025年5月30日付で自己株式を消却し、発行済株式総数が200,000株減少しております。

## (5) 【所有者別状況】

2025年3月31日現在

	株式の状況(1単元の株式数100株)								<b>** + *#</b>
区分	政府及び	金融機関	金融商品	金融商品 その他の		外国法人等		計	単元未満 株式の状況 (株)
地方公共   団体	六   並 <sup>照(後)  </sup>   取	取引業者	法人	個人以外	個人	その他	ĒΙ	(1本)	
株主数 (人)		17	20	116	159	2	3,224	3,538	
所有株式数 (単元)		49,867	1,020	50,394	28,634	8	48,578	178,501	49,267
所有株式数 の割合(%)		27.94	0.57	28.23	16.04	0.00	27.21	100.00	

- (注) 1 自己株式563,250株は「個人その他」に5,632単元、「単元未満株式の状況」に50株含まれております。
  - 2 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の中には証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ16単元及び10株含まれております。

# (6) 【大株主の状況】

2025年3月31日現在

			2020 T 3 / 10 1 H 20 II
氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式(自己株式を 除く。)の総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社	港区赤坂 1 - 8 - 1	1,494	8.62
明治安田生命保険相互会社	千代田区丸の内2-1-1	1,485	8.57
丸紅株式会社	千代田区大手町1-4-2	1,442	8.32
株式会社みずほ銀行	千代田区大手町1-5-5	863	4.98
有限会社八幡興産	大田区久が原4-39-9	706	4.07
やよい会	文京区本郷 3 - 27 - 12	646	3.73
BNP PARIBAS MADRID / 2 S / JASDEC / SPANISH RESIDENTS / UCITS ASSETS (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	CALLE EMILIO VARGAS , 4 28043 MADRID , SPAIN (東京都中央区日本橋 3 - 11 - 1)	519	3.00
損害保険ジャパン株式会社	新宿区西新宿 1 - 26 - 1	488	2.82
株式会社日本カストディ銀行	中央区晴海 1 - 8 - 12	449	2.59
オカモトグループ社員持株会	文京区本郷 3 - 27 - 12	304	1.76
計		8,399	48.45

- (注) 1 上記のほか当社所有の自己株式563千株があります。
  - 2 上記の所有株式数のうち、信託業務に係る株式数は、次のとおりであります。

日本マスタートラスト信託銀行株式会社 1,494千株 株式会社日本カストディ銀行 449千株

# (7) 【議決権の状況】

# 【発行済株式】

2025年 3 月31日現在

			2023年3月31日現任
区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 563,200		権利内容に何ら限定のない当 社における標準となる株式
完全議決権株式(その他)	普通株式 17,286,900	172,869	同上
単元未満株式	普通株式 49,267		同上
発行済株式総数	17,899,367		
総株主の議決権		172,869	

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」及び「単元未満株式」欄には、証券保管振替機構名義の株式がそれぞれ1,600 株(議決権16個)及び10株含まれております。
  - 2 「単元未満株式」欄には、当社所有の自己保有株式が次のとおり含まれております。 自己保有株式 50株

## 【自己株式等】

## 2025年3月31日現在

					0 1 0 / J 0 · H · // I H
所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) オカモト株式会社	東京都文京区 本郷 3 - 27 - 12	563,200		563,200	3.15
計		563,200		563,200	3.15

# 2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 会社法第155条第3号及び会社法第155条第7号による普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】 該当事項はありません。

# (2) 【取締役会決議による取得の状況】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2023年11月10日)での決議状況 (取得期間2023年11月13日~2024年9月30日)	200,000	1,000,000,000
当事業年度前における取得自己株式	15,100	77,161,000
当事業年度における取得自己株式	184,900	900,829,000
残存決議株式の総数及び価額の総額		22,010,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)		2.20
当期間における取得自己株式		
提出日現在の未行使割合(%)		2.20

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
取締役会(2024年11月8日)での決議状況 (取得期間2024年11月11日~2025年9月30日)	280,000	1,500,000,000
当事業年度前における取得自己株式		
当事業年度における取得自己株式	26,900	138,389,000
残存決議株式の総数及び価額の総額	253,100	1,361,611,000
当事業年度の末日現在の未行使割合(%)	90.39	90.77
当期間における取得自己株式	75,300	384,230,500
提出日現在の未行使割合(%)	63.50	65.16

<sup>(</sup>注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月9日から有価証券報告書提出日までの取得株式数は含まれておりません。

## (3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

区分	株式数(株)	価額の総額(円)
当事業年度における取得自己株式	1,064	5,434,760
当期間における取得自己株式	112	577,880

<sup>(</sup>注) 当期間における取得自己株式には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

## (4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

E ()	当事業年度		当期間	
区分	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式	200,000	801,040,000	200,000	868,822,000
合併、株式交換、株式交付、 会社分割に係る移転を行った 取得自己株式				
その他(譲渡制限付株式報酬による処分)	6,800	28,392,380		
保有自己株式数	563,250		438,662	

<sup>(</sup>注) 当期間における保有自己株式数には、2025年6月1日から有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる株式数は含めておりません。

## 3 【配当政策】

当社は株主の皆様への利益還元を重要な政策と位置づけ、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、継続的かつ安定的な配当に加え、業績連動を考慮した配当を実施することを利益処分に関する基本方針としております。また、自己株式の取得及び自己株式消却を適宜行っております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本的な方針としております。配当の決定機関は、中間配当は取締役会、期末配当は株主総会であります。

この基本方針のもと、2025年3月期(2024年4月1日~2025年3月31日)の期末配当金につきましては、1株当たり60.00円としております。これにより、中間配当金と合わせて当期の年間配当金は120.00円となります。内部留保金につきましては、技術・商品の開発、人材育成、新規設備及び物流合理化への投資、並びに相乗効果が期待できる企業買収や事業の譲受けへの投資等を行っていく方針であります。

なお、剰余金の配当等は、取締役会の決議で行うことができる旨を定款に定めております。

## (注) 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (百万円)	1 株当たり配当額 (円)
2024年11月8日 取締役会決議	1,041	60.00
2025年 6 月26日 定時株主総会決議(予定)	1,040	60.00

## 4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

#### (1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、ビジョンとして掲げた「身近な暮らしを科学する」というテーマと、以下のとおりの企業理念を実現するため、株主・顧客・取引先・地域社会・従業員など様々のステークホルダーとの信頼関係の構築を目指し、社会貢献を果たすとともに、企業統治を充実させ、中長期的な企業価値、ひいては株主共同の利益の最大化に努めてまいります。

具体的には、機動的な意思決定のためリスクテイクの支援による機動的な経営の実現を図るとともに、主体的な情報の開示、株主等との対話を重視し、透明性のある経営に努めてまいります。

#### 企業理念

#### 《企業使命》

創意あふれる技術を結集して、健康的で快適な人間生活に寄与する商品をつくり出し、当社に関係するすべての人々により大きな満足を与えることをめざす。

# 《経営理念》

法令・就業規則・企業倫理を遵守する。

独自の技術を基盤に人々の生活に役立つ商品を多面的・積極的に開発し、提供していく。

高品質を徹底的に追求することによりオリジナルブランドへの信頼感を高め、国内・国際市場で強い競争力 を維持する。

合理化努力によりユーザーや顧客に歓ばれる仕事を継続する。

協調を旨とし、全社一丸となって生き甲斐と潤いのある職場環境を創造する。

#### 《行動基準》

理想と情熱をもって積極的に粘り強く困難に挑戦する。

安易さを求めることなく遵法の精神を持ち、気概と迫力をもって対処する。

人を理解するとともに人に理解されるよう努め、チームプレーを大切にする。

視野を広く持ち、世の変化に対応できる力を養う。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

当社は、企業理念の実現を通じて企業価値を向上させ、株主の皆様の共同の利益を長期的に増大し、株主の皆様に当社株式を長期にわたり、安心して保有していただけることを目指しております。また、コーポレート・ガバナンスの充実の要諦は、経営を委託された取締役が企業理念に基づき経営の執行者としての役割と経営の最高執行者の監督役割を峻別し、機動性と柔軟性を高めつつ、最善の意思決定を行うことで経営の健全性・公正性・透明性を確保することにあります。

当社は、機関設計として監査等委員会設置会社を採用しており、取締役会及び会計監査人を設置しております。また、2022年6月29日開催の定時株主総会後に執り行われた取締役会において、執行役員制度を導入いたしました。これは、経営の監視・監督機能の強化を図るとともに、取締役会における審議の一層の充実及び経営陣による迅速な意思決定ができる体制を構築することにより、コーポレート・ガバナンスの実効性をより一層高めることを目的としております。

取締役会は、提出日(2025年6月25日)現在、監査等委員でない6名の取締役及び3名の監査等委員である 取締役で構成され、毎月開催して重要事項の審議及び決議と当社グループの経営方針を決定するとともに、代 表取締役以下の業務執行を厳正に監査・監督しております。定例の取締役会には、監査等委員である取締役も 出席し、法令又は定款に規定する事項の決議及び業務の執行状況等経営上の重要事項につき、監査等委員であ る取締役にも意見を求め客観的な判断のもと審議・決議を行っております。また、必要に応じて臨時の取締役 会を開催し、機動的な経営の実現を目指しております。

取締役会の議長及び構成員は、以下のとおりであります。

議 長:岡本 邦彦(代表取締役社長執行役員)

構成員: 岡本 良幸(取締役会長)、岡本 優(代表取締役専務執行役員)、田中 祐司(取締役常務執行役員)、 池田 佳司(取締役常務執行役員)、相澤 光江(社外取締役)、髙島 寛(取締役常勤監査等委員)、深澤 佳己(社 外取締役監査等委員)、荒井 瑞夫(社外取締役監査等委員)

当社は2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」を提案しており、当該議案が承認可決されると、当社の取締役は6名となります。また、取締役会の議長及び構成員は、以下のとおりであります。

議 長:岡本 邦彦(代表取締役社長執行役員)

構成員: 岡本 良幸(取締役会長)、岡本 優(代表取締役専務執行役員)、田中 祐司(取締役常務執行役員)、田中 健嗣(取締役常務執行役員)、菅野 百合(社外取締役)、髙島 寛(取締役常勤監査等委員)、深澤 佳己(社外取締役監査等委員)、荒井 瑞夫(社外取締役監査等委員)となります。

監査等委員会は、1名の常勤監査等委員と2名の社外監査等委員の3名で構成され、監査方針及び監査計画に基づき、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役の職務執行を監査するとともに、毎月監査等委員会を開催し、法令遵守並びに株主利益を侵害する事実の有無について監査を行っております。また、会計監査人と監査情報の交換を行うとともに、経営管理室とも緊密に連携して監査結果や運営状況について報告を受けております。

監査等委員会の委員長及び構成員は、以下のとおりであります。

委員長:髙島 寛(取締役常勤監査等委員)

構成員:深澤 佳己(社外取締役監査等委員)、荒井 瑞夫(社外取締役監査等委員)

当社は、会計監査人としてEY新日本有限責任監査法人と監査契約を締結し、連結財務諸表及び個別財務諸表の双方につき会計監査を受けるとともに、監査等委員会並びに経営管理室とも連携して適正性を確保しております。

当社は、2022年6月29日開催の定時株主総会後の取締役会において、取締役会の諮問機関として任意の「指名・報酬委員会」を設置しております。

指名・報酬委員会においては、取締役の選任及び解任に関する事項、代表取締役等の選定及び解職に関する 事項、取締役等の報酬等に関する事項、その他取締役会が諮問した事項について審議し、コーポレートガバナ ンス制度の一層の充実を図っております。

指名・報酬委員会の委員長及び構成員は、以下のとおりであります。

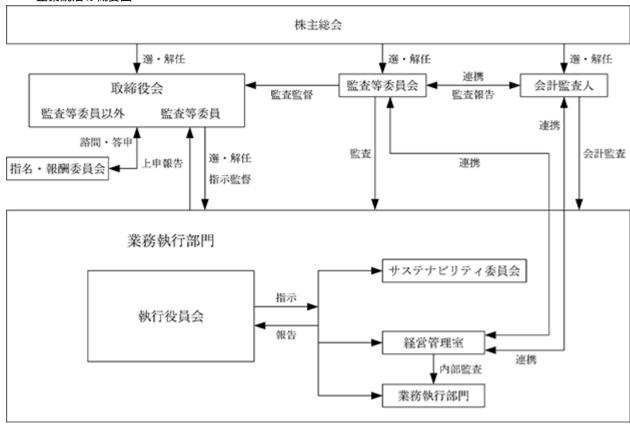
委員長:相澤 光江(社外取締役)

構成員: 岡本 邦彦(代表取締役社長執行役員)、田中 祐司(取締役常務執行役員)、深澤 佳己(社外取締役監査等委員)、荒井 端夫(社外取締役監査等委員)

2025年6月26日開催予定の定時株主総会終結の時をもって相澤光江氏が任期満了で退任いたします。後任は「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」が承認可決されることを条件として菅野百合氏を選任する予定であります。

内部監査は、経営管理室を設置し、会計並びに事業のリスク等日常業務全般について内部監査を定期的に 行っており、監査等委員会とも連携して監視機能の強化を図っております。 なお、会社法第427条第1項に基づき、当社と業務執行取締役等でない取締役及び監査等委員との間で会社 法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任限度額 は、法令が定める額としております。また、当該責任限定が認められるのは、当該業務執行取締役等でない取 締役及び監査等委員が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られま す。

#### 企業統治の概要図



#### 企業統治に関するその他の事項

内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備状況

当社は、取締役会において業務を適正にかつ効率的に運営していくことを確保する体制について、内部統制 システムに係る基本方針として定めております。

- ) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- a 当社の取締役・使用人は、法令を誠実に遵守することはもとより、企業倫理を十分に認識し、社会人としての良識と責任を持って業務を遂行することが求められているとの認識に基づき、コンプライアンス規程を定めて、当社の企業理念体系(企業使命・経営理念・行動基準)としてコンプライアンスを経営の基本方針とすることといたします。
- b 当社の取締役は、この実践のため企業理念体系に基づき当社グループにおける企業倫理の遵守及び浸透を 率先垂範して行います。
- c 代表取締役社長執行役員をコンプライアンス統括責任者とするサステナビリティ委員会を設置し、管理部門担当役員等をメンバーにして当社及び当社グループ全体のコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努め、また担当のセクションによる教育・啓発に努めてまいります。
- d 当社グループは、内部通報制度(オカモト・ホットライン)を開設し、コンプライアンス上疑義がある行為が行われていることを発見した時は通報しなければならないと定めております。通報内容への対応については通報内容を検討し、人事部長が内部調査を実施して、その対処を行います。また今後についても、継続的にコンプライアンス体制の改善案を検討していくなど、その充実に努めてまいります。
- e 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切関わらずに断固としてこれを排除するとともに、代表取締役社長執行役員以下組織全体として対応し、不当要求防止責任者を設置して警察・弁護士等外部の専門機関との緊密な連携を保ち、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化に努めてまいります。

- ) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- a 取締役は、その職務に係る以下の文書(電磁的記録を含む)その他の重要な情報を、情報管理規程・パソコン管理規程・内部者取引管理規程に基づき適切に管理し保管いたします。
  - ア) 株主総会議事録と関連資料
  - イ) 取締役会議事録と関連資料
  - ウ) 執行役員会議事録と関連資料
  - 工) 取締役が主催する重要な会議記録及び指示事項
  - オ) 内部者取引(インサイダー取引該当)に係る重要な文書
  - カ) その他取締役の職務の執行に関する稟議書類等重要な文書
  - キ) 個人情報保護法上の個人情報に該当する情報
- b 会社としての重要書類は、情報管理規程に基づき電磁的記録はパソコン管理規程に基づき管理・保管し、 その管理・保管方法については継続的に、教育・啓発を行うとともに見直しをしてまいります。

#### )損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- a 当社グループのリスクマネージメントとして、外部有識者の意見を取り入れてサステナビリティ委員会でリスクの発生防止と発生した場合の損失の極小化を図る体制を構築いたします。また、当社グループの企業活動の持続的発展の実現を脅かすあらゆるリスクに対処すべく、サステナビリティ委員会を機動的に開催しています。サステナビリティ委員会の内容は取締役会及び執行役員会に報告され、当社グループとしてのトータルリスクマネージメント体制を構築いたします。
- b サステナビリティ委員会のもと、当社及び子会社において、工場部門・営業部門・管理部門ごとに、担当 役員の指示のもと専門的な立場から各種リスクの評価・管理を行い、部門別のリスクマネージメントに取 り組んでまいります。
- c 当社及び子会社において、地震等による自然災害がもたらす津波・火災・水害等による操業停止のリスク、基幹ITシステムが正常に機能しないリスクを軽減する体制を整備いたします。また係るリスクの高い地区及び業務については、都度、保険契約の見直しを実施いたします。

## ) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- a 取締役会を原則月1回以上開催し、グループ全体の経営方針その他の経営上の重要事項につき協議するとともに、執行役員会にて検討すべき課題ないし実施すべき施策等について決定いたします。また執行役員兼務取締役が執行役員会の議題及び審議の内容等について報告するとともに、その他の執行役員及び重要な使用人を出席させて報告させ、又は意見を述べさせることで、現場の把握、情報の共有に努めております
- b 執行役員会を原則月1回以上開催し、取締役会が決定した会社の基本方針に基づき、業務執行を行ってまいります。
- c 当社グループの事業部門は、事業者向け製品の産業用製品事業、消費者向け製品の生活用品事業、その他事業の3部門に分かれています。各部門の相互関連性は必ずしも密接不可分ではないため、部門ごとに年度単位の部門運営方針及び長期販売計画を立て、その業績を全社統一的な指標により管理するとともに、課長以上が出席する月曜会において毎月1回、各部門がそれぞれの業績を報告し、全社的に各部門の業績、状況を把握できる体制を整えること等により、効率のよい業務執行に努めてまいります。

## ) 財務報告の適正性を確保するための体制

- a 財務報告の適正性の確保は経営の根幹であることを認識し、会計原則を遵守し、適正かつ迅速な財務報告 を実施するための内部統制システムの構築及び運用の重要性について、役職員に周知徹底します。
- b 職務分掌や稟議・決済手続を明確化し、権限と責任の適切な分担を行います。内部監査部門として経営管理室を設置し、同部門が財務報告に係る内部統制について監査を行うことを中核として、当社及び当社グループにおける財務報告の適正性を確保するために必要な管理体制を構築・整備・運用してまいります。
- c 財務状況に重要な影響を及ぼす可能性が高いと認められる事項については、取締役、監査等委員及び会計 監査人間で適切に情報共有を行ってまいります。

- )当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
- a 当社及びグループ会社全てに適用する経営の基本方針及び行動指針を定めるとともに、当社グループ各社 の諸規程の整備及び職務権限と責任の明確化等を徹底させています。
- b 当社執行役員が子会社の取締役を兼務することで、当社の取締役会及び執行役員会のリスクマネージメントの考え方及び施策を子会社の運営に直結させるとともに、当社の執行役員は、担当部門の子会社の運営状況及び対処する課題等を報告しております。
- c 経営管理室は、内部監査部門として当社グループ各社の内部統制の構築及び運用指導を行い、各子会社と 連携して、当社グループ全体としての内部統制の再構築を進めてまいります。
- d 当社グループ会社全てに適用する内部通報制度(オカモト・ホットライン)を設けて、これを公益通報者 保護法の定めに従って運用するとともに、グループ会社についても周知徹底を図ることにより、コンプラ イアンス体制の確保に努めてまいります。
- ) 監査等委員の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに 当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- a 監査等委員がその職務を補助すべき使用人の設置を求めた場合、必要な知識・能力を備えた監査等委員の 職務を補助する使用人を置くものといたします。
- b 当該使用人は監査等委員の指揮命令に従い、その任命・異動・評価・懲戒は、監査等委員会の同意を得た うえで決定いたします。
- c 監査等委員の指示に基づく当該使用人の調査や情報収集に対して、当社各部門が協力する体制を構築いた します。

## ) 監査等委員への報告に関する体制

- a 当社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役・監査役及び使用人は、会社の経営及び事業運営上の重要 事項並びに業務執行の状況及び結果について、監査等委員に報告いたします。監査等委員は、取締役会・ 執行役員会・月曜会に出席するとともに、サステナビリティ委員会にも出席して、必要に応じて取締役・ 執行役員及び使用人に報告を求めることができるものといたします。
- b 当社グループは、業績・信用に影響を及ぼすものは都度、把握できる体制を敷くなど、監査等委員への情報提供を強化してまいります。
- c 報告者に対しては、匿名性を確保するとともに、そのことを理由として不利な取り扱いを受けることのないよう保護してまいります。
- ) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針

監査等委員は、職務の執行上必要となる費用について、当社からその費用の前払い及び償還を受けることができるものといたします。

- ) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- a 監査等委員が、重要な会議体等に出席することができる体制を整え、その適正性を高めるとともに監査等 委員への情報提供を強化いたします。
- b 当社監査等委員の過半数は独立社外取締役とし、対外的な透明性を確保するとともに、弁護士・公認会計士の外部有識者の立場にて監査・アドバイスを実践いたします。
- c 当社監査等委員は、当社グループの各社監査役及び当社経営管理室と連携して、当社グループの連結経営に対応したグループ全体の監査・監督を実践する体制を整備してまいります。当社の内部監査部門である経営管理室は、法令や定款・社内規程等への適合性等の観点から、グループ会社の監査を実施していくほか、監査等委員会に内部監査報告を行い、監査指示を受けた場合には更に追加して内部監査を行ってまいります。

なお、当社は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

当社は、2007年6月28日開催の第111回定時株主総会において株主の皆様よりご承認をいただき、「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策」を導入し、2019年6月27日開催の第123回定時株主総会においても株主の皆様のご承認をいただき継続(以下、継続後の対応策を「現プラン」といいます。)しておりますが、現プランの有効期限は、2022年6月開催の第126回定時株主総会(以下、「本株主総会」といいます。)終結の時までとなっておりました。

当社では、現プラン導入後も社会・経済情勢の変化、買収防衛策をめぐる諸々の動向及び様々な議論の進展を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるための取り組みの一つとして、継続の是非も含め、その在り方について引き続き検討してまいりました。

その結果、2022年5月13日開催の当社取締役会において、会社法施行規則第118条第3号に定める当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針(以下、「会社の支配に関する基本方針」といいます。)に照らして不適切な者によって、当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組みとして、株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、現プランを一部修正したうえで更新(以下、一部修正した新しいプランを「本プラン」といいます。)することを決議し、2022年6月29日開催の当社第126回定時株主総会において承認を得ております。

#### . 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の現在の事業内容だけでなく、長年にわたり築き上げてきた企業価値の源泉について理解し、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者が望ましいと考えております。また当社は、当社株式は金融商品取引所に上場しておりますので、株主の在り方については市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全員の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

しかしながら大規模な買付行為や買付提案の中には、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのある もの、株主の皆様が買付の条件等を検討したり、当社取締役会が代替案を提案したりするための十分な時間や情 報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあ るものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と判断いたします。

. 会社支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社グループは「創意あふれる技術を結集して、健康的で快適な人間生活に寄与する商品をつくり出し、当社に関係する人々により大きな満足を与えることをめざす」ことを企業使命としております。

当社グループの事業領域は、大きく産業用製品事業と生活用品事業に分かれ、その代表的な製品は、産業用製品事業ではフイルム、壁紙、フレキシブルコンテナ、自動車内装材、テープ、食品衛生用品、食品用脱水・吸水シート等、生活用品事業ではコンドーム、カイロ、除湿剤、メディカル製品、手袋、シューズ、雨衣等と多岐にわたります。これらの事業は、1934年の創業以来培ってきた素材の研究と高度な技術の追求、並びに会社の統合・合併・事業の譲受等による製造技術・ノウハウの吸収により、成長してまいりました。これらの事業を基盤として当社グループは環境にやさしい製品を世に送り出し、株主・顧客・取引先・地域社会・従業員などの様々のステークホルダーとの友好な関係の維持、発展に努めてまいりました。これからもこれら有形・無形の資産を活用して中長期的な視野に立って企業価値と株主共同の利益の向上に努めてまいります。

当社は、国内の市場が伸び悩むなかで、グループ全社を挙げて「身近な暮らしを科学する」をキャッチフレーズに新製品の開発とグループ取扱商品の拡大に努めております。また利益体質を強化する意味で、本社・工場・支店・営業所・子会社を含めたグループ全体で、3 S 活動(整理・整頓・清掃)の徹底と継続を図り、品質向上と原価逓減に努めるとともに、省資源の促進及び廃棄物の削減など、環境問題への取り組み強化を実施しております。

当社は、企業理念体系(企業使命・経営理念・行動基準)を基本としてコンプライアンス規程を制定し、コーポレートガバナンス(企業統治)の充実に努めております。また会社法に定める内部統制構築に関する基本方針に基づき企業統治に関する組織、規程を充実させ、企業の透明性・効率性・健全性をより高めるとともに、各役員の役割の明確化に努めております。

当社では、多数の投資家の皆様に長期的に当社への投資をご継続頂くために、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させるための取り組みとして、以上のような施策を実施しております。これらの取り組みは、上記 の会社の支配に関する基本方針の実現にも資するものと考えております。

. 本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み)

#### 1. 本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして継続するものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要十分な時間や情報を提供することのないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切なご判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた買収防衛策としております。

#### 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為(いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。)とします。

#### 注1:特定株主グループとは、

- ( ) 当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)又は、
- ( ) 当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第 1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者 及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。) を意味します。

## 注2:議決権割合とは、

- ( ) 特定株主グループが、注1の( )記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同条項に規定する保有株券等の数をいいます。)も加算するものとします。以下同じとします。)又は、
- ( ) 特定株主グループが、注1の( )記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じとします。)の合計をいいます。各議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 注3:株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する 株券等のいずれかに該当するものを意味します。

#### 3. 独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がされることを防止し、その合理性・公正性を担保するため、現プランと同様に独立委員会規程に基づき、独立委員会を設置いたします。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役又は社外有識者(注)のいずれかに該当する者の中から選任し、社外取締役の相澤光江氏、深澤佳己氏、荒井瑞夫氏が独立委員として就任しております。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討の上で当社取締役会に対し対抗措置を発動するべきか否かについての勧告を行うものとします。当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で対抗措置の発動について決定することといたします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家 (ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家 )等の助言を得ることができるものといたします。

### 注: 社外有識者とは、

経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又はこれらに準ずる者をいいます。

## 4. 大規模買付ルールの概要

(1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、まず、大規模買付ルールに従う旨の誓約を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

大規模買付者の名称、住所

設立準拠法

代表者の氏名

国内連絡先

提案する大規模買付行為の概要

本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会が、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨及び必要に応じ、その内容について公表いたします。

(2) 大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)、からまでの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報(以下、「評価必要情報」といいます。)を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものといたします。

大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合)その構成員を 含みます。)の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種 の事業についての経験等に関する情報を含みます。)

大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。)

大規模買付行為の価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)

大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

当社及び当社グループの経営に参画した後に予定している取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものといたします。

上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模 買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規 模買付者に対して、適宜合理的な期限を定めた上で(最初に評価必要情報を受領した日から起算して60日を 上限といたします。)、評価必要情報が揃うまで追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、取締役会が求める評価必要情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供にかかる交渉等を打ち切り、その旨を公表するとともに、後記(3)の取締役会による評価・検討等を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

#### (3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定いたします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

## (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当 社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当 等、会社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合 があります。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情を も合理的な範囲で十分勘案し、少なくとも本評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買 付ルールを遵守しないと認定することはしないものといたします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は原則として「新株予約権無償割当の概要」(注1)に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

## (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の から のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主 共同の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値 ひいては株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものといたします。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)

当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている場合

当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループの資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付けで当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付けを行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

## (3) 取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)又は(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の 勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討した上で対抗措置発動又は不発動等に関する 会社法上の機関としての決議を行うものといたします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下、「株主検討期間」といいます。)として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間へ移行することといたします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する 当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、 株主の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の 決議に従うものといたします。従って、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合 には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了する こととし、当該株主総会の結果は、決議後適時・適切に開示いたします。

なお、大規模買付者に対しては、名目の如何を問わず、金銭等の交付その他経済的対価の交付を行うことはありません。

## (4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間を大規模買付行為待機期間といたします。そして大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものといたします。

従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ開始できるものといたします。

#### (5) 対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会又は株主総会において具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該 大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役 会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止等を行う ことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、又は、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、又は新株予約権無償割当後において、行使期間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得(当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様の新株予約権は消滅いたします。)の方法により対抗措置の発動の停止等を行うことができるものといたします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が上場する金融商品取引所の規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

#### 注1:「新株予約権無償割当の概要」とは、

( ) 新株予約権無償割当の対象となる株主及びその割当方法

当社取締役会で定める割当期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式(ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。)1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

( ) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

( ) 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当期日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式総数 (ただし、当社の所有する当社普通株式を除く。)を減じた数を上限とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当を行うことがある。

( ) 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得することを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

( ) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要する。

( ) 新株予約権の行使条件

議決権割合が20%以上の特定株主グループに属する者(ただし、あらかじめ当社取締役会が同意した者を除く。)は、新株予約権を行使できないものとする。詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

( ) 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当がその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な事項については、当社 取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項については、上記()の行使条件のため新株予約 権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社 取締役会が別途定める株数の当社普通株式を交付することができる旨の条項を定めることがある。

## 6. 本プランによる株主の皆様に与える影響等

#### (1) 大規模買付ルールが株主の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切なご判断を行う上での前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

#### (2) 対抗措置発動時に株主の皆様に与える影響・株主の皆様に必要となる手続き

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合又は、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがあります。当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様(大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則等に従って適時・適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、当社株主の皆様は引き受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続きは必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面の提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、又は当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 7. 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、2022年6月29日より発行し、有効期限は2025年6月30日までに開催される当社第129回定時株主総会の終結の時までとします。ただし、発効した後であっても、 その後の当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更する場合があります。

. 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

1. 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容も踏まえたものとなっております。

2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記 . 1「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保・向上させるという目的をもって導入しております。

3. 株主意思を反映するものであること

本プランは、株主総会での承認により発効しており、株主の皆様のご意向が反映されております。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向が反映されます。

4. 独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記 5.「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続きも確保されております。

5. デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記 7.「本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社の取締役会により廃止することができるものとされており、当社株式の大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成されている取締役会により、本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策(取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策)ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としており、本プランは、スローハンド型買収防衛策(取締役会構成員の 交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策)でもありません。

当社は、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として「当社株式の大規模買付行為への対応方針承認の件」を提案しており、当該議案が可決されると、本プランは以下のとおりになります。

. 会社の支配に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては、当社の現在の事業内容だけでなく、長年にわたり築き上げてきた企業価値の源泉について理解し、企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に確保・向上させる者が望ましいと考えております。また当社は、当社株式は金融商品取引所に上場しておりますので、株主の在り方については市場での自由な取引を通じて決まるものと考えております。従って当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全員の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

しかしながら大規模な買付行為や買付提案のなかには、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、株主の皆様が買付の条件等を検討したり、当社取締役会が代替案を提案したりするための十分な時間や情報を提供しないもの、明らかに濫用目的であるもの等、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのあるものもありえます。

このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切と判断いたします。

- . 会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み
- 1.企業価値及び株主共同の利益の向上実現に向けた当社の取り組み

当社及び当社グループ(以下「オカモト」といいます。)は「創意あふれる技術を結集して、健康的で快適な人間生活に寄与する商品をつくり出し、当社に関係する人々により大きな満足を与えることをめざす」ことを企業使命とし、企業価値の向上を実現してまいりました。

その根幹は、製造業として常に新しい素材を探求してこれを活用する新しい技術を開発習得すること、そしてお客様ニーズを把握しこれにお応えする製品を開発・供給することにあり、その実現のため、長期にわたる原材料メーカーや研究機関との連携及びお客様としてのユーザーや消費者とのコミュニケーションを大切にしてまいりました。

また、オカモトは、企業グループとしての社会的責務を果たすため、定期的な地域住民との交流イベントの開催や児童向けの工場見学会の開催等によりコミュニケーションを図ることはもとより、自然災害の発生等、万が一の事態の際には生活インフラとしての役割を担うための準備を常に整えてまいりました。

このようにオカモトは、株主・顧客・取引先・地域社会・従業員などの様々なステークホルダーとの友好関係の維持・発展に努めながら、素材の研究と技術の習得・向上を図り、更には事業会社の経営統合や事業の譲受等を経て、今日では多種多様な事業を展開するようになりました。オカモトの事業領域は、コンドーム、手袋、プラスチックフイルム、壁紙、自動車内装材、粘着テープ、食品包装用ラップ、カイロ、除湿剤、滅菌器、シューズ等と消費材から産業材まで多岐にわたるまで拡大し、こうした広範かつ複合的な事業展開を進めることが、更なる技術力の向上とグループ全体の企業価値向上に資するものと考えております。

そして2024年2月には、オカモトが「ゴム・プラスチックの総合メーカー」一筋の長い歴史のなかで培ってきた高い信用、信頼に堅実にお応えしながら、あたりまえの暮らしの質を守り、革新し続けることで、人の、社会の、世界のお役に立ち続けるために存在する、という意味を込めて、「モノづくりの可能性から、身近な『うれしい』を暮らしと社会に造り続ける。」というパーパスを策定いたしました。

オカモトはこのパーパスのもと、引き続き、企業使命に基づく経営を実践し、事業を通じて社会に価値を創造し続けることによって、企業価値ひいては株主共同の利益の一層の向上に努めてまいりたいと考えております。

#### 2. オカモトが考える企業の在り方

オカモトは、1934年の創業以来、「蟹は甲羅に似せて穴を掘る」との創業の精神をまさに体現すべく、幾多の好景気においても堅実な経営を旨とし、製造業として素材についての研究と技術の追求に励みながら、決して現状に満足することなく、事業の譲受等を通じて事業の多角化を推進して、景気動向の影響を受けにくい組織づくりに努め、その持続的成長を図ってまいりました。

この間オカモトが大切にしてきたことは、中長期的視点に立って収益向上を図りながら安定配当等による株主還元策を維持継続することのみならず、オカモトの従業員やその家族の生活の安定にも配慮すること、オカモトの製品によって人々の生活をより便利にし、生活環境をより豊かにすること、そしてサプライチェーン全体の健全かつ長期的な発展を期することでした。そのためには、単に新しい製品を世に送り出して短期的な収益を確保するだけでなく、供給後のアフターフォローを充実させ、長期にわたり供給責任を果たすことが極めて重要であると考えております。更には、地域社会の発展や自然環境を長期的に保護する取り組みにも配慮しながら、企業としての社会的使命を果たすことも、重要な責務であると考えております。

オカモトは、今後もこうした様々なステークホルダーとの友好的な関係の維持・発展に努めながら、中長期的な視野に立って企業価値と株主共同の利益の向上に努めてまいります。

## 3.持続的成長と成長戦略

オカモトは、「ゴム・プラスチックの総合メーカー」として、人々の生活に不可欠な製品づくりに取り組んでまいりました。これからも、コンドームや医療用・食品加工用手袋やシューズといった人々の生活や健康に欠かせない製品、また、自動車内装材や壁紙や食品包装用フイルムといった人々の暮らしをより豊かなものにする製品を開発して、社会生活に貢献する製品づくりを続けてまいります。

そして、これらの製品づくりには、日々変化するトレンド、市場ニーズというものを常に的確に捉えながら、それに適合した製品を開発し、効率的に生産し、確実に供給することが欠かせません。そのためマーケティング活動の充実を図りながら、製品開発に必要な新素材の研究と新たな技術の開発にも努めてまいります。特に、グローバルで関心が高まっているサステナブルで環境に配慮した製品など、多様化する消費者ニーズを捉えて、機能性・加工性・デザイン性等に優れた高付加価値品の開発に努めてまいります。

## 4. コーポレートガバナンス体制

オカモトは、2016年に監査等委員会設置会社に移行するとともに、同年には社外取締役を合計3名選任して、少数株主保護や経営の透明性・健全性の確保に努めてまいりました。更に、2021年6月に東京証券取引所「コーポレート・ガバナンスコード」が改訂されたこと、2022年4月4日より当社が東京証券取引所プライム市場上場企業となったことを踏まえ、2022年6月29日開催の当社第126回定時株主総会において、取締役全体に対する独立社外取締役の割合を3分の1に引き上げました。

また、同時に執行役員制度を導入し、執行と監督の役割分担、経営の意思決定の迅速化及び取締役会の実効性強化を図ってまいりました。更に任意の「指名・報酬委員会」を設置し、委員会の委員の過半数及び委員長を独立社外取締役とすることにより、取締役の指名や後継者計画、取締役の待遇やあるべき報酬制度についての議論を進展させて、経営の透明化を図っております。

#### 5.今後の成長戦略(サステナブル経営)

オカモトは、祖業であるコンドームについて世界市場での更なるシェア拡大を推進するとともに、自動車や住宅といった人々の生活に不可欠な分野、半導体やスマートフォン等の最新の電子機器向け分野を中心に、機能やデザインを追求した新製品の開発や、バイオプラスチック等を活用した環境負荷低減製品の開発を進めて、その市場競争力の向上を図り、更に事業ポートフォリオの拡充とバランスのとれた設備投資計画を推進することで、景気動向等の外部環境に大きく左右されない長期安定的な収益力の確保を目指してまいります。

またオカモトは、気候変動の原因とされる地球温暖化対策、特にCO2の削減が世界規模で喫緊の課題となっていることに鑑み、製造現場での再生可能エネルギーの積極的な活用と更なる省エネ活動を推進しながら、生産効率の改善を図るための設備投資により廃棄物削減に努め、また現行の太陽光発電事業の維持・発展を進めることにより、環境全般に配慮した持続可能な成長を図ってまいります。

これらの事業上の施策を重ねることによって長期的な収益力を維持・確保しつつ、他方で継続的な自己株式の取得と安定的な配当の実行を通じて、長期的視点での株主還元の充実を図ってまいります。

オカモトは、多数の投資家の皆様が長期的にオカモトへの投資をご継続いただくため、グループ全体の企業価値ひいては株主共同の利益を中長期的に向上させるための取り組みとして、以上のような様々な施策を実施してまいります。そして、これらの取り組みは、上記 . 「会社の支配に関する基本方針」の実現にも資するものと考えております。

. 本プランの内容(会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止する取り組み)

## 1.本プランの目的

本プランは、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとして継続するものです。

当社は、当社株式に対する大規模な買付等が行われた場合でも、その目的等が当社の企業価値ひいては株主 共同の利益の確保・向上に資するものであれば、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切 であると考えるものではありません。また、支配権の移転を伴う買収提案に応じるかどうかの判断も、最終的 には株主の皆様の意思に基づき行われるべきものと考えております。

しかしながら、株式の大規模な買付等のなかには、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対して明白な侵害をもたらすおそれのあるもの、株主の皆様に株式の売却を事実上強要するおそれのあるもの、取締役会や株主の皆様が株式の大規模な買付等の内容等について検討し、あるいは取締役会が代替案を提示するために合理的に必要かつ十分な時間や情報を提供することのないものも少なくありません。

そこで、当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為等が行われた場合に、株主の皆様が適切なご判断をするために必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものと考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール(以下、「大規模買付ルール」といいます。)を設定し、会社の支払に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模な買付行為がなされた場合の対応方針を含めた本プランを、本株主総会における株主の皆様のご承認を条件に、継続することといたしました。本プランの概要につきましては、別添の参考資料をご参照ください。

## 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、次のいずれかに該当する行為(ただし、あらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下「大規模買付行為」といいます。)をいい、大規模買付行為を行う又は行おうとする者を「大規模買付者」といいます。なお、大規模買付行為は、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。

特定株主グループ(注1)の議決権割合(注2)を20%以上とすることを目的とする当社株券等(注3)の買付行為、

特定株主グループの議決権割合が結果として20%以上となる当社株券等の買付行為

当社の特定株主グループが、特定の他の株主(複数である場合も含みます。)との間で行う行為であり、かつ、(i)その行為の結果、当該他の株主が当該特定株主グループの共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は(ii)当該特定株主グループと当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を樹立する行為(注4)(ただし、(i)(ii)のいずれも、当社株券等につき当該特定株主グループの株主と当該他の株主の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。)(注5)

注1:特定株主グループとは、以下のいずれかに該当する者をいいます。

当社の株券等(金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。)の保有者(同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。)及びその共同保有者(同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。)

当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。)の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。)を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。以下同じとします。)

又は の関係者((i) もしくは の特定株主グループのいずれかの者との間でフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行及び証券会社その他の金融機関を含む もしくは の特定株主グループのいずれかの者と実質的利害を共通にしている者、(ii)これらの者の公開買付代理人、主幹事証券会社、弁護士、会計士、税理士その他のアドバイザー、又は(iii) もしくは の特定株主グループのいずれかの者が実質的に支配する、もしくはこれらの者と共同もしくは協調して行動する者として当社取締役会が合理的に認めた者)

## 注2:議決権割合とは、

特定株主グループが、注1の 記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者及び注1の 記載の者の保有株券等の数(同条項に規定する保有株券等の数をいいます。)も加算するものとします。以下同じとします。)、

#### 又は、

特定株主グループが、注1の 記載の場合は、当該大規模買付者及び当該特別関係者並びに注1の 記載の者の株券等保有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。以下同じ とします。)の合計をいいます。

なお、各議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。)及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。)は、有価証券報告書、半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3:株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する 株券等のいずれかに該当するものを意味します。

#### 注4:この関係の樹立の判断方法等

この関係が樹立されたか否かの判断は、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株式等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当社特定株主グループ及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響を基礎として行うものとします。

## 注5:この行為の判断方法等

この行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告の内容を最大限尊重して合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本文のの要件に該当するか否かの判断に必要とされる範囲において、当社特定株主グループ及び当該他の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。

#### 3.独立委員会の設置

大規模買付ルールに従って一連の手続きが進行されたか否か、あるいは大規模買付ルールが遵守された場合でも、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうものであることを理由として対抗措置を講じるか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行いますが、本プランを適正に運用し、取締役会によって恣意的な判断がされることを防止し、その合理性・公正性を担保するため、現プランと同様、独立委員会規程(概要につきましては、別紙2をご参照ください。)に基づき独立委員会を設置いたします。

独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立している社外取締役又は社外有識者(注)のいずれかに該当する者の中から選任いたします。現在の独立委員会は3名で構成されておりますが、2025年5月13日の取締役会において独立委員会委員候補者3名(2名再任、1名新任)を選任いたしました。本プランの継続決定後、独立委員会委員となる予定です。なお、独立委員会委員候補者3名の略歴は別紙3をご参照ください。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、独立委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、独立委員会は当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から大規模買付行為について慎重に評価・検討のうえで当社取締役会に対し対抗措置を発動するべきか否かについての勧告を行うものとします。

当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、対抗措置の発動について決定することといたします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜公表することといたします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、必要に応じて独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を得ることができるものといたします。

注: 社外有識者とは、経営経験豊富な企業経営者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者、又は、これらに準ずる者をいいます。

## 4. 大規模買付ルールの概要

(1)大規模買付者による当社に対する意向表明書の提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為又は大規模買付行為の提案に先立ち、大規模買付ルールに従う旨の誓約を含む以下の内容等を日本語で記載した意向表明書を、当社の定める書式により当社取締役会に提出していただきます。

大規模買付者の名称、住所

設立準拠法

会社等の目的及び事業の内容

代表者の氏名

国内連絡先

提案する大規模買付行為の概要

本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

当社取締役会は、大規模買付者から意向表明書を受領した場合は、速やかにその旨を公表するとともに、必要に応じ、その内容について公表いたします。

(2)大規模買付者による当社に対する評価必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)、からまでの全てが記載された意向表明書を受領した日の翌日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面を交付し、大規模買付者には、当該書面に従い、大規模買付行為に関する情報(以下、「評価必要情報」といいます。)を、当社取締役会に書面にて提出していただきます。

評価必要情報の一般的な項目は以下のとおりです。その具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行 為の目的及び内容によって異なりますが、いずれの場合も株主の皆様のご判断及び当社取締役会としての意見 形成のために必要かつ十分な範囲に限定するものといたします。

大規模買付者及びそのグループ(共同保有者、特別関係者及び組合員(ファンドの場合その構成員を含みます。))の詳細(名称、事業内容、経歴又は沿革、資本構成、当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)

大規模買付行為の目的、方法及び内容(大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、 関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。)

大規模買付行為の価格の算定根拠(算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想されるシナジーの内容を含みます。)

大規模買付行為の資金の裏付け(資金の提供者(実質的提供者を含みます。)の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。)

当社及び当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補(当社及び当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。)、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等

当社及び当社グループの経営に参画した後に予定している取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社及び当社グループとの関係に関しての変更の有無及びその内容

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運用を図る観点から、必要に応じて、大規模買付者に対し、情報提供の期限を設定することがあります。ただし、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合は、その期限を延長することができるものといたします。

上記に基づき提出された評価必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該評価必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して、適宜、合理的な期限を定めたうえで(最初に評価必要情報を受領した日から起算して60日を上限といたします。)、評価必要情報について追加的に情報提供を求めることがあります。

当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要かつ十分な評価必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、その旨を公表いたします。

また、当社取締役会が評価必要情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、取締役会が求める評価必要情報が全て揃わない時でも、大規模買付者との情報提供にかかる交渉等を打ち切り、その旨を公表するとともに、後記(3)の取締役会による評価・検討等を開始する場合があります。

当社取締役会に提供された評価必要情報は、独立委員会に提出するとともに、株主の皆様のご判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。

## (3) 当社取締役会による評価必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し評価必要情報の提供を完了した後、対価を現金(円貨)のみとする公開買付による当社全株式の買付の場合は最長60日間、その他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」といいます。)として設定いたします。取締役会評価期間中、当社取締役会は、必要に応じて独立した第三者である専門家(ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家)等の助言を受けながら、提供された評価必要情報を十分かつ真摯に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重したうえで、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、公表いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為が実施された場合の対応方針

## (1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社 取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会 社法その他の法律及び当社定款が認める対抗措置を講じることにより大規模買付行為に対抗する場合がありま す。なお、大規模買付ルールを遵守したか否かを判断するにあたっては、大規模買付者側の事情をも合理的な 範囲で十分勘案し、少なくとも本評価必要情報の一部が提出されないことのみをもって大規模買付ルールを遵 守しないと認定することはしないものといたします。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で最も適切と当社取締役会が判断したものを選択することといたします。当社取締役会が具体的対抗措置として、例えば新株予約権の無償割当を行う場合の概要は、原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当を行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

### (2)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示したりすることにより、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は講じません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案及び当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮のうえ、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が、例えば以下の から のいずれかに該当し、結果として会社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同 の利益を著しく損なうと当社取締役会が判断する場合には、例外的に当社取締役会は、当社の企業価値ひいて は株主共同の利益を守ることを目的として必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものといたします。

真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、単に株価をつり上げて高値で株式を会社関係者に引き取らせる目的で株式の買収を行っている場合(いわゆるグリーンメーラーである場合)

当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループの事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業 秘密情報、主要取引先や顧客等を当該買収者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を 行う目的で当社株式の買収を行っている場合

当社の経営を支配した後に、当社又は当社グループの資産を当該買収者やそのグループ会社等の債務の 担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている場合

当社の経営を一時的に支配して当社又は当社グループの事業に当面関係していない不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けをする目的で株式買収を行っている場合

大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収(最初の買付で当社の株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買収条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式の買付を行うことをいいます。)等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断された場合

#### (3)取締役会の決議、及び株主総会の開催

当社取締役会は、上記(1)又は(2)において対抗措置の発動の是非について判断を行う場合は独立委員会の勧告を最大限尊重し、対抗措置の必要性、相当性等を十分検討したうえで対抗措置発動又は不発動等に関する会社法上の機関としての決議を行うものといたします。

また、当社取締役会は、独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動の決議について株主総会の開催を要請する場合には、株主の皆様に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分にご検討いただくための期間(以下、「株主検討期間」といいます。)として最長60日間の期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催及び基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに株主検討期間へ移行することといたします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当 社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主 の皆様に対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時・適切にその旨を開示いたします。

株主総会において対抗措置の発動又は不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものといたします。従って、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決する決議をした場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。

株主総会が開催された場合、その終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後、適時・適切に開示いたします。

なお、大規模買付者に対しては、名目の如何を問わず、金銭等の交付その他経済的対価の交付を行うことはありません。

## (4)大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また、株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間を合わせた期間を、大規模買付行為待機期間といたします。当該大規模買付行為待機期間中は、大規模買付行為は実施できないものといたします。

従って、大規模買付行為は、大規模買付行為待機期間の経過後においてのみ開始できるものといたします。

#### (5)対抗措置発動の停止等について

上記(3)において、当社取締役会又は株主総会において具体的対抗措置を講じることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見又は勧告を十分に尊重したうえで、対抗措置の発動の停止等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当を行う場合、当社取締役会において、無償割当が決議され、 又は、無償割当が行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回もしくは変更を行うなど対抗 措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けたうえで、新株予約権 の効力発生日の前日までの間は、新株予約権無償割当の中止、又は、新株予約権無償割当後において、行使期 間開始日の前日までの間は、当社による当該新株予約権の無償取得(当社が新株予約権を無償で取得すること により、株主の皆様の新株予約権は消滅いたします。)の方法により対抗措置の発動の停止等を行うことがで きるものといたします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに、法令及び当社が 上場する金融商品取引所の規則等に従い、当該決定について適時・適切に開示いたします。

#### 6. 本プランによる株主の皆様に与える影響等

#### (1)大規模買付ルールが株主の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としております。これにより株主の皆様は、十分な情報及び提案のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切なご判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。

従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主の皆様が適切なご判断を行ううえでの前提となるものであり、株主の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模 買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご 注意ください。

## (2)対抗措置発動時に株主の皆様に与える影響・株主の皆様に必要となる手続

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合、又は、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当等、会社法その他の法律及び当社定款により認められている対抗措置を講じることがあります。当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様(大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者及び会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。)が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置を講じることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則等に従って 適時・適切に開示いたします。

対抗措置の一つとして、例えば新株予約権の無償割当を実施する場合には、当社株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当を受け、また当社が新株予約権の取得の手続を講じることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合、当社は、新株予約権の割当を受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が大規模買付者等でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面の提出を求めることがあります。

なお、当社は、新株予約権の割当期日や新株予約権の効力発生後においても、例えば、大規模買付者が大規模買付行為を撤回した等の事情により、新株予約権の行使期間開始日の前日までに、新株予約権の割当を中止し、又は、当社が新株予約権に当社株式を交付することなく無償にて新株予約権を取得することがあります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売付等を行った株主の皆様は、株価の変動により相応の損害を被る可能性があります。

## 7. 本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止

本プランは、本株主総会における株主の皆様のご承認があった日より発効することとし、有効期限は2028年6月30日までに開催される当社第132回定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、本株主総会において継続が承認され発効した後であっても、 その後の当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、 当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

また、本プランの有効期間中であっても、当社取締役会は、随時、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から見直しを行い、株主総会の承認を得て本プランの変更を行うことがあります。

このように、当社取締役会において本プランについて継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容を速やかに開示いたします。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、金融商品取引所規則等の新設又は改廃が行われ、かかる新設又は改廃を反映するのが適切である場合、また、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切な場合等、株主の皆様に不利益を与えない場合には、必要に応じて独立委員会の承認を得たうえで、本プランを修正し、又は、変更する場合があります。

. 本プランの合理性について(本プランが会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致し、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないことについて)

### 1.買収への対応方針に関する指針の要件を充足していること

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を充足しております。

また、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」、経済産業省が2023年8月31日に発表した「企業買収における行動指針 企業価値の向上と株主利益の確保に向けて一」の趣旨も踏まえた内容となっております。

## 2. 株主共同の利益の確保・向上の目的をもって導入されていること

本プランは、上記 . 1 . 「本プランの目的」にて記載したとおり、当社株式に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様のために買付者等と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることを目的として導入するものであります。

#### 3.株主意思を反映するものであること

本プランは、本株主総会において本プランに関する株主の皆様のご意思をご確認させていただき、その承認により発効することとしており、株主の皆様のご意向を反映したものとなっております。

また、本プランの有効期間の満了前であっても、株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されることになり、株主の皆様のご意向を反映する内容となっております。

## 4.独立性の高い社外者の判断の重視

本プランにおける対抗措置の発動は、上記 .5.「大規模買付行為が実施された場合の対応方針」にて記載したとおり、当社の業務執行を行う経営陣から独立している委員で構成される独立委員会へ諮問し、同委員会の勧告を最大限尊重するものとされており、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に適うように本プランの透明な運用を担保するための手続も確保されております。

## 5. デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと

上記 .7.「本プランの適用開始、有効期限、継続及び廃止」にて記載したとおり、本プランは、当社の取締役会により廃止することができるものとされており、当社株式の大規模買付者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本プランを廃止することが可能です。従って、本プランは、デッドハンド型買収への対応方針(取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお発動を阻止できない買収への対応方針)ではありません。

また、当社は取締役の任期を1年としており、本プランは、スローハンド型買収への対応方針(取締役会構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収への対応方針)でもありません。

#### 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記業務の適正を確保するための体制整備とその適切な運用に努めております。当事業年度における運用状況の概要は、次のとおりです。

- )業務執行の効率性向上に関する事項
- a 取締役会を本社又は各工場において、毎月開催し、経営計画・予算策定、設備投資等、経営上の重要事項 について審議を行っております。
- b 取締役会では、当社グループの月次経営成績が報告され、当社グループ全体・各事業・各事業部・各子会 社それぞれにおける経営目標の達成状況、経営課題及びその対応策について確認し、議論を行っておりま す。

#### ) コンプライアンスに関する事項

- a 情報管理規程を制定し、重要書類・情報の保存、管理の徹底を図っております。
- b 「行動基準」を制定するとともに、全従業員及び子会社の幹部に対し、法令・企業倫理に沿った行動をするよう徹底しております。
- c 行動基準は当社ホームページに、コンプライアンス規程はイントラネットにそれぞれ掲載して、その周知 を図るとともに、全従業員を対象に定期的にコンプライアンス教育を実施しております。
- d 当社グループ全体の、内部通報・相談窓口として「オカモト・ホットライン」を設置し、内部通報しやすい環境を整備して、不正行為等の未然の防止に努めております。

#### ) リスク管理に関する事項

- a 経営における重大な損失、不利益等を最小限にするためリスク管理規程を制定するとともに、サステナビリティ委員会を定期的に開催して、当社グループ全体としてのリスクの抽出・把握・評価・対応策の実施等を行っております。
- b サステナビリティ委員会の活動内容については、都度、取締役会及び執行役員会に報告しております。

#### ) グループ管理に関する事項

- a 子会社代表取締役から定期的に子会社の経営状況等の報告を受ける体制を整え、その体制に従い、子会社 に関する重要事項(事業運営等・コンプライアンス・リスク管理に関する事項)が、当社へ定期的に報告 されております。
- b 当社内部監査部門である経営管理室は、年度監査計画に基づき子会社に対する内部監査を実施し、その結果は取締役会及び執行役員会に報告しております。

## ) 監査等委員会の監査に関する事項

- a 当社の経営管理室は、内部監査部門が行った監査結果及び「オカモト・ホットライン」の通報・相談状況 について、当社監査等委員会に報告しております。
- b 監査等委員は、取締役会のほか、経営会議など社内の重要な会議に出席し、必要があるときは意見を述べております。
- c 監査等委員は、代表取締役や内部監査部門等と定期的な会合等を実施して意見交換を行い、取締役に対する職務執行の監査の実効性を高めております。

## 取締役の定数

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、18名以内とし、監査等委員である取締役は、3名以内とする旨を定款で定めております。

## 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらない旨を定款で定めております。

#### 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとしている事項

### イ 自己株式の取得

当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。これは、機動的な資本政策を遂行することを目的とするものであります。

## ロ 剰余金の配当の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議によって定めることとする旨を定款で定めております。これは、剰余金の配当を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な資本政策及び配当政策の遂行を目的とするものであります。

#### 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

#### 取締役等の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役(取締役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

また、会社法第427条第1項の規定により、取締役(業務執行取締役等である者を除く。)との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結(ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。)することができる旨を定款に定めております。

## 取締役会及び指名・報酬委員会の活動状況

当事業年度において当社は取締役会を月1回以上、指名・報酬委員会を必要に応じ随時開催しており、個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	取締役会	指名・報酬委員会
岡本 良幸	100% (14/14回)	
岡本 邦彦	100% (14/14回)	100% (1/1回)
岡本 優	92.9% (13/14回)	
髙島 寛	100% (14/14回)	
田中 祐司	100% (14/14回)	100% (1/1回)
池田 佳司	100% (11/11回)	
相澤 光江	100% (14/14回)	100% (1/1回)
有坂 衛	100% (3/3回)	
深澤 佳己	92.9% (13/14回)	100% (1/1回)
荒井 瑞夫	92.9% (13/14回)	100% (1/1回)

(注)池田佳司氏は、2024年6月27日開催の定時株主総会において選任されており、就任後に開催された取締役会の出席状況を記載しております。また、有坂衛氏は、同総会の終結の時をもって任期満了となり退任しておりますので、退任までの取締役会の出席状況を記載しております。

#### 取締役会における具体的な検討内容として、

業務執行状況、経営戦略に基づいた各事業領域の取組み状況及びコーポレート・ガバナンスに関する事項、 年度予算計画、設備投資、株主総会関連、事業報告及び計算書類等の承認、配当関連、決算承認等について、 確認・監督をしております。

## 指名・報酬委員会における具体的な検討内容として、

取締役候補(監査等委員を除く)の選任、代表取締役候補の選定、取締役(監査等委員を除く)の報酬、取締役・監査等委員の報酬限度額、譲渡制限付株式報酬制度について決議・審議を行っております。

# (2) 【役員の状況】

役員一覧

2025年6月25日(有価証券報告書提出日)現在の当社の役員の状況は以下のとおりです。

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22.2%)

男性/名 女性2名 (名	役員のつち女性 T				1	
役職名	氏名	生年月日	他の会社の代	略歴 弋表者である時の会社名	任期	所有株式数 (株)
			1975年 7 月 1985年 4 月	当社入社   海外事業部貿易一部長兼貿易二部   長		
取締役会長	岡本 良幸	1949年10月23日生	1985年6月 1989年6月 2003年6月 2007年6月 2011年6月 2018年6月 2021年6月 2022年6月	取締役就任 常務取締役就任 専務取締役就任 代表取締役副社長就任 代表取締役社長就任 代表取締役会長就任 代表取締役会長就任 代表取締役会長兼社長就任 取締役会長就任(現)	(注2)	220,596
代表取締役社長 社長執行役員	岡本 邦彦	1979年 5 月24日生	2002年 4 月 2013年10月 2015年 3 月 2015年 6 月 2017年 6 月 2018年 6 月 2021年 6 月 2022年 6 月	当社入社 海外部長 シューズ製品部長 取締役就任 常務取締役就任 常務取締役就任 代表取締役就任 代表取締役副社長就任 代表取締役社長就任(現) 社長執行役員就任(現)	(注2)	182,358
			2004年10月 2013年4月 2015年6月 2017年6月	第二東京弁護士会登録 当社入社 経営管理室長 取締役就任		
代表取締役専務 専務執行役員	岡本優	1977年7月4日生	2018年 6 月 2019年 6 月 2021年 6 月	食品衛生用品部長 常務取締役就任 資材部、食品衛生用品部担当 総務部、人事部担当 略務取締役就任 人事部、資材部、総務部、大阪支	(注2)	73,968
TOTALIKE			2022年1月 2022年6月	店、名古屋営業所、福岡営業所、 お客様相談室、建装部管掌 静岡工場管掌 汎用プラスチック製品部、機能プ ラスチック製品部、農業資材部 シューズ製品部、物流管掌(現) 代表取締役専務執行役員就任(現)	(22)	
			2023年6月	海外部管掌(現)		
			1987年4月 2016年4月	㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行)入行   みずほフィナンシャルグループリ   サーチ&コンサルティング業務部   長		
取締役 常務執行役員	田中祐司	1964年12月29日生	2017年 6 月 2017年 7 月 2018年 6 月 2019年 6 月 2019年 7 月	当社入社 総務部長 取締役就任   海外部長   岡本貿易(深セン)有限公司代表   取締役社長就任	(注2)	2,982
			2022年 6 月 2023年 6 月	執行役員就任   常務執行役員就任(現)   総務部、お客様相談室、大阪支   店、名古屋営業所、福岡営業所担   当(現)		
			1980年 6 月 2007年 7 月 2015年 6 月	当社入社 茨城工場長 常務取締役就任 医療品部、生活用品部、医療生活 用品マーケティング室、開発関係 担当		
取締役 常務執行役員	池田(佳司	1956年 9 月30日生	2018年 6 月	専務取締役就任 医療品部、生活用品部、医療生活 用品マーケティング室、情報シス テム室管掌、開発関係、粘着製品 部管掌	(注2)	5,619
			2021年6月	常務取締役就任 静岡工場長(現)		
			2022年6月	常務執行役員就任(現)		

役職名	氏名	生年月日	他の会社の代	略歴 代表者である時の会社名	任期	所有株式数 (株)
取締役	相澤 光江	1942年10月14日生	1967年4月 1979年4月 2012年3月 2015年4月 2015年6月 2015年11月 2016年6月	建設省入省(現国土交通省) 東京弁護士会に弁護士登録 エスティローダー㈱(現ELCジャパン㈱)社外監査役就任 TMI総合法律事務所パートナー就任(現) 取締役就任(現) ㈱コジマ社外取締役就任(現) グ・オブ・ジャパン㈱社外監査役 就任	(注2)	717
取締役 (監査等委員)	高島 寛	1957年12月25日生	1980年 6 月 2009年 7 月 2011年 6 月 2016年10月 2017年 6 月 2021年 6 月 2022年 6 月 2024年 6 月	当社入社 経理部長 取締役就任 関係会社管理室担当 常務取締役就任 経理部、締役就任 経現部管掌 専務執行役員就任 取締役(監査等委員)就任(現)	(注3)	4,532
取締役 (監査等委員)	深澤 佳己	1967年11月7日生	1996年4月 2004年6月 2016年6月	東京弁護士会に弁護士登録 深澤法律事務所入所(現) 監査役就任 取締役(監査等委員)就任(現)	(注3)	2,712
取締役 (監査等委員)	荒井 瑞夫	1945年 9 月16日生	1976年 3 月 1983年 8 月 1990年 4 月 2006年 6 月 2016年 6 月 2019年 1 月	公認会計士登録 荒井公認会計士事務所開設 國學院大學経済学部非常勤講師 東洋製罐グループホールディング ス㈱社外取締役就任 取締役(監査等委員)就任(現) 税理士法人みずほ代表社員就任	(注3)	
計					493,484	

- (注) 1 相澤光江、深澤佳己及び荒井瑞夫は、社外取締役であります。
  - 2 取締役の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時から2025年3月期に係る定時株主総会終結の時までであります。
  - 3 取締役(監査等委員)の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時から2026年3月期に係る定時 株主総会終結の時までであります。
  - 4 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
    - 委員長 髙島寛 委員 深澤佳己 委員 荒井瑞夫
  - 5 当社では、業務執行に係る責任範囲と達成目標をより明確にし、経営の意思決定や実行の迅速化・効率化を 図り、それぞれの業務執行に専念させ、経営の管理・監督機能と方針決定された目標の執行機能を明確にす る執行役員制度を導入しております。

取締役を兼務していない執行役員は、以下の12名であります。

男性12名 女性 - 名 (執行役員のうち女性の比率 - %)

役名	氏名	担当
常務執行役員	土屋 洋一	茨城工場長兼研究開発部長兼つくば工場長
常務執行役員	田中 健嗣	システム戦略部・技術全般担当
常務執行役員	野寺 哲生	車輌資材部担当
常務執行役員	久米 孝之	医療品部・生活用品部担当
常務執行役員	佐藤 篤史	茨城工場長、福島工場長
執行役員	山﨑 実	人事部長
執行役員	谷口 雄二	経営管理室長、Okamoto North America, Inc.取締     役社長、Okamoto U.S.A., Inc.取締役社長
執行役員	佐藤 達也	手袋・メディカル部長
執行役員	伊藤 延之	粘着製品部長
執行役員	内山 祐之	建装部長
執行役員	細谷 久雄	経理部長
執行役員	若林 茂孝	機能プラスチック製品部長

2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6 名選任の件」を上程しており、当該決議が承認可決されますと、当社の役員の状況及びその任期は、以下のとおりにな

## る予定です。

なお、役員の役職等については、当該定時株主総会の直後に開催が予定される取締役会の決議事項の内容(役職等) を含めて記載しています。

男性7名 女性2名 (役員のうち女性の比率22.2%)

役職名	氏名	生年月日	他の会社の代	略歴 弋表者である時の会社名	任期	所有株式数 (株)
			1975年7月 1985年4月	当社入社 海外事業部貿易一部長兼貿易二部 長		
取締役会長	岡本・良幸	1949年10月23日生	1985年6月 1989年6月 2003年6月 2007年6月 2011年6月 2018年6月 2021年6月 2022年6月	取締役就任 常務取締役就任 専務取締役就任 代表取締役副社長就任 代表取締役社長就任 代表取締役会長就任 代表取締役会長兼社長就任 取締役会長就任(現)	(注2)	220,596
代表取締役社長 社長執行役員	岡本邦彦	1979年 5 月24日生	2002年4月2013年10月2015年3月2015年6月2017年6月2021年6月2022年6月	当社入社 海外部長 シューズ製品部長 取締役就任 常務取締役就任 専務取締役就任 代表取締役副社長就任 代表取締役副社長就任 代表取締役社長就任(現) 社長執行役員就任(現)	(注2)	182,358
			2004年10月 2013年4月 2015年6月 2017年6月	第二東京弁護士会登録 当社入社 経営管理室長 取締役就任		
			2018年6月	食品衛生用品部長 常務取締役就任 資材部、食品衛生用品部担当 総務部、人事部担当		
代表取締役専務 専務執行役員	岡本優	1977年7月4日生	2019年6月	専務取締役就任 外事部、資材部、総務部、大阪支 店、名古屋営業所、福岡営業所、 お客様相談室、建装部管掌	(注2)	73,968
			2022年1月 2022年6月	静岡工場管掌   汎用プラスチック製品部、機能プラスチック製品部、農業資材部、   シューズ製品部、物流管掌		
			2023年 6 月 2025年 6 月	代表取締役専務執行役員就任(現)  海外部管掌(現)  汎用プラスチック製品部、シュー  ズ製品部、資材部、薬事部、物流  管掌(現)		
			1987年4月 2016年4月	㈱富士銀行(現㈱みずほ銀行)入行   みずほフィナンシャルグループリ   サーチ&コンサルティング業務部   長		
取締役 常務執行役員	田中 祐司	1964年12月29日生	2017年6月 2017年7月 2018年6月 2019年6月 2019年7月	当社人社 総務部長 取締役就任 海外部長 岡本貿易(深セン)有限公司代表 取締役社長就任	(注2)	2,982
			2022年6月 2023年6月	執行役員就任 常務執行役員就任(現) 総務部、お客様相談室、大阪支 店、名古屋営業所、福岡営業所担 当(現)		
			1986年4月 2015年7月 2016年6月	当社入社   茨城工場長   取締役就任		
取締役 常務執行役員	田中健嗣	1962年 6 月22日生	2019年6月 2020年11月 2022年6月	茨城工場長   取締役静岡工場長   取締役システム戦略部担当   常務執行役員就任(現)   システム戦略部、技術全般担当	(注2)	917
			2025年 6 月	取締役就任(現) システム戦略部、技術全般担当、 つくば工場長(現)		

						l
役職名	氏名	生年月日		略歴	任期	所有株式数
			他の会社の代	代表者である時の会社名	12743	(株)
			2003年10月	弁護士登録		
				弁護士法人大江橋法律事務所入所		
			2007年4月			
			2007年4月	│ 西村あさひ法律事務所・外国法共 │ 同事業入所		
₩7./÷./□	**** 포스	4070年6日4日生	2016年 1 月	西村あさひ法律事務所・外国法共	(>> 0.	
取締役	菅野 百合	1976年6月1日生		同事業パートナー(現)	(注2)	
			2021年 5 月	LMIグループ株式会社社外取締役		
			2023年12月	(現)   株式会社パトスロゴス社外取締役		
			2023年12月	休式芸社ハドスロコス社が収締技   (現)		
			2025年 6 月	取締役就任(現)		
			1980年 6 月	当社入社		
			2009年7月	経理部長		
			2011年6月	取締役就任   関係会社管理会担当		
取締役			2016年10月 2017年 6 月	│ 関係会社管理室担当 │ 常務取締役就任		,
(監査等委員)	髙島 寛	1957年12月25日生	2017年 0 月	希切取神伎机住   経理部、総務部担当	(注3)	4,532
(血血分叉兒)			2021年6月	東務取締役就任		
				経理部管掌		
			2022年6月	専務執行役員就任		
			2024年6月	取締役(監査等委員)就任(現)		
取締役			1996年 4 月	東京弁護士会に弁護士登録 深澤法律事務所入所(現)		
(監査等委員)	深澤 佳己	1967年11月7日生	2004年 6 月		(注3)	2,712
(ME332)			2016年6月	取締役(監査等委員)就任(現)		
			1976年3月	公認会計士登録		
			1983年8月	荒井公認会計士事務所開設		
FT7/立/几			1990年 4 月 2006年 6 月	國學院大學経済学部非常勤講師   東洋製罐グループホールディング		
取締役 (監査等委員)	荒井 瑞夫	1945年 9 月16日生	2000年 0 月	泉洋製罐グルーフホールディング     ス㈱社外取締役就任	(注3)	
(監旦守安貝)			2016年 6 月	取締役(監査等委員)就任(現)		
			2019年1月	税理士法人みずほ代表社員就任		
計					488,065	
a1					100,000	

- (注) 1 菅野百合、深澤佳己及び荒井瑞夫は、社外取締役であります。
  - 2 取締役の任期は、2025年3月期に係る定時株主総会の終結の時から2026年3月期に係る定時株主総会終結の 時までであります。
  - 3 取締役(監査等委員)の任期は、2024年3月期に係る定時株主総会の終結の時から2026年3月期に係る定時 株主総会終結の時までであります。
  - 4 監査等委員会の体制は、次のとおりであります。
    - 委員長 髙島寛 委員 深澤佳己 委員 荒井瑞夫
  - 5 当社では、業務執行に係る責任範囲と達成目標をより明確にし、経営の意思決定や実行の迅速化・効率化を 図り、それぞれの業務執行に専念させ、経営の管理・監督機能と方針決定された目標の執行機能を明確にす る執行役員制度を導入しております。

取締役を兼務していない執行役員は、以下の12名であります。

男性12名 女性 - 名 (執行役員のうち女性の比率 - %)

役名	氏名	担当
常務執行役員	野寺 哲生	車輌資材部担当
常務執行役員	久米 孝之	医療品部・生活用品部担当
常務執行役員	佐藤 篤史	茨城工場長、福島工場長
常務執行役員	谷口 雄二	OkamotoNorth America,Inc.取締役社長、 Okamoto U.S.A.,Inc.取締役社長
執行役員	山﨑 実	人事部長
執行役員	佐藤 達也	手袋・メディカル部長
執行役員	伊藤 延之	粘着製品部長
執行役員	内山 祐之	建装部長
執行役員	細谷 久雄	経理部長
執行役員	若林 茂孝	機能プラスチック製品部長
執行役員	川井 晴英	静岡工場長
執行役員	北岡 耕三	農業資材部長

社外役員の状況

- ) 社外取締役の員数、提出会社との人的関係、資本的関係又は取引関係及びその他の利害関係 当社は社外取締役3名(うち監査等委員2名)選任しております。いずれの社外取締役も当社との間に特別
- 当社は社外取締役3名(うち監査等委員2名)選任しております。いずれの社外取締役も当社との間に特別な利害関係は無く、また責任限定契約を締結しております。
- )社外取締役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針の内容等

社外取締役を選任するための独立性に関する基準又は方針を定めてはおりませんが、幅広い知識や専門的な知見に基づく監査機能を期待し、経営の監視・監督に資する人材を選任しております。更に、一般株主と利益相反を生じさせないことも基本的な考えとしております。

) 社外取締役の選任状況に関する提出会社の考え方

社外取締役相澤光江氏は弁護士資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有し、他社における 社外役員としての豊富な経験等も有しております。また、監査等委員である深澤佳己氏は弁護士資格を有して おり、法務全般に関する相当程度の知見を有するものであり、荒井瑞夫氏は公認会計士・税理士資格を有して おり、財務、税務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。これら3氏の幅広い知識や専門 的な知見から客観的かつ適切に取締役会が機能しております。

なお、当社は、2025年6月26日開催予定の定時株主総会の議案(決議事項)として、「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」を上程しており、当該議案が承認可決された場合の新任の社外取締役の選任状況に関する提出会社の考え方は以下の通りです。

社外取締役菅野百合氏は弁護士資格を有しており、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通しているほか、他社における社外役員としての豊富な経験・高い見識を有していることから、当社の業務執行から独立した客観的な立場で当社取締役会において的確な提言・助言を行うことにより、経営体制の強化など当社のコーポレートガバナンスが更に強化できると判断し、選任しております。

社外取締役又は社外監査等委員による監督又は監査と内部監査、監査等委員監査及び会計監査との相互連携並 びに内部統制部門との関係

監査の状況「 監査等委員監査の状況」に記載のとおり、取締役会、監査等委員会、経営管理室等において適宜報告及び意見交換がなされております。

#### (3) 【監査の状況】

監査等委員監査の状況

当社の監査等委員会の組織は、3名の監査等委員のうち、過半数となる2名は社外取締役で構成されております。 監査等委員会は、監査の方針及び計画、監査等委員会の職務分担等の決定を行い、また取締役会その他の重要な会議 に出席し、取締役の職務を監査・監督するとともに、業務の状況を聴取して、毎月監査等委員会を開き適正な監査を 行っております。監査等委員は、会計監査人と相互の監査方針、監査項目及び監査の着眼点に関する意見交換を通じ て、効率的な監査を目指しており、適宜監査情報の交換会を設けて、相互の連携を深め機動的な監査に取り組んでお ります。また、監査等委員は内部監査部門である経営管理室より適宜内部統制に関する監査計画及び実施状況につい て報告を受けるとともに、各事業所並びに関係会社における重要な監査には同行し、意見交換や情報の共有化を図っ ております。

なお、社外取締役深澤佳己氏は弁護士資格を有しており、法務全般に関する相当程度の知見を有するものであり、 社外取締役荒井瑞夫氏は公認会計士・税理士資格を有しており、財務会計・税務に関する相当程度の知見を有するも のであります。

当社の監査等委員会は、原則毎月開催されるほか、必要に応じて随時開催しております。当事業年度においては、 合計16回開催し、個々の監査等委員の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
有坂 衛	3回	3回(100%)
髙島 寛	13回	13回(100%)
深澤 佳己	16回	14回(87.5%)
荒井 瑞夫	16回	15回(93.7%)

(注)有坂衛氏は、2024年6月27日開催の定時株主総会の終結の時をもって任期満了となり退任しておりますので、 退任までの監査等委員会の出席状況を記載しております。また、髙島寛氏は、同総会において選任されており、 就任後に開催された監査等委員会の出席状況を記載しております。

監査等委員会における主要な検討事項は、内部統制システムの整備・運用状況、固定資産の評価等の重要監査項目、会計監査人の監査の相当性、内部監査の充実等であります。また、常勤監査等委員の活動内容は、社内の重要な会議や委員会に出席するとともに各事業所・グループ会社の業務監査を行い、契約書・稟議書等の重要書類を閲覧して業務執行状況を確認しております。また内部監査部門と定例会を持ち、監査の計画から結果説明まで情報入手し、監査の立場から意見を述べております。

## 内部監査の状況

当社は、業務執行部門から独立した社長直轄の内部監査部門として4名で構成する経営管理室を設置しております。経営管理室は、社長の承認を得た監査計画に基づき、当社及び子会社を対象に業務の適正性、効率性及びコンプライアンスの観点から業務監査を行っております。

監査の状況については、経営管理室が社長及び監査等委員会に対し定期的に報告を行っております。また、監査の結果については社長が取締役会に報告しております。

#### 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

EY新日本有限責任監査法人

b. 継続監査期間

30年間

c. 業務を執行した公認会計士

指定有限責任社員 業務執行社員 鈴 木 達 也 指定有限責任社員 業務執行社員 原 賀 恒一郎

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は、公認会計士6名、その他19名であります。

e. 監査法人の選定方針と理由

監査法人の選定方針については特段定めておりませんが、適正な監査の確保に向けて適切な対応ができる品質管理体制、監査チームの独立性及び十分性が備わっているか及び監査報酬の妥当性等を勘案して決定しております。

f. 監査等委員及び監査等委員会による監査法人の評価

当社の監査等委員会は、監査法人に対し次のように評価を行っております。

. 評価・選定をするための必要な情報を提供

年間を通して、監査等委員会・経営者・内部監査部門と適切なコミュニケーションを行っているか

. 適正な監査を確保できる監査法人・監査チーム

適切な対応ができる品質管理体制や監査チーム体制の独立性及び十分性が保たれているか

. 監査報酬の妥当性

項目別の監査工数が合理的か、また当初の監査計画が遵守されているかどうか

. 不正リスクへの対応

不正リスクに対する管理体制が十分であり、リスクの識別・評価が適切になされているか

#### 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

	前連結会	 会計年度	当連結会	会計年度
区分	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)
提出会社	63		65	
連結子会社				
計	63		65	

(注) 前連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬以外に、前々連結会計年度に係る追加報酬3百万円があります。 また、当連結会計年度の監査証明業務に基づく報酬以外に、前連結会計年度に係る追加報酬2百万円があります。 す。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク (Ernst & Young) に対する報酬 (a.を除く)

	前連結会計年度		当連結会計年度		
区分	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	監査証明業務に 基づく報酬(百万円)	非監査業務に 基づく報酬(百万円)	
提出会社				7	
連結子会社	4	1	5	2	
計	4	1	5	9	

(注) 当社における非監査業務の内容は、移転価格文書作成支援業務等であります。 また、連結子会社における非監査業務の内容は、移転価格文書作成支援業務等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容 該当事項はありません。

## d. 監査報酬の決定方針

当社の監査法人に対する監査報酬の決定方針は、特に定めておりませんが、会計監査人の監査計画の内容、監査 職務の遂行状況及び報酬の見積りの算定根拠等が適切であるか検証を行い、監査等委員会の同意を得た上で決定し ております。

e. 監査等委員会が会計監査人の報酬等に同意した理由

取締役会が提案した会計監査人に対する報酬等に対して、当社の監査等委員会が会社法第399条第1項の同意をした理由は、下記のとおりです。

- . 項目別の監査工数を前年度と比較し、増減内容が適切か、監査報酬の変動額・変動割合が合理的か確認をして、見積りの妥当性を検討した。
- . 監査の有効性・効率性に配慮し、監査計画に基づいたスケジュールと報告期限は遵守されているか進捗状況の 確認をした。

#### (4) 【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針は、取締役会にて決議しております。

当社の取締役の報酬等は、役位・職責を基準としながら、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての機能を持たせるべく、業績及び中長期的な企業価値に見合った報酬体系としており、また優秀な人材を確保・維持できるよう、他社水準を考慮して定めることを基本方針とします。個人別の取締役の報酬額の決定に際しては、役位・職責と成果を踏まえた適正な水準とすることを方針とします。

また当社は、委員の過半数と委員長を社外取締役とする指名・報酬委員会を設置し、取締役の報酬等は、同委員会の答申を受けて、取締役会で議論のうえ、代表取締役社長執行役員が決定することで、恣意性を排除したより透明性の高い手続を経て決定することとしております。その報酬は、業務執行を行う取締役については、賞与相当額を含めた固定報酬を支給する「基本報酬」と、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする非金銭報酬である「譲渡制限付株式報酬」から構成します。経営監督機能を担う社外取締役、及び業務執行から独立した立場で経営全般の監督機能等を果たす監査等委員である取締役については、基本報酬のみの支給とします。また、短期的な利益や株価等のパフォーマンス指標に連動する業績連動報酬は、いずれについても採用いたしません。

業務執行取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役。)の個人別の報酬等の内容に係る決定 方針等

## a.基本報酬に関する方針

業務執行を行う取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く取締役。以下、「業務執行取締役」といいます。)の報酬のうち、賞与相当額を含めた固定報酬である基本報酬は、月払いを基本とし、賞与相当額は年数回払いとします。個別の業務執行取締役の基本報酬は、その役位・在任年数・他社水準等を基準としながら、目標達成度や経営基盤構築、環境を含めたサステナビリティ経営への貢献などを定量的・定性的に評価し、賞与相当額として一定のインセンティブを付与して決定する仕組みといたします。

#### b.非金銭報酬に関する方針

業務執行取締役については、基本報酬のほかに、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与え、株主の皆様との一層の価値共有をより進めることを目的として、一定の譲渡制限期間の付された当社の普通株式である「譲渡制限付株式報酬」を非金銭報酬として支給します。当社は、取締役会決議に基づき、譲渡制限付株式を割当てるための金銭債権を業務執行取締役に支給し、業務執行取締役は、当該金銭債権を現物出資の方法で当社に払込むことで、譲渡制限付株式の割当てを受けるものとします。個別の業務執行取締役に割当てられる譲渡制限付株式の個数は、株主総会にて承認された範囲内とします。

#### c. 個人別の報酬等の内容の決定方法

業務執行取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたって、代表取締役社長執行役員が、各取締役の基本報酬額及び非金銭報酬額の原案を作成し、委員の過半数と委員長を社外取締役とする指名・報酬委員会に諮問します。指名・報酬委員会から上記原案について答申がなされ、取締役会で総合的な議論がなされます。代表取締役社長執行役員は、その答申や議論を尊重しながら、取締役会からの委任に基づき、業務執行取締役の個人別の具体的報酬額等を決定いたします。

#### d.報酬等の割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、指名・報酬委員会において検討を行い、基本報酬と非金銭報酬の 比率として、97対3から89対11の範囲内となることを、おおよその目安としています。

#### e. 個人別の報酬等の内容が当該決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は、代表取締役社長執行役員に対し、各取締役の役割や責任の範囲を明確化し、当社グループ業績への寄与度や経営基盤・サステナビリティ経営への貢献度等を評価したうえで、個人別の報酬等の内容の原案を作成すること、その原案を委員の過半数と委員長を社外取締役とする指名・報酬委員会に諮問し、その答申を得て、取締役会で総合的に議論することを求めています。これらの手続を経ることにより、業務執行取締役の個人別の報酬等の額には、指名・報酬委員会の答申の結果、及び取締役会の意向が反映されることとなるため、取締役会では、上記決定方針に沿うものであると判断しております。

## 監査等委員である取締役及び社外取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

監査等委員である取締役及び社外取締役からなる非業務執行取締役に対する報酬等は、経営監督機能を十分発揮できるよう、職務内容・専門性・経験等を重視して決定する固定報酬のみの月払いの仕組みとしております。監査等委員である取締役の個人別の報酬等の額は、株主総会で定められた報酬総額の限度内において、監査等委員会における各委員の貢献度を勘案して、監査等委員である取締役の協議により決定しております。

## 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

当社の取締役の金銭報酬の額は、2016年6月29日開催の第120回定時株主総会で決議され、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等限度額は年額344百万円以内(うち社外取締役分は年額20百万円以内)となっており、同定時株主総会決議における役員数は15名(うち社外取締役1名)となっております。また、同定時株主総会決議により監査等委員である取締役の報酬等限度額は年額46百万円以内となっており、同定時株主総会における役員数は3名(うち社外取締役2名)となっております。

また、監査等委員である取締役及び社外取締役を除いた業務執行取締役については、2024年6月27日開催の第128回 定時株主総会において、上記金銭報酬のほかに非金銭報酬として、年額50百万円以内、年10,000株以内とする譲渡制 限付株式を割当てるための金銭報酬債権を支給することが決議されており、同定時株主総会における業務執行取締役 の員数は5名となっております。

## 取締役の報酬等の額の決定の委任に関する事項

当事業年度においては、2024年6月27日開催の取締役会にて、代表取締役社長執行役員である岡本邦彦に、取締役 (監査等委員である取締役を除く。)の個人別の報酬等の額の具体的内容の決定を委任する旨決議しており、代表取 締役社長執行役員が、当該決議に基づき、株主総会で決議された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬 等限度額の範囲内において、各取締役の個人別の基本報酬の額を決定しております。

これらの権限を委任した理由は、当社を取り巻く経営環境や経営状況等を最も熟知し、俯瞰しながら各取締役の職責における評価を客観的に行うのには代表取締役社長執行役員が最も適任であるとの考えに基づくものですが、更に恣意性を排除して、より透明性を高めるために、上記のとおり、指名・報酬委員会による答申、及び取締役会における議論の内容が、報酬等の額に反映される仕組みをとることとしております。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

	報酬等の総額	報酬等の	対象となる		
役員区分	(百万円)	固定 報酬	非金銭 報酬等	退職慰労金	役員の員数 (名)
取締役(監査等委員を除					
く。)   (社外取締役を除く。)	211	203	7		6
(江川牧神)文色际(。)					
取締役(監査等委員) (社外取締役を除く。)	18	18			2
社外役員	20	20			3

<sup>(</sup>注)1. 取締役(監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。)の非金銭報酬等の額は、2024年6月27日開催の第128回定時株主総会において年額50百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役(監査等委員である取締役を除く。)の員数は6名(うち社外取締役は1名)です。

2.上記の非金銭報酬等の額は、譲渡制限付株式報酬として当該事業年度に費用計上した額であります。

## 役員ごとの連結報酬等の総額等

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

## (5) 【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は純投資目的として投資株式を保有しない方針であります。

当社の純投資目的以外の目的である投資株式は、調達先からの原材料の安定調達、また得意先と良好な関係を構築し、事業の円滑な推進を図ることを目的とした政策保有株式として保有しております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の 内容

#### 個別銘柄について

- ・保有目的が適切であるか
- ・便益(ビジネス上得られる利益・メリット及び配当等の金融収益の合算)が資本コストに見合っているか上記2点を2024年8月2日開催の取締役会で定性的・定量的に検証しております。

資本コストについては、過去の株価等の市場データに基づき、CAPM(資本資産評価モデル)により株主資本コストを推計し、更にWACC(加重平均資本コスト)として計算されたもの(税前換算ベース)を用いております。2024年3月期末基準での検証では、ほぼ全ての銘柄において取引関係の維持・強化など明確な目的が確認され、また、便益が資本コストを上回ることを確認しております。

## b. 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額(百万円)
非上場株式	10	84
非上場株式以外の株式	34	30,558

## (当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額(百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	1	1	取引先持株会での 定期買付による増加
非上場株式以外の株式	4	17	取引先持株会での 定期買付による増加

## (当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る 売却価額の合計額(百万円)
非上場株式	0	
非上場株式以外の株式	6	724

# c . 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報 特定投資株式

株式数(株)   株式数(株)   株式数(株)   投資別無表計上額   投資別無限   大手給金商務として、原料和砂罐来の場例   内型別無限   大手給金商務として、原料和砂罐来の場例   内型別無限   大手論報機関として、原料和砂罐来の場例   内型別無限   大手論報機関として、原料和砂罐来   内型別無限   大手論報機関として、原料和砂罐来   内型別無限   大手論報機関として、原料和砂罐来   内型別無限   大手論報機関として、原料和砂罐来   内型別無限   大手論報機関として、原料和砂罐来   内型別無限   大手論報機関として、原料和砂罐来   内型別無限   大手   大手   全域   大手   大手   全域   大手   全域   大手   大手   全域   大手   全域   大手   全域   大手   全域   大手   大手   全域   大手   全域   大手   全域   大手   大手   全域   大手   全域   大手   全域   大手   全域   大手   全域   大手   大手   大手   全域   大手   全域   大手   大手   全域   大手   全域   大手   全域   大手   全域   大手   全域   大手   大手   全域   大手   全域   大手   全域   大手   大手   全域   大手   全域   大手   全域   大手   全域   大手   全域   大手   大手   大手   大手   大手   全域   大手   全域   大手   大手   全域   大手   大手   大手   全域   大手   全域   大手   大手   全域   大手   全域   大手   大手   全域   大手   大手   全域   大手   大手   全域   大手   大手   大手   全域   大手   大手   大手   全域   大手   大手   大手   全域   大手   大手   大手   大手   全域   大手   大手   全域   大手   大手   大手   大手   大手   大手   全域   大手   全域   大手   全域   大手   大手   全域   大手   全域   大手   全域   大手   大手   全域   大手   大手   大手   全域   大手   大手   大手   大手   大手   大手   大手   大	117亿汉英怀30	当事業年度	前事業年度		N/41 - 14
対している	<b></b> 銘柄	株式数(株)	株式数(株)		
10.488	EUILI				
10.488	± 4T(#)	4,412,000	4,412,000		+
	メレAL(M)	10,498	11,599		
(株) オース・カー・				事業における有効的かつ機動的な製品開発及   び継続的な販売体制の構築を目的としており	有
1	(株)みずほフィナ	,			
S O M P O ホールディングス(株) 2,980 2,103 2,980 2,103 892,139 892,139 892,139 7.5	ンシャルグルー			金調達の確保及び戦略的な金融サービスの利	無(注2)
2,980   2,103   2,					
東京建物機 2,253 2,347 2 26,253 2,347 2 28,253 2,347 2 28,253 2,347 2 28,253 2,347 2 28,253 2,347 2 28,253 2,347 2 28,253 2 2,347 2 28,253 2 2,347 2 28,253 2 2,347 2 28,253 2 2,347 2 28,253 2 2,347 2 28,253 2 2,347 2 3,248,457 2 43,393 2 44,579 43,393 2 44,579 43,393 2 4,723 2		·	,	損害保険の十分かつ適切な設定を目的として	無(注2)
東京建物	TV 1 2 7 X (IA)				
# 三 ツウロコグ	   東京建物(株)	892,139	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·		有
(根)	21131213111	2,253	2,347	を目的としております。	13
1,110   590   3 ります。   528,532	ループホール	·	620,000	の取り組みにより有効的かつ機動的な製品開	有
できまり	ディングス	1,110	890	おります。	
158	   レューリック(性)	528,532	528,532		<u></u>
237,700   23		759	830		海
602   606   579 ( ) 祭 ( ) カイッル事業の共同推進を目的としております。   158,000   158,000   501   500   501   500   501   ます。   500   500   501	三菱鉛筆(株)	237,700	237,700	筆記用具及びテープのメーカーとして、市場 創出・販路開拓についての相互協力、プラス	有
福畑産業㈱ 158,000 158,000		602	606		
日本ゼオン(株)   300,000   300,000   300,000   (原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継   448   396   (統的な調達を目的としております。	T: long 11/ (44)	158,000	158,000	原材料及び工業用品の大手商社として、原材	_
日本ゼオン(株)         300,000 448         300,000 396         原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継 続的な調達を目的としております。 (原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継 会調達の確保及び戦略的な会融サービスの利 用等を目的としております。         有           (株) 三菱 U F J フィナンシャ ル・グループ         206,500 415         206,500 30,000         大手金融機関として、安定的かつ機動的な資金調達の確保及び戦略的な会融サービスの利 用等を目的としております。 大大建設業者として、国内外の工場及び営業拠点の不動産についての合理的な建築工事の実施及び適切な保守管理等を目的としておりまます。 原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継 続的な調達を目的としております。 下、手目動車メーカーとして、産業用製品事業における有効的かつ機動的な製品開発及び継続的な販売体制の構築を目的としております。 ります。取引先持株会を通じ、株式を取得しております。 取引先持株会を通じ、株式を取得しております。 「原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継 続的な調達を目的としております。 「原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継 続的な調達を目的としております。 「原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継 続的な調達を目的としております。 「原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継 続いな調達を目的としております。 「原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継 続いな調達を目的としております。 「原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継 続いな調達を目的としております。 「原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継 続いな調達を目的としております。 「における有効的かつ機動的な製品開発及び継続的な販売体制の構築を目的としております」 における有効的かつ機動的な製品開発及び継続的な販売体制の構築を目的としております。 「における有効的かつ機動的な製品開発及び継続のな販売体制の構築を目的としております」 「における有効的かつ機動的な製品開発及び継続のな販売体制の構築を目的としております」 「における有効的かつ機動的な製品開発及び継続のな販売体制の構築を目的としております」 「における有効的かつ機動的な製品開発及び継続のな販売体制の構築を目的としております」 「における有効的かつ機動的な製品開発及び継続のな販売体制の構築を目的としております」 「における有効的かつ機動的な製品開発及び継続のな販売体制の構築を目的としております」 「における有効的かつ機動的な製品開発及び継続のな販売件制の構築を目的としております」 「における有効的かつ機動的な製品関発及び販売に関する 「おります」」 「おります」」 「おりな販売を開発しております」 「おりな販売を開発しております」 「おりな販売を開発しております」 「おります」」 「おります」」 「おりな販売を開発しております」 「おりな販売を開発しております」 「おります」」 「おりな販売を開発しております」 「おりな販売を開発しております」 「おりな販売を開発しております」 「おりな販売を開発しております」 「おります」」 「おります」」 「おります」」 「おります」 「おります」」 「おります」 「おります」 「おります」 「おりな販売を開発しています」 「おります」 「おります」 「おりな販売を開発しています」 「おります」 「おります」 「おりな販売を開発しています。 「おりな販売を開発しています」 「おります」 「おります」」 「おりな販売を開発しています。 「おりな販売を開発しています。 「おります」」 「おりな販売を開発しています。 「おりな販売を開発しています。 「おります」」 「おります」 「おります」」 「おりな販売を開発しています。 「おります」 「おります」」 「おります」 「おります」 「おります」 「おりな販売を開発しています。 「おります」 「おります」 「おります」 「おりな販売を開発しています。 「おります」 「おります」」 「おりな販売を開発しています。 「おりな販売を用きます。 「おります」 「おりな販売を用き、「おりないます。 「おります」 「おります」 「おります」 「おります」 「おります」 「おります」 「おりないを用きます。 「おりまする」 「おります」 「おります」 「おりないを用きます。 「おりまする」	稲畑産業(株)	500	501		有
日本セオン(株)   182,800   182,800   182,800   原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継   182,800   183,800	□ ± ±² ± > ./#!\	300,000			
### ### ### ### ### ### ### ### ### ##	日本セオノ(林)	448	396		月
## 142   4/1   続わりな調達を目的としてあります。	理研ビタミン(株)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·			有
フィナンシャ ル・グループ 415 321 無(注2) 無(注2)					
ル・グループ415321用等を目的としております。大成建設㈱30,00030,000大手建設業者として、国内外の工場及び営業拠点の不動産についての合理的な建築工事の実施及び適切な保守管理等を目的としております。有大日精化工業㈱64,00064,000原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継続的な調達を目的としております。有本田技研工業㈱124,029115,062大手自動車メーカーとして、産業用製品事業における有効的かつ機動的な製品開発及び継続的な販売体制の構築を目的としております。無株力ネカ28,46028,460原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継続的な調達を目的としております。無住友化学㈱284,603284,603原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継続的な調達を目的としております。無株セブン&アイ・ホールディングス43,393「原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継続的な調達を目的としております。無株セブン&アイ・ホールディングス43,393大手の売チェーンとして、正生活用品事業における有効的かの機動的な製品開発及び継続的な販売体制の構築を目的としております。取引先持株会を通じ、株式を取得しております。取引先持株会を通じ、株式を取得しております。取引先持株会を通じ、株式を取得しております。取引先持株会を通じ、株式を取得しております。無MS&ADインシコアランスグループホール24,72324,723損害保険会社として、製造及び販売に関する損害保険の十分かつ適切な設定を目的として報ります。無	フィナンシャ		,		無(注2)
大成建設(株)	ル・グループ	415	321	用等を目的としております。	,
198	大成建設(株)	,		拠点の不動産についての合理的な建築工事の	有
大手自動車メーカーとして、産業用製品事業 における有効的かつ機動的な製品開発及び継続的な販売体制の構築を目的としております。   大手自動車メーカーとして、産業用製品事業 における有効的かつ機動的な製品開発及び継続的な販売体制の構築を目的としております。   収入の名   108   28,460   (収入の名)   (収入のる)		198	168		
192   191   続いな調達を目的としてあります。	大日精化工業(株)		·		有
本田技研工業㈱124,029115,062における有効的かつ機動的な製品開発及び継続的な販売体制の構築を目的としております。(株力ネカ(株力ネカ28,46028,46028,460原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継続的な調達を目的としております。有(住友化学(株)284,603284,603284,603原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継続的な調達を目的としております。無(株 セ ブン & アイ・ホールディングス44,57943,393大手小売チェーンとして、主に生活用品事業における有効的かつ機動的な製品開発及び継続的な販売体制の構築を目的としております。のより、株式を取得しております。のより、株式を取得しております。のより、株式を取得しております。のより、株式を取得しております。のより、株式を取得しております。のより、株式を取得しております。のより、株式を取得しております。のより、株式を取得しております。のより、株式を取得しております。のより、株式を取得しております。のより、株式を取得しております。のより、株式を取得しております。のより、株式を取得しております。のより、株式を取得しております。のより、株式を取得しております。のより、株式を取得しております。のより、株式を取得しております。のより、株式を取得しております。のより、株式を取得しております。		192	191		, ,
166   217   す。取引先持株会を通じ、株式を取得しております。   28,460   28,460   原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継続的な調達を目的としております。	     本田技研工業㈱	124,029	115,062	における有効的かつ機動的な製品開発及び継	無
(株)		166	217	す。取引先持株会を通じ、株式を取得してお	<i>X</i>
108   108   続わな調達を目的としております。   284,603   284,603   原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継続的な調達を目的としております。   大手小売チェーンとして、主に生活用品事業における有効的かつ機動的な製品開発及び継続的な販売体制の構築を目的としております。取引先持株会を通じ、株式を取得しております。 取引先持株会を通じ、株式を取得しております。   M S & A D インシュアランスグループホール   24,723   投票保険会社として、製造及び販売に関する投票に関する表別ます。   108   続わます   振(注 2 )   振(注 2 )	  (株)カネカ				有
仕友化学(株)10296続的な調達を目的としております。無(株) セ ブン & アイ・ホールディングス44,57943,393大手小売チェーンとして、主に生活用品事業における有効的かつ機動的な製品開発及び継続的な販売体制の構築を目的としております。取引先持株会を通じ、株式を取得しております。M S & A D インシュアランスグループホール24,72324,723損害保険会社として、製造及び販売に関する損害保険の十分かつ適切な設定を目的としております。					
(株 セ ブン & アイ・ホールディングス     44,579     43,393     大手小売チェーンとして、主に生活用品事業における有効的かつ機動的な製品開発及び継続的な販売体制の構築を目的としております。取引先持株会を通じ、株式を取得しております。     無(許2)       M S & A D インシュアランスグループホール     24,723     24,723     損害保険会社として、製造及び販売に関する損害保険の十分かつ適切な設定を目的としてまります。     無(注2)	住友化学㈱		·		無
ングス     96     95     す。取引先持株会を通じ、株式を取得しております。       M S & A D インシュアランスグループホール     24,723     24,723     損害保険会社として、製造及び販売に関する損害保険の十分かつ適切な設定を目的としております。		-		大手小売チェーンとして、主に生活用品事業 における有効的かつ機動的な製品開発及び継	4m
シュアランスグ	ングス	96	95	す。取引先持株会を通じ、株式を取得してお	無
$N - J N - N   70   67   \pm 11 \pm 12$	シュアランスグ	24,723	24,723		無(注2)
	ル ー ブ ホ ー ル ディングス(株)	79	67		( <i>i</i> ± = )

	当事業年度	前事業年度		
<b>☆</b> 4+∓	株式数(株)	株式数(株)	保有目的、業務提携等の概要、	当社の株
銘柄	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	定量的な保有効果 及び株式数が増加した理由	式の保有 の有無
オリンパス(株)	40,000	40,000	大手医療機器メーカーとして、生活用品事業 における有効的かつ機動的な製品開発及び継	無
73 7 7 7 (1/1y	77	88	続的な販売体制の構築を目的としております。	
イオン(株)	17,821	17,592	大手小売チェーンとして、主に生活用品事業 における有効的かつ機動的な製品開発及び継 続的な販売体制の構築を目的としておりま	無
	66	63	す。取引先持株会を通じ、株式を取得しております。	
(株)サンゲツ	18,200	18,200	壁紙の大手流通業者として、産業用製品事業 における有効的かつ機動的な製品開発及び継	無
	52	60	続的な販売体制の構築を目的としております。 す。	
不二ラテックス	26,800	26,800	医療品メーカーとして、業界及び他社動向に	有
(株)	46	50	ついての情報収集等を目的としております。 大手ドラッグストアチェーンとして、主に生	,,,
スギホールディ ングス(株)	12,000	12,000	活用品事業における有効的かつ機動的な製品   開発及び継続的な販売体制の構築を目的とし	無
	33	31	ております。 大手小売業者として、主に生活用品事業にお	
(株)ワークマン	8,000	8,000	ける有効的かつ機動的な製品開発及び継続的	無
	18,600	18,600	│な販売体制の構築を目的としております。 │大手小売業者として、主に生活用品事業にお	
アークランズ(株)	30	33	ける有効的かつ機動的な製品開発及び継続的	無
	13,000	13,000	な販売体制の構築を目的としております。 大手自動車部品メーカーとして、産業用製品 東業における方効的かる機動的な制品開発及	
㈱タチエス	22	25	事業における有効的かつ機動的な製品開発及   び継続的な販売体制の構築を目的としており   ます。	無
㈱日本ピグメン	4,000	4,000	〜 / 〜 /   原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継	,
トホールディン グス	12	12	続的な調達を目的としております。	有
(株)サンエー化研	20,000	20,000	原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継	有
	11	10	続的な調達を目的としております。	F
NISSHA(株)	7,421	6,901	フイルム等工業用品のメーカーとして、産業   用製品事業における有効的かつ機動的な製品   開発及び継続的な販売体制の構築を目的とし	無
	10	10	ております。取引先持株会を通じ、株式を取得しております。	
丸尾カルシウム	4,200	4,200	原材料メーカーとして、原材料の確実かつ継	有
(株)	5	6	続的な調達を目的としております。   生活用品の大手流通業者として、主に生活用	
㈱あらた	1,220	1,220	ヱ/  ローロック・ル	無
	3	4	ります。 生活用品の大手流通業者として、主に生活用	
DCMホール ディングス(株)	1,400	1,400	王/5月日の人子/5週集省として、王に王/5月   品事業における有効的かつ機動的な製品開発   及び継続的な販売体制の構築を目的としてお	無
ディングス(株)	1	2	次の総続的な販売体制の構業を目的としての   ります。   フイルム等工業用品のメーカーとして、産業	
(株)リヒトラブ	600	600	フィルム寺工業用品のグーカーとして、産業   用製品事業における有効的かつ機動的な製品   開発及び継続的な販売体制の構築を目的とし	無
	0	0	ております。	
西松建設㈱		70,600	大手建設業者として、国内外の工場及び営業 拠点の不動産についての合理的な建築工事の 実施及び適切な保守管理等を目的としており	無
		315	ます。	
カーリット(株)		167,000 185	原材料及び工業用品のメーカーとして、有効 的かつ機動的な製品開発及び原材料の確実か の継続的な調査を目的としております。	無
		100	つ継続的な調達を目的としております。	

	当事業年度	前事業年度		W 21 0 Ht
a 銘柄	株式数(株)	株式数(株)	保有目的、業務提携等の概要、 定量的な保有効果	当社の株 式の保有 の有無
#H11.3	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)	及び株式数が増加した理由	
CBグループマ		15,767	生活用品の大手流通業者として、主に生活用 品事業における有効的かつ機動的な製品開発	有
ネジメント(株)		75	及び継続的な販売体制の構築を目的としてお ります。	P
   常磐興産(株)		16,500	地方都市における大手事業者として、地元企 業との関係強化及び地域振興を目的としてお	有
市岩典座(M)		20	またの関係強化及び地域が発を目的としての ります。	F
(株)高速		4,400	食品包装用品の大手流通業者として、産業用 製品事業における有効的かつ機動的な製品開	無
似的这		10	発及び継続的な販売体制の構築を目的として おります。	***
ユナイテッド・ ス ー パ ー マ ー		3,147	大手小売業者として、主に生活用品事業にお ける有効的かつ機動的な製品開発及び継続的	無
ケット・ホール ディングス㈱ 4		な販売体制の構築を目的としております。	***	

- (注) 1 当社は、みなし保有株式を保有しておりません。
  - 2 保有先企業は当社の株式を保有しておりませんが、同社子会社が当社の株式を保有しております。
  - 3 定量的な保有効果については記載が困難であります。保有の合理性の検証については、「a.保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容」をご参照ください。
  - 4 日本ピグメント株式会社は、商号を株式会社日本ピグメントホールディングスに変更いたしました。
  - 5 ユナイデット・スーパーマーケット・ホールディングス(株)は2024年11月30日に(株)いなげやを完全子会社とし、経営統合しております。
  - 6 「 」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

保有目的が純投資目的である投資株式 該当事項はありません。

当事業年度に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの該当事項はありません。

## 第5 【経理の状況】

## 1 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

- (1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号)に 基づいて作成しております。
- (2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

なお、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

## 2 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)及び事業年度(2024年4月1日から2025年3月31日まで)の連結財務諸表及び財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組について

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取り組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等について的確に対応することができる体制を整備するため、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、監査法人等が主催するセミナーへ参加しております。

# 1 【連結財務諸表等】

# (1) 【連結財務諸表】

【連結貸借対照表】

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	39,872	41,337
受取手形	4 1,683	4 1,167
売掛金	18,498	16,952
電子記録債権	4 8,118	4 8,270
商品及び製品	8,984	11,349
仕掛品	2,552	2,929
原材料及び貯蔵品	3,960	4,723
その他	1,864	2,674
貸倒引当金	46	55
流動資産合計	85,487	89,348
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	5 6,048	5 6,758
機械装置及び運搬具(純額)	5,254	5,595
土地	5 8,478	5 8,401
建設仮勘定	483	654
その他(純額)	322	409
有形固定資産合計	1 20,588	1 21,818
無形固定資産	1,901	2,569
投資その他の資産		
長期性預金	1,000	800
投資有価証券	2 33,187	2 30,979
繰延税金資産	183	180
その他	1,510	439
貸倒引当金	<u>-</u>	1
投資その他の資産合計	35,881	32,397
固定資産合計	58,371	56,785
資産合計	143,858	146,134

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	4 24,954	23,888
電子記録債務	4 2,295	4 3,288
短期借入金	5 2,212	5 2,324
未払法人税等	1,452	1,502
賞与引当金	1,057	1,059
その他	5,004	4,881
流動負債合計	36,976	36,945
固定負債		
長期借入金	1,138	1,014
繰延税金負債	6,120	6,548
退職給付に係る負債	7,320	6,466
その他	721	695
固定負債合計	15,301	14,724
負債合計	52,277	51,669
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,047	13,047
資本剰余金	567	1,269
利益剰余金	55,612	58,855
自己株式	2,437	2,652
株主資本合計	66,790	70,519
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	18,030	17,254
繰延ヘッジ損益	0	2
為替換算調整勘定	3,780	5,892
退職給付に係る調整累計額	59	688
その他の包括利益累計額合計	21,869	23,837
非支配株主持分	2,921	107
純資産合計	91,581	94,464
負債純資産合計	143,858	146,134

# 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

## 【連結損益計算書】

	V	(単位:百万円)
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
	1 106,123	1 109,107
売上原価	2, 3 81,652	2, 3 85,193
売上総利益	24,471	23,913
販売費及び一般管理費	-	
運賃及び荷造費	3,397	3,522
広告宣伝費	2,364	2,744
その他の販売費	544	516
給料及び賞与	3,690	3,779
賞与引当金繰入額	390	393
退職給付費用	153	155
その他の一般管理費	3,890	4,100
販売費及び一般管理費合計	з 14,430	з 15,212
営業利益	10,040	8,701
営業外収益		
受取利息	76	87
受取配当金	984	1,133
不動産賃貸料	592	657
為替差益	511	-
その他	180	181
営業外収益合計	2,345	2,059
営業外費用		
支払利息	26	33
不動産賃貸費用	123	138
持分法による投資損失	51	3
為替差損	-	436
公開買付関連費用	-	148
その他	96	236
営業外費用合計	298	996
経常利益	12,087	9,764
特別利益		,
固定資産売却益	4 2	4 38
投資有価証券売却益	19	1,221
特別利益合計	22	1,259

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日	(単位:百万円) 当連結会計年度 (自 2024年4月1日
	至 2024年 3 月31日)	至 2025年3月31日)
特別損失		
固定資産除却損	5 <b>25</b>	5 43
減損損失	6 2,578	6 1,065
投資有価証券売却損	-	189
その他	14	4
特別損失合計	2,619	1,303
税金等調整前当期純利益	9,490	9,721
_ 法人税、住民税及び事業税	2,643	2,901
法人税等調整額	417	115
法人税等合計	2,225	3,016
当期純利益	7,264	6,704
非支配株主に帰属する当期純利益又は非支配株主に 帰属する当期純損失 ( )	123	30
親会社株主に帰属する当期純利益	7,388	6,674

## 【連結包括利益計算書】

		(単位:百万円)_
	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
当期純利益	7,264	6,704
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	6,374	711
繰延ヘッジ損益	0	4
為替換算調整勘定	1,257	1,977
退職給付に係る調整額	4	629
持分法適用会社に対する持分相当額	87	-
その他の包括利益合計	1 7,549	1 1,900
包括利益	14,814	8,605
(内訳)		
親会社株主に係る包括利益	14,901	8,496
非支配株主に係る包括利益	87	108

## 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,047	555	52,115	4,078	61,639
当期変動額					
剰余金の配当			1,934		1,934
親会社株主に帰属す る当期純利益			7,388		7,388
自己株式の取得				319	319
自己株式の消却		1,956		1,956	-
自己株式の処分				4	4
非支配株主との取引 に係る親会社の持分 変動		12			12
連結範囲の変動					-
利益剰余金から資本 剰余金への振替		1,956	1,956		-
連結子会社株式の追 加取得による持分の 増減					-
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)					-
当期変動額合計	•	12	3,497	1,641	5,150
当期末残高	13,047	567	55,612	2,437	66,790

	その他の包括利益累計額				非支配株主		
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	持分	純資産合計
当期首残高	11,774	1	2,526	54	14,355	3,104	79,099
当期変動額							
剰余金の配当							1,934
親会社株主に帰属す る当期純利益							7,388
自己株式の取得							319
自己株式の消却							
自己株式の処分							4
非支配株主との取引 に係る親会社の持分 変動							12
連結範囲の変動							
利益剰余金から資本 剰余金への振替							-
連結子会社株式の追 加取得による持分の 増減							1
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	6,255	0	1,252	4	7,513	182	7,331
当期変動額合計	6,255	0	1,252	4	7,513	182	12,482
当期末残高	18,030	0	3,779	59	21,868	2,921	91,581

# 当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

			株主資本		
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	13,047	567	55,612	2,437	66,790
当期変動額					
剰余金の配当			2,445		2,445
親会社株主に帰属す る当期純利益			6,674		6,674
自己株式の取得				1,044	1,044
自己株式の消却		801		801	-
自己株式の処分		5		28	34
非支配株主との取引 に係る親会社の持分 変動					-
連結範囲の変動			191		191
利益剰余金から資本 剰余金への振替		795	795		-
連結子会社株式の追 加取得による持分の 増減		701			701
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)					-
当期変動額合計	-	701	3,242	215	3,729
当期末残高	13,047	1,269	58,855	2,652	70,519

	その他の包括利益累計額				-11		
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利 益累計額合計	非支配株主 持分	純資産合計
当期首残高	18,030	0	3,779	59	21,868	2,921	91,581
当期変動額							
剰余金の配当							2,445
親会社株主に帰属す る当期純利益							6,674
自己株式の取得							1,044
自己株式の消却							-
自己株式の処分							34
非支配株主との取引 に係る親会社の持分 変動							-
連結範囲の変動							191
利益剰余金から資本 剰余金への振替							-
連結子会社株式の追 加取得による持分の 増減							701
株主資本以外の項目 の当期変動額(純 額)	776	3	2,112	629	1,968	2,814	846
当期変動額合計	776	3	2,112	629	1,968	2,814	2,882
当期末残高	17,254	2	5,892	688	23,837	107	94,464

## 【連結キャッシュ・フロー計算書】

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	9,490	9,721
減価償却費	2,669	2,394
減損損失	2,578	1,065
貸倒引当金の増減額( は減少)	1	6
持分法による投資損益( は益)	51	3
賞与引当金の増減額( は減少)	19	1
退職給付に係る負債の増減額( は減少)	103	39
その他の引当金の増減額( は減少)	72	-
受取利息及び受取配当金	1,060	1,220
支払利息	26	33
為替差損益( は益)	2	19
投資有価証券売却損益( は益)	19	1,031
固定資産売却損益( は益)	2	38
固定資産除却損	25	43
公開買付関連費用	-	148
売上債権の増減額(は増加)	485	3,100
棚卸資産の増減額( は増加)	190	2,272
その他の資産の増減額( は増加)	142	319
仮払金の増減額( は増加)	-	77
仕入債務の増減額( は減少)	979	2,469
その他の負債の増減額(は減少)	156	210
その他	0	188
小計	14,123	9,126
利息及び配当金の受取額	1,042	1,243
利息の支払額	26	32
法人税等の支払額	2,238	2,947
法人税等の還付額	57	-
公開買付関連費用の支払額	-	148
営業活動によるキャッシュ・フロー	12,958	7,240
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	2,105	2,705
定期預金の払戻による収入	1,805	2,505
有形及び無形固定資産の取得による支出	5,671	3,586
有形及び無形固定資産の売却による収入	6	111
投資有価証券の取得による支出	32	28
投資有価証券の売却による収入	47	1,482
持分法適用関連会社株式の売却による収入	-	221
その他	0	2
投資活動によるキャッシュ・フロー	5,949	2,002

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
財務活動によるキャッシュ・フロー	·	·
短期借入金の純増減額( は減少)	78	-
長期借入れによる収入	1,050	-
長期借入金の返済による支出	1,044	12
配当金の支払額	1,934	2,445
非支配株主への配当金の支払額	34	12
自己株式の取得による支出	319	1,044
連結の範囲の変更を伴わない子会社株式の取得 による支出	47	2,129
その他	128	104
財務活動によるキャッシュ・フロー	2,537	5,748
現金及び現金同等物に係る換算差額 	579	1,427
現金及び現金同等物の増減額( は減少)	5,051	917
現金及び現金同等物の期首残高	32,616	37,667
新規連結に伴う現金及び現金同等物の増加額 <u></u>	-	346
現金及び現金同等物の期末残高	1 37,667	1 38,932

#### 【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

- 1 連結の範囲に関する事項
  - (1)連結子会社の数 18社

主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況4 関係会社の状況」に記載しているため省略しております。 なお、武漢岡本汽車内飾新材料有限公司については、重要性が増したことにより、当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

(2)主要な非連結子会社名

ホンゴウサービス(株)

(3) 非連結子会社について連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、いずれも小規模会社であり、合計の総資産、売上高、当期純損益(持分に見合う額)及び利益 剰余金(持分に見合う額)等は、いずれも連結財務諸表に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2 持分法の適用に関する事項

- (1)持分法適用の非連結子会社数 0社
- (2)持分法適用の関連会社数 0社

当連結会計年度において持分法適用関連会社であった株式会社エムオーは、全株式を譲渡したことにより、持分法適用の範囲から除外しております。

(3)持分法を適用しない非連結子会社のうち主要な会社等の名称

ホンゴウサービス(株)

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、理研コランダム(株)、岡本(香港)有限公司、 Okamoto U.S.A., Inc.、 Siam Okamoto Co., Ltd.、 Okamoto North America, Inc.、 Okamoto Sandusky Manufacturing, LLC、 Okamoto Manufacturing (Thailand)Co., Ltd.、 Okamoto Rubber Products Co., Ltd.、 岡本貿易(深セン)有限公司、 Vina Okamoto Co., Ltd.、 広東岡本衛生科技有限公司、理研香港有限公司、武漢岡本汽車内飾新材料有限公司の決算日は12月31日であります。13社とも連結決算日との差異は3ヶ月以内であるため、事業年度の財務諸表を基礎とし、連結決算日との間に生じた重要な取引は、連結上必要な調整を行っております。

なお、その他の連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### 4 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

棚卸資産

主として総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産(リース資産を除く)

親会社及び国内連結子会社は主として定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用し、在外連結子会社は主として定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物

2~50年

機械装置及び運搬具

2~20年

無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えて、過去の実績に基づき支給見込額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法について は、期間定額基準を採用しております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生額を一括償却しております。数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により翌連結会計年度から費用処理しております。

#### (5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループはプラスチックフイルム、壁紙、自動車内装材等の製造を行う産業用製品事業、コンドーム、カイロ、手袋等の製造を行う生活用品事業を主な事業とし、これらの商品及び製品の販売については、引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷基準で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。また、返品されると見込まれる商品及び製品の対価の額(過去の返品実績率に基づき算出)については収益を認識しておりません。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

#### (6) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を 行っております。

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

(ヘッジ手段)

為替予約取引

金利スワップ取引

(ヘッジ対象)

外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引

借入金の利息

ヘッジ方針

主として親会社は、基本的に通常の営業取引の範囲内で、外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引に係る為替相場の変動リスクを回避する目的で為替予約取引を行っております。また、借入金の金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。

ヘッジ有効性評価の方法

為替予約については、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始以降、継続して相場変動を完全に相殺すると想定することができるため、ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であることを確認することにより、有効性の判定に代えております。

金利スワップについては、特例処理によっているため、有効性の評価を省略しております。

#### (7) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。

#### (重要な会計上の見積り)

#### 固定資産の減損

#### (1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	20,588	21,818
無形固定資産	1,901	2,569

#### (2) 識別した項目に関する重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると 判定された場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。回収可能価額は、主として、将来業績見込に基 づき算出した将来キャッシュ・フローの現在価値を使用しております。

将来業績見込の算定における主要な仮定は、販売数量、販売単価、売上原価の水準であります。

主要な仮定について、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば回収可能価額の算定結果が異なる可能性があります。

#### (会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分(その他の包括利益に対する課税)に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取り扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2022年10月28日。以下「2022年改正適用指針」という。)第65-2項(2)ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っております。

また、連結会社間における子会社株式等の売却に伴い生じた売却損益を税務上繰延べる場合の連結財務諸表における取り扱いの見直しに関連する改正については、2022年改正適用指針を当連結会計年度の期首から適用しております。当該会計方針の変更は、遡及適用され、前連結会計年度については遡及適用後の連結財務諸表となっております。

これによる、連結財務諸表への影響はありません。

## (未適用の会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日)等

#### (1) 概要

国際的な会計基準と同様に、借手の全てのリースについて資産・負債を計上する等の取り扱いを定めるもの。

#### (2)適用予定日

2028年3月期の期首より適用予定であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

## (連結貸借対照表関係)

1 有形固定資産の減価償却累計額

前連結会計年度	当連結会計年度
(2024年 3 月31日)	(2025年 3 月31日)
74,818百万円	75,365百万円

2 非連結子会社及び関連会社に対するものは、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
投資有価証券(株式)	1,451百万円	187百万円

3 受取手形割引高

 前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
84百万円	98百万円

4 当連結会計年度末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 なお、当連結会計年度末日が金融機関の休日であったため、次の当連結会計年度末日満期手形等を満期日に決済が行われたものとして処理しております。

	前連結会計年度                   当連結会計年度 (2024年 3 月31日)        (2025年 3 月31日)	
受取手形	232百万円	4百万円
電子記録債権	795 "	10 "
支払手形	310 "	<i>II</i>
電子記録債務	22 "	9 "

5 担保資産及び担保付債務

担保に供している資産及び担保付債務は次のとおりであります。

三体に戻りている資産及び三体的関係が必要がある。					
	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)			
	260百万円	166百万円			
土地	787 "	787 "			
計	1,048百万円	954百万円			
	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)			
短期借入金	100百万円	100百万円			

## (連結損益計算書関係)

## 1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)1.顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

2 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下額は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

3 一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費は、次のとおりであります。

前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年 4 月 1 日 至 2025年 3 月31日)
1,431百万円	1,356百万円

## 4 固定資産売却益の内訳

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	
建物及び構築物	百万円		
機械装置及び運搬具	2 "	2 "	
その他	<i>u</i>	33 "	
 計	2百万円	38百万円	

## 5 固定資産除却損の内訳

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
建物及び構築物	0百万円	
機械装置及び運搬具	23 "	38 "
その他	1 "	1 "
計		

#### 6 減損損失

当社グループは以下の資産について減損損失を計上しております。

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

用途	種類	場所
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 建設仮勘定、その他、無形固定資産	   静岡県榛原郡 
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 その他	茨城県龍ヶ崎市
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 建設仮勘定、その他	福島県いわき市
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 建設仮勘定、その他	茨城県牛久市
事業用資産	機械装置及び運搬具	東京都台東区
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 建設仮勘定、その他、無形固定資産	埼玉県鴻巣市

## (経緯)

当社グループは、カイロ事業、除湿剤事業、フイルム事業、農業用フイルム事業、多層フイルム事業、PPフイルム事業、工業テープ事業、壁紙事業、食品包装用事業及び研磨布紙事業等の各事業用資産において収益性の低下が生じ、短期的な業績回復が見込まれないと判断したことから、それぞれ「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当該各資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(2,578百万円)として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物及び構築物379百万円、機械装置及び運搬具1,575百万円、建設仮勘定508百万円、その他93百万円、無形固定資産21百万円であります。また、事業別の主な内訳は多層フイルム事業804百万円とフイルム事業742百万円であります。

## (グルーピングの方法)

当社グループは、主に継続的に収支の把握を行っている管理計算上の区分別(製品群別)に資産をグルーピング しております。ただし、賃貸不動産及び遊休資産については、個別物件ごとに概ね独立したキャッシュ・フロー を生み出す最小の単位としてグルーピングをしております。

## (回収可能価額の算定方法等)

当該資産グループの建物及び構築物、機械装置及び運搬具、建設仮勘定、無形固定資産、その他の回収可能価額は主に使用価値を使用しており、使用価値においては将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額を零として評価しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

用途	種類	場所
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 建設仮勘定、その他	静岡県榛原郡
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具	茨城県龍ヶ崎市
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 建設仮勘定、その他	福島県いわき市
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 建設仮勘定、その他	茨城県牛久市
事業用資産	機械装置及び運搬具	東京都文京区
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 建設仮勘定、その他	埼玉県鴻巣市
事業用資産	建物及び構築物、機械装置及び運搬具、 建設仮勘定、土地、その他、無形固定資 産	タイ

#### (経緯)

当社グループは、手袋事業、カイロ事業、フイルム事業、農業用フイルム事業、多層フイルム事業、工業テープ事業、壁紙事業、食品包装用事業及び研磨布紙事業の各事業用資産において収益性の低下が生じ、短期的な業績回復が見込まれないと判断したことから、それぞれ「固定資産の減損に係る会計基準」に基づき、当該各資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失(1,065百万円)として特別損失に計上しております。

減損損失の内訳は、建物及び構築物213百万円、機械装置及び運搬具468百万円、建設仮勘定209百万円、その他73百万円、土地100百万円であります。また、事業別の主な内訳は壁紙事業425百万円と研磨布紙事業226百万円であります。

#### (グルーピングの方法)

当社グループは、主に継続的に収支の把握を行っている管理計算上の区分別(製品群別)に資産をグルーピング しております。ただし、賃貸不動産及び遊休資産については、個別物件ごとに概ね独立したキャッシュ・フロー を生み出す最小の単位としてグルーピングをしております。

#### (回収可能価額の算定方法等)

当該資産グループの建物及び構築物、機械装置及び運搬具、建設仮勘定等の回収可能価額は主に使用価値を使用しており、使用価値においては将来キャッシュ・フローが見込めないため、回収可能価額を零として評価しております。

## (連結包括利益計算書関係)

# 1 その他の包括利益に係る組替調整額並びに法人税等及び税効果額

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
その他有価証券評価差額金		
当期発生額	9,162百万円	532百万円
組替調整額	19 "	1,221 "
- 法人税等及び税効果調整前	9,182百万円	688百万円
法人税等及び税効果額	2,807 "	22 "
その他有価証券評価差額金	6,374百万円	711百万円
<b>繰延へッジ損益</b>		
当期発生額	1百万円	4百万円
組替調整額	11	2 "
- 法人税等及び税効果調整前	1百万円	7百万円
法人税等及び税効果額	0 "	2 "
繰延へッジ損益	0百万円	4百万円
為替換算調整勘定		
当期発生額	1,257百万円	1,977百万円
組替調整額	11	"
法人税等及び税効果調整前	1,257百万円	1,977百万円
法人税等及び税効果額	11	ıı .
為替換算調整勘定	1,257百万円	1,977百万円
退職給付に係る調整額		
当期発生額	3百万円	953百万円
組替調整額	2 "	33 "
 法人税等及び税効果調整前	6百万円	919百万円
法人税等及び税効果額	1 "	290 "
退職給付に係る調整額	4百万円	629百万円
ー 持分法適用会社に対する持分相当額		
当期発生額	9百万円	百万円
組替調整額	97 "	II
- 持分法適用会社に対する持分相当額 -	87百万円	百万円
ー その他の包括利益合計 	7,549百万円	1,900百万円
_		

#### (連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	18,599,367		500,000	18,099,367

## (変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式消却による減少 500,000株

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	992,372	68,623	503,809	557,186

## (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

主に市場買付による増加 67,600株 単元未満株式の買取りによる増加 1,023株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式消却による減少 500,000株

持分法適用会社が売却した

自己株式(当社株式)の当社帰属分 3,809株

## 3 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年 6 月29日 定時株主総会	普通株式	968	55.00	2023年3月31日	2023年 6 月30日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	965	55.00	2023年 9 月30日	2023年12月1日

## (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2024年 6 月27日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,403	80.00	2024年 3 月31日	2024年 6 月28日

## 1 発行済株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	18,099,367		200,000	17,899,367

## (変動事由の概要)

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式消却による減少

200,000株

## 2 自己株式に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	557,186	212,864	206,800	563,250

#### (変動事由の概要)

増加数の内訳は、次のとおりであります。

主に市場買付による増加

211,800株

単元未満株式の買取りによる増加

1,064株

減少数の内訳は、次のとおりであります。

自己株式消却による減少

200,000株

譲渡制限付株式報酬としての自己株式

処分による減少

6,800株

## 3 配当に関する事項

## (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年 6 月27日 定時株主総会	普通株式	1,403	80.00	2024年3月31日	2024年 6 月28日
2024年11月8日 取締役会	普通株式	1,041	60.00	2024年 9 月30日	2024年12月2日

# (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 2025年6月26日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり付議する予定です。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2025年6月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,040	60.00	2025年 3 月31日	2025年 6 月27日

## (連結キャッシュ・フロー計算書関係)

#### 1 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
現金及び預金勘定	39,872百万円	41,337百万円
預入期間が3か月を超える定期預金	2,205	2,405
- 現金及び現金同等物	37,667百万円	38,932百万円

(リース取引関係)

1. ファイナンス・リース取引

(借主側)

所有権移転ファイナンス・リース取引

- (1) リース資産の内容
  - ・有形固定資産

主として、親会社における基幹システム(工具、器具及び備品)であります。

・無形固定資産

主として、親会社における基幹システム (ソフトウエア) であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

#### 所有権移転外ファイナンス・リース取引

- (1) リース資産の内容
  - ・有形固定資産

主として、親会社における検査測定機(工具、器具及び備品)及び人事情報管理システム(工具、器具及び 備品)であります。

・無形固定資産

主として、親会社における基幹システム(ソフトウエア)であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

#### 2. オペレーティング・リース取引

(借主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

		(
	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
1年内		41
1年超		98
合計		140

## (貸主側)

オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
1年内	235	235
1年超	1,554	1,318
合計	1,789	1,554

#### (金融商品関係)

#### 1 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、必要な資金については主に銀行借入や 社債発行により調達しております。デリバティブは、通貨関連では外貨建金銭債権債務及び外貨建予定取引の為 替変動リスクを回避し、安定的な利益の確保を図り、また、金利関連では借入金利の将来の金利市場における利 率上昇による変動リスクを回避する目的で利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形、売掛金、電子記録債権は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の与信状況を一定の間隔で把握する体制としております。また、海外取引において発生する外貨建営業債権は、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引を利用して一定の範囲内でヘッジしております。投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、主に取引上の関係を有する企業の株式であります。

営業債務である支払手形及び買掛金と電子記録債務は、1年以内の支払期日であります。また、その一部には、商品仕入に伴う外貨建営業債務があり、為替の変動リスクに晒されておりますが、為替予約取引を利用して一定の範囲内でヘッジしております。借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金(原則として5年以内)は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されており、このうち長期のものの一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引(金利スワップ取引)をヘッジ手段として利用しております。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、為替予約取引については海外取引担当部門が、金利スワップ取引については財務担当部門が決裁担当者の承認を得て行っております。

なお、取引相手先は高格付けを有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

#### (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、「デリバティブ取引関係」注記におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2 金融商品の時価等に関する事項連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

#### 前連結会計年度(2024年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	31,613	31,613	
資産計	31,613	31,613	
デリバティブ取引 <sup>(*3)</sup>	0	0	

- (\*1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (\*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)	
非上場株式	1,573	

(\*3) デリバティブ取引は債権・債務を差し引きした合計で表示しております。

#### 当連結会計年度(2025年3月31日)

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券			
その他有価証券	30,667	30,667	
資産計	30,667	30,667	
デリバティブ取引 <sup>(*3)</sup>	6	6	

- (\*1) 「現金及び預金」「受取手形」「売掛金」「電子記録債権」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。
- (\*2) 市場価格のない株式等は、「(1)投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度(百万円)	
非上場株式	311	

(\*3) デリバティブ取引は債権・債務を差し引きした合計で表示しております。

#### (注1) 金銭債権の連結決算日後の償還予定額

## 前連結会計年度(2024年3月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	39,872			
受取手形	1,683			
売掛金	18,498			
電子記録債権	8,118			
合計	68,173			

## 当連結会計年度(2025年3月31日)

	1 年以内 (百万円)	1 年超 5 年以内 (百万円)	5 年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
現金及び預金	41,337			
受取手形	1,167			
売掛金	16,952			
電子記録債権	8,270			
合計	67,727			

#### 3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定

の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価:観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係る

インプットを用いて算定した時価

レベル3の時価:観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属する レベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

## (1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

前連結会計年度(2024年3月31日)

区八	時価(百万円)				
区分	レベル 1	レベル 2	レベル3	合計	
投資有価証券					
その他有価証券					
株式	31,613			31,613	
資産計	31,613			31,613	
デリバティブ取引					
為替予約		0		0	
負債計		0		0	

## 当連結会計年度(2025年3月31日)

区分	時価(百万円)				
<b>区</b> 万	レベル1	レベル2	レベル3	合計	
投資有価証券					
その他有価証券					
株式	30,667			30,667	
資産計	30,667			30,667	
デリバティブ取引					
為替予約		6		6	
負債計		6		6	

## (注)時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

## 投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## (有価証券関係)

前連結会計年度(2024年3月31日)

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの 該当事項はありません。
- 2 その他有価証券

(単位・百万円)

			( <u>\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\</u>
区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるもの			
株式	31,610	5,386	26,224
小計	31,610	5,386	26,224
連結貸借対照表計上額が			
取得原価を超えないもの			
株式	3	4	1
小計	3	4	1
合計	31,613	5,390	26,223

(注)表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。

3 連結会計年度中に売却したその他有価証券

(単位:百万円)

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	47	19	0
合計	47	19	0

4 減損処理を行った有価証券 該当事項はありません。

当連結会計年度(2025年3月31日)

- 1 満期保有目的の債券で時価のあるもの 該当事項はありません。
- 2 その他有価証券

(単位:百万円)

			<u> </u>
区分	連結決算日における 連結貸借対照表計上額	取得原価	差額
連結貸借対照表計上額が			
取得原価を超えるもの			
株式	30,612	5,103	25,508
小計	30,612	5,103	25,508
連結貸借対照表計上額が			
取得原価を超えないもの			
株式	55	67	11
小計	55	67	11
合計	30,667	5,171	25,496

(注)表中の「取得原価」は、減損処理後の帳簿価額であります。

3 連結会計年度中に売却したその他有価証券

<u>(単位:百万円)</u>

区分	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
株式	1,482	1,221	189
合計	1,482	1,221	189

4 減損処理を行った有価証券 該当事項はありません。 (デリバティブ取引関係)

前連結会計年度(2024年3月31日)

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 通貨関連

(単位:百万円)

					<u>(辛四・ロ/ハリ)</u>
ヘッジ会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち 1 年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	0		0
凉煎咖啡	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	72		0
為替予約等の	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	3,718		(注)
振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	49		(注)
	合計		3,839		0

<sup>(</sup>注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされた売掛金又は買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金又は買掛金の時価に含めて記載しております。

## 当連結会計年度(2025年3月31日)

- 1 ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引 該当事項はありません。
- 2 ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引 通貨関連

(単位・百万円)

					<u>(単位・日月月)</u>
ヘッジ会計の 方法	デリバティブ 取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等	契約額のうち 1 年超	時価
原則的処理方法	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	0		0
凉剌叻处珪万法	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	78		5
為替予約等の	為替予約取引 売建 米ドル	売掛金	3,420		(注)
振当処理	為替予約取引 買建 米ドル	買掛金	56		(注)
	合計		3,554		6

<sup>(</sup>注) 為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされた売掛金又は買掛金と一体として処理されているため、その時価は当該売掛金又は買掛金の時価に含めて記載しております。

(退職給付関係)

## 1 採用している退職給付制度の概要

当社は、ポイント制に基づく確定給付型の制度として退職一時金制度(非積立型)と確定拠出制度を設けております。一部の連結子会社は退職一時金制度(非積立型)のみを設けております。なお、理研コランダム㈱は確定給付型の制度(積立型)として、キャッシュ・バランス・プランを採用しております。

また、連結子会社が有する退職一時金制度は、簡便法により退職給付に係る負債及び退職給付費用を計算しており、下記表には簡便法を適用した制度も含んでおります。

## 2 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表(簡便法を適用した制度を除く。)

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付債務の期首残高	6,737	6,843
勤務費用	383	399
利息費用	13	13
数理計算上の差異の発生額	3	953
退職給付の支払額	287	368
退職給付債務の期末残高	6,843	5,934

(2) 簡便法を適用した制度の、退職給付に係る負債の期首残高と期末残高の調整表

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
退職給付に係る負債の期首残高	472	477
退職給付費用	75	90
退職給付の支払額	49	15
制度への拠出額	21	20
退職給付に係る負債の期末残高	477	531

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る資産及び負債の調整表 (単位:百万円)

		(1 = 7313)
	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
積立型制度の退職給付債務	566	534
年金資産	533	499
	32	35
非積立型制度の退職給付債務	7,287	6,430
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,320	6,466
退職給付に係る負債	7,320	6,466
退職給付に係る資産		
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	7,320	6,466

## (4) 退職給付費用及びその内訳項目金額

		(単位:百万円)
	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日 至 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
勤務費用	383	399
利息費用	13	13
数理計算上の差異の費用処理額	2	33
簡便法で計算した退職給付費用	75	90
確定給付制度に係る退職給付費用	475	469

#### (5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

		(単位:百万円)
	前連結会計年度	当連結会計年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年 3 月31日)	至 2025年3月31日)
数理計算上の差異	6	919
合計	6	919

#### (6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額に計上した項目(法人税等及び税効果控除前)の内訳は次のとおりであります。

(単位:百万円)

	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
未認識数理計算上の差異	85	1,005
合計	85	1,005

#### (7) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎(加重平均で表しております。)

	前連結会計年度 (自 2023年 4 月 1 日	当連結会計年度 (自 2024年4月1日	
	至 2024年3月31日)	至 2025年3月31日)	
割引率	0.2%	1.5%	

## 3 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前連結会計年度69百万円、当連結会計年度69百万円であります。

## (税効果会計関係)

# 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年3月31日)
· (繰延税金資産)		( 3 2 7 3 7 4 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7
賞与引当金	321百万円	322百万円
賞与引当金に係る法定福利費	46	46
棚卸資産評価損	34	50
未実現棚卸資産売却益に 係る調整額	171	201
未払法人事業税等	96	100
税務上の繰越欠損金(注) 1	211	241
退職給付に係る負債	2,207	2,276
未払役員退職慰労金	22	22
減価償却費	2	2
貸倒引当金超過額	11	13
有価証券評価損	12	16
減損損失	1,931	1,827
繰延へッジ損益	0	
その他	307	298
燥延税金資産小計	5,377百万円	5,419百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	)1 103	180
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引 額	当 1,019	1,059
評価性引当額小計	1,123百万円	1,239百万円
<b>操延税金資産合計</b>	4,254百万円	4,180百万円
(繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	117百万円	119百万円
子会社取得に伴う 土地評価差額金	1,060	1,064
その他有価証券評価差額金	8,012	8,034
減価償却費	129	107
関係会社の留保利益金	845	902
退職給付に係る調整累計額	25	316
繰延へッジ損益		1
その他	1	1
繰延税金負債合計	10,191百万円	10,548百万円
繰延税金負債純額	5,937百万円	6,367百万円

# (注) 1. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前連結会計年度(2024年3月31日)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)						211	211百万円
評価性引当額						103	103百万円
繰延税金資産						108	108百万円

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

当連結会計年度(2025年3月31日)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金(a)	1	11	35	3		189	241百万円
評価性引当額	1	11	35	3		128	180百万円
繰延税金資産				·		61	61百万円

<sup>(</sup>a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた金額であります。

# 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

- H 1/100/11/11/1		
	前連結会計年度 (2024年3月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
法定実効税率	30.6%	法定実効税率と税効果会計適用後の 法人税率等の負担率との間の差異が
(調整)		法定実効税率の100分の5以下である ため注記を省略しております。
海外連結子会社の税率差異	2.1%	
住民税均等割等	0.0%	
繰越欠損金の増減	4.6%	
交際費等永久に損金算入 されない項目	0.5%	
受取配当金等永久に益金算入 されない項目	1.4%	
評価性引当額増減	1.5%	
試験研究費等特別控除	1.2%	
その他	0.2%	
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	23.5%	

## 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、 2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延 税金負債については、法定実効税率を変更し計算しております。

この変更により、当連結会計年度の繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)が174百万円増加し、 法人税等調整額が63百万円、その他有価証券評価差額金が229百万円、退職給付に係る調整累計額が9百万円それ ぞれ減少しております。

#### (企業結合等関係)

当社は、当社の連結子会社である理研コランダム株式会社の普通株式に対して金融商品取引法に基づく公開買付けを実施し、2024年10月1日付で同社株式の91.65%を所有するに至りました。また、2024年10月3日付で当社は理研コランダム株式会社に対して、株式売渡請求(会社法第179条第1項に基づく。)をする旨及びその方法について通知し、同日、理研コランダム株式会社の取締役会がこれを承認いたしました。

その後、2024年11月7日付で株式売渡請求の効力が発生したことから、当社は理研コランダム株式会社株式の全てを取得し、理研コランダム株式会社は当社の完全子会社となりました。

#### 1.取引の概要

(1)結合当事企業の名称及びその事業の内容

結合当事企業の名称:理研コランダム株式会社

事業の内容: 各種研磨布紙、研磨材、研磨用品、OA機器部品、パーソナルユース商品の製造・販売及び不動産管理・賃貸

(2)企業結合を行った主な理由

技術融合を目的としたグループ内の人材連携・技術情報の共有及び顧客の相互紹介を通じた新たな販売機会の創出と営業力・販売力の強化、グローバルな成長に向けたグループ内の経営資源活用、生産拠点見直しを含めた経営資源の効率的活用、グループ意識改革によるコスト削減、上場維持コストの負担軽減といった効果を発現させることを目的としております。

(3)企業結合日

公開買付による追加取得 2024年10月1日 売渡請求による追加取得 2024年11月7日

(4)企業結合の法的形式

非支配株主からの株式取得による完全子会社化

(5)結合後企業の名称

変更はありません。

(6)取得した議決権比率

公開買付の直前に所有していた議決権比率 52.00%

公開買付により追加取得した議決権比率 39.65%

売渡請求により追加取得した議決権比率 8.35%

追加取得後の議決権比率 100.00%

#### 2. 実施した会計処理の概要

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号)及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第10号)に基づき共通支配下の取引等のうち、非支配株主との取引として処理しております。

- 3. 子会社株式の追加取得に関する事項
- (1)被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳 公開買付け及び株式売渡請求による株式取得価額の総額(現金及び預金) 2.207百万円
- (2)支払資金の調達

全額、自己資金によります。

(3)主要な取得関連費用の内容及び金額 アドバイザリーに対する報酬等 148百万円

- 4. 非支配株主との取引に係る当社の持分変動に関する事項
- (1)資本剰余金の主な変動要因

子会社株式の追加取得

(2)非支配株主との取引によって増加した資本剰余金の金額701百万円

(賃貸等不動産関係)

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域及び海外において、保有資産の有効活用の一環として土地又は土地建物を賃貸しております。

これら賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における増減額並びに連結決算日における 時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

	\*\d-\\			
	当連結会計年度期首 残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末 残高	連結決算日に おける時価
賃貸等不動産	3,458	43	3,415	9,057

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
  - 2 時価の算定方法

不動産については、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)と、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

また、賃貸等不動産に関する2024年3月期における損益は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他 (売却損益等)
賃貸等不動産	592	123	469	

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

当社及び一部の子会社では、東京都その他の地域及び海外において、保有資産の有効活用の一環として土地又は土地建物を賃貸しております。

これら賃貸等不動産に関する連結貸借対照表計上額及び当連結会計年度における増減額並びに連結決算日における 時価及び当該時価の算定方法は以下のとおりであります。

(単位:百万円)

		\*\*\*\		
	当連結会計年度期首 残高	当連結会計年度 増減額	当連結会計年度末 残高	連結決算日に おける時価
賃貸等不動産	3,415	36	3,378	9,189

- (注) 1 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。
  - 2 時価の算定方法

不動産については、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)と、社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づいて算定した金額(指標等を用いて調整を行ったものを含む。)であります。

また、賃貸等不動産に関する2025年3月期における損益は、次のとおりであります。

(単位:百万円)

	賃貸収益	賃貸費用	差額	その他 (売却損益等)
賃貸等不動産	657	138	518	

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

		報告セグメント		その他	合計
	産業用製品	生活用品	計	(注)	ロ前
売上高					
日本	48,155	17,411	65,566	253	65,819
北米	18,838	1,722	20,560		20,560
アジア	4,016	15,129	19,145		19,145
その他	0	597	597		597
顧客との契約から生じる 収益	71,010	34,859	105,870	253	106,123
その他の収益					
外部顧客への売上高	71,010	34,859	105,870	253	106,123

<sup>(</sup>注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グループ内の物流事業及び太陽 光発電事業等を含んでおります。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

		報告セグメント		その他	合計	
	産業用製品	生活用品	計	(注)	ㅁ莭	
売上高						
日本	46,886	16,873	63,760	241	64,001	
北米	22,005	2,173	24,179		24,179	
アジア	5,736	14,791	20,527		20,527	
その他		399	399		399	
顧客との契約から生じる 収益	74,628	34,237	108,865	241	109,107	
その他の収益						
外部顧客への売上高	74,628	34,237	108,865	241	109,107	

- (注) 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、物流事業及び太陽光発電事業等 を含んでおります。
- 2 . 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)4.会計方針に関する事項 (5)重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度 末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報 当社及び連結子会社の契約負債については、残高に重要性が乏しく、重大な変動も発生していないため、記載を 省略しております。また、過去の期間に充足した履行義務から、当連結会計年度に認識した収益に重要性はありま せん。

#### (セグメント情報等)

#### 【セグメント情報】

#### 1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が、経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、製品・サービス別に事業活動を展開しており、事業者向け製品の事業としての「産業用製品」と消費者向け製品の事業としての「生活用品」の2つの報告セグメントで構成されております。

「産業用製品」は主にプラスチック系樹脂を主原料とした製品群を加工事業者向けに販売している事業であり、 「生活用品」は主に日用品や消耗財等を消費者向けに販売している事業であります。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、「連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項」における記載と同一であります。

報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。セグメント間の内部売上高又は振替高は市場実勢 価格に基づいております。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報 前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

	報告セグメント			その他	合計	調整額	連結財務諸	
	産業用製品	生活用品	計	(注) 1		(注) 2	表計上額	
売上高								
外部顧客への売上高	71,010	34,859	105,870	253	106,123		106,123	
セグメント間の内部 売上高又は振替高	110	473	584	3,088	3,673	3,673		
計	71,121	35,333	106,454	3,342	109,796	3,673	106,123	
セグメント利益	2,173	9,715	11,889	343	12,233	2,192	10,040	
セグメント資産	46,651	29,887	76,539	1,998	78,537	65,321	143,858	
その他の項目								
減価償却費	1,618	863	2,481	61	2,542	126	2,669	
減損損失	2,487	91	2,578		2,578		2,578	
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	2,435	1,281	3,717	5	3,722	1,364	5,087	

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グループ内の物流事業及び太陽光 発電事業等を含んでおります。
  - 2 調整額は、以下のとおりであります。
    - (1) セグメント利益の調整額 2,192百万円には、セグメント間取引消去43百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,236百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。
    - (2) セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
    - (3) セグメント資産の調整額65,321百万円には、セグメント間取引消去 256百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産65,577百万円が含まれております。全社資産は、主に親会社での余資運用資金(現金預金及び有価証券)、賃貸等不動産及び管理部門にかかる資産等であります。

(光点, 五七四)

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

						(単	<u>位:百万円)</u>	
	報	報告セグメント			合計	調整額	連結財務諸	
	産業用製品	生活用品	計	(注) 1		(注) 2	表計上額	
売上高								
外部顧客への売上高	74,628	34,237	108,865	241	109,107		109,107	
セグメント間の内部 売上高又は振替高	103	516	620	3,272	3,892	3,892		
計	74,731	34,754	109,486	3,513	113,000	3,892	109,107	
セグメント利益	1,338	9,267	10,606	433	11,040	2,338	8,701	
セグメント資産	49,318	31,713	81,031	2,087	83,119	63,014	146,134	
その他の項目								
減価償却費	1,194	1,003	2,198	59	2,257	140	2,394	
減損損失	908	157	1,065		1,065		1,065	
有形固定資産及び無形 固定資産の増加額	2,210	799	3,009	11	3,020	682	3,703	

- (注) 1 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、グループ内の物流事業及び太陽光 発電事業等を含んでおります。
  - 2 調整額は、以下のとおりであります。
    - (1) セグメント利益の調整額 2,338百万円には、セグメント間取引消去45百万円、各報告セグメントに配分していない全社費用 2,384百万円が含まれております。全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費等であります。
    - (2) セグメント利益は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。
    - (3) セグメント資産の調整額63,014百万円には、セグメント間取引消去 302百万円、各報告セグメントに配分していない全社資産63,317百万円が含まれております。全社資産は、主に親会社での余資運用資金(現金預金及び有価証券)、賃貸等不動産及び管理部門にかかる資産等であります。

#### 【関連情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

(単位:百万円)

日本	米国	中国	アジア(その他)	その他地域	合計
65,819	16,443	15,283	3,862	4,714	106,123

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

## (2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	北米	タイ	アジア(その他)	その他地域	合計
16,415	1,001	2,358	812		20,588

## 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

## 2 地域ごとの情報

## (1) 売上高

(単位:百万円)

日本	米国	中国	アジア(その他)	その他地域	合計
64,001	20,337	16,345	4,181	4,240	109,107

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

#### (2) 有形固定資産

(単位:百万円)

日本	米国	タイ	中国	アジア(その他)	合計	
16,460	993	2,377	1,911	76	21,818	

## 3 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への売上高のうち、連結損益計算書の売上高の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

#### 【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】 前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】 前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

#### 【関連当事者情報】

関連当事者との取引

連結財務諸表提出会社と関連当事者の取引

連結財務諸表提出会社の非連結子会社及び関連会社等

前連結会計年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

種類	会社等の名 称又は氏名	所在地	資本金又 は出資金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
関連会社	(株)エムオー	東京都千代田区	100	卸売業	(所有) 直接20.83 間接 2.08 (被所有)	当社製品の販売	当社医療・ 日用品関連 製品の販売	2,930	売掛金	

## (注) 1 取引条件及び取引条件の決定方針等

当社製品の販売については、一般取引条件と同様に決定しております。

2 森川産業㈱は、2024年3月1日付で㈱エムオーに商号変更しております。

当連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

1株当たり純資産額並びに1株当たり当期純利益及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (2024年 3 月31日)	当連結会計年度 (2025年 3 月31日)
1 株当たり純資産額	5,054.09円	5,442.79円

項目	前連結会計年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		
1 株当たり当期純利益	420.34円	383.35円		
(算定上の基礎)				
連結損益計算書上の親会社株主に 帰属する当期純利益(百万円)	7,388	6,674		
普通株主に帰属しない金額(百万円)				
普通株式に係る親会社株主に 帰属する当期純利益(百万円)	7,388	6,674		
普通株式の期中平均株式数(千株)	17,576	17,412		

<sup>(</sup>注) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため、記載しておりません。

## (重要な後発事象)

(自己株式の消却)

当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議し、実施しております。

## 消却の理由

発行済株式数の減少を通じ資本効率の向上及び株式価値の向上を図るため。

消却した株式の種類

当社普通株式

消却した株式の総数

200,000株

消却日

2025年 5 月30日

消却後の発行済株式総数

17,699,367株

## 【連結附属明細表】

## 【社債明細表】

該当事項はありません。

## 【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率(%)	返済期限
短期借入金	2,200	2,200	1.3	
1年以内に返済予定の長期借入金	12	124	0.7	
1年以内に返済予定のリース債務	78	80	6.0	
長期借入金(1年以内に返済予定のも のを除く。)	1,138	1,014	1.2	2026年1月1日~ 2027年3月29日
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)	137	146	4.5	2026年1月1日~ 2030年11月30日
その他有利子負債				
合計	3,565	3,565		

- (注) 1 「平均利率」については、借入金期末残高に対する加重平均利率を記載しております。
  - 2 長期借入金及びリース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)の連結決算日後5年以内における1年ごと の返済予定額の総額

区分	1年超2年以内 (百万円)	2年超3年以内 (百万円)	3年超4年以内 (百万円)	4年超5年以内 (百万円)	5 年超 (百万円)
長期借入金	1,014				
リース債務	54	39	31	12	7

## 【資産除去債務明細表】

当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における資産除去債務の金額が、当連結会計年度期首及び当連結会計年度末における負債及び純資産の合計額の100分の1以下であるため、連結財務諸表規則第92条の2の規定により記載を省略しております。

## (2) 【その他】

当連結会計年度における半期情報等

		中間連結会計期間	当連結会計年度
	(百万円)	54,489	109,107
税金等調整前 中間(当期)純利益	(百万円)	4,368	9,721
親会社株主に帰属する 中間(当期)純利益	(百万円)	2,980	6,674
1株当たり 中間(当期)純利益	(円)	170.70	383.35

# 2 【財務諸表等】

# (1) 【財務諸表】

【貸借対照表】

【貝旧刈畑衣】		
		(単位:百万円)
	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	24,160	23,829
受取手形	1, 3 <b>1,45</b> 4	1 1,003
売掛金	1 20,721	1 21,296
電子記録債権	1, 3 7,578	1 7,617
商品及び製品	5,073	5,573
仕掛品	1,538	1,854
原材料及び貯蔵品	2,674	2,874
その他	1 1,611	1 1,951
流動資産合計	64,813	66,000
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物	3,952	4,066
機械装置及び運搬具	3,210	3,121
土地	8,843	8,843
建設仮勘定	467	490
その他	273	325
有形固定資産合計	16,746	16,847
無形固定資産	1,648	2,164
投資その他の資産		
投資有価証券	31,108	30,643
関係会社株式	5,916	8,064
その他	446	362
投資その他の資産合計	37,471	39,070
固定資産合計	55,866	58,082
資産合計	120,680	124,083

		(単位:百万円)
	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	1, 3 3,829	1 734
買掛金	1 19,097	1 19,855
電子記録債務	з 1,915	2,911
短期借入金	2,000	2,100
未払金	391	766
未払法人税等	1,204	1,042
未払費用	1 2,106	1 1,903
賞与引当金	958	956
その他	1 1,079	1 769
流動負債合計	32,583	31,040
固定負債		
長期借入金	1,100	1,000
繰延税金負債	5,840	6,096
退職給付引当金	6,928	6,939
その他	515	469
固定負債合計	14,385	14,505
負債合計	46,968	45,545
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,047	13,047
資本剰余金		
資本準備金	448	448
資本剰余金合計	448	448
利益剰余金		
利益準備金	2,864	2,864
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	181	173
別途積立金	17,285	17,285
繰越利益剰余金	24,186	29,705
利益剰余金合計	44,517	50,029
自己株式	2,231	2,446
株主資本合計	55,782	61,078
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	17,929	17,458
繰延ヘッジ損益	0	Č
評価・換算差額等合計	17,929	17,459
純資産合計	73,712	78,537
負債純資産合計	120,680	124,083

## 【損益計算書】

I IX III I I I		(単位:百万円)
	 前事業年度	(半位・ロバリ <u>)</u> 当事業年度
	(自 2023年4月1日	(自 2024年4月1日
	至 2024年 3 月31日)	至 2025年 3 月31日)
売上高	1 83,176	1 84,157
売上原価	1 68,110	1 69,500
売上総利益	15,066	14,657
販売費及び一般管理費	1, 2 8,579	1, 2 8,924
営業利益	6,486	5,732
営業外収益		
受取利息	1	8
受取配当金	3,453	5,178
不動産賃貸料	406	406
為替差益	585	-
その他	125	123
営業外収益合計	1 4,572	1 5,716
営業外費用		
支払利息	17	27
不動産賃貸費用	116	116
為替差損	-	321
その他	78	76
営業外費用合計	212	541
経常利益	10,846	10,907
特別利益	-	
固定資産売却益	2	1
投資有価証券売却益	15	583
特別利益合計	17	584
特別損失		
固定資産除却損	24	41
固定資産売却損	0	-
減損損失	2,020	676
投資有価証券売却損	0	-
抱合せ株式消滅差損	з 269	-
特別損失合計	2,314	717
税引前当期純利益	8,549	10,774
法人税、住民税及び事業税	1,815	1,893
法人税等調整額	419	129
法人税等合計	1,395	2,022
当期純利益	7,153	8,751

## 【株主資本等変動計算書】

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

(単位:百万円)

		株主資本								
		資本剰余金			利益剰余金					
	資本金		その他資本	資本剰余金		そ	の他利益剰余	·····································	利益剰余金	
		資本準備金	剰余金	合計	利益準備金	固定資産圧 縮積立金	別途積立金	繰越利益剰 余金	合計	
当期首残高	13,047	448	•	448	2,864	189	17,285	20,916	41,255	
当期変動額										
剰余金の配当								1,934	1,934	
当期純利益								7,153	7,153	
固定資産圧縮積立金の 取崩						7		7	-	
自己株式の取得									-	
自己株式の消却			1,956	1,956					-	
自己株式の処分									-	
利益剰余金から資本剰 余金への振替			1,956	1,956				1,956	1,956	
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)									-	
当期変動額合計	1	-	•	•	-	7	-	3,270	3,262	
当期末残高	13,047	448	-	448	2,864	181	17,285	24,186	44,517	

	株主	資本	評	価・換算差額	<b>等</b>	
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延へッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計
当期首残高	3,868	50,883	11,627	0	11,627	62,510
当期変動額						
剰余金の配当		1,934				1,934
当期純利益		7,153				7,153
固定資産圧縮積立金の 取崩		-				-
自己株式の取得	319	319				319
自己株式の消却	1,956	-				-
自己株式の処分		-				-
利益剰余金から資本剰 余金への振替		-				-
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		-	6,302	0	6,302	6,302
当期変動額合計	1,636	4,899	6,302	0	6,302	11,201
当期末残高	2,231	55,782	17,929	0	17,929	73,712

## 当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位:百万円)

									. 11///
		株主資本							
			資本剰余金				利益剰余金		
	資本金		その他資本	資本剰余金			の他利益剰余	·····································	利益剰余金
		資本準備金	剰余金	合計	利益準備金	固定資産圧 縮積立金	別途積立金	繰越利益剰 余金	合計
当期首残高	13,047	448	-	448	2,864	181	17,285	24,186	44,517
当期変動額									
剰余金の配当								2,445	2,445
当期純利益								8,751	8,751
固定資産圧縮積立金の 取崩						7		7	-
自己株式の取得									-
自己株式の消却			801	801					-
自己株式の処分			5	5					-
利益剰余金から資本剰 余金への振替			795	795				795	795
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	7	-	5,518	5,511
当期末残高	13,047	448	-	448	2,864	173	17,285	29,705	50,029

	株主	資本	評	評価・換算差額等				
	自己株式	株主資本合計	その他有価 証券評価差 額金	繰延へッジ 損益	評価・換算 差額等合計	純資産合計		
当期首残高	2,231	55,782	17,929	0	17,929	73,712		
当期変動額								
剰余金の配当		2,445				2,445		
当期純利益		8,751				8,751		
固定資産圧縮積立金の 取崩		-				-		
自己株式の取得	1,044	1,044				1,044		
自己株式の消却	801	-				1		
自己株式の処分	28	34				34		
利益剰余金から資本剰 余金への振替		-				1		
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)		-	471	0	470	470		
当期変動額合計	215	5,295	471	0	470	4,825		
当期末残高	2,446	61,078	17,458	0	17,459	78,537		

#### 【注記事項】

(重要な会計方針)

- 1 資産の評価基準及び評価方法
  - (1) 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産

総平均法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

- 2 固定資産の減価償却の方法
  - (1) 有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物

2~50年

機械装置及び運搬具

2~20年

(2) 無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。なお、ソフトウエア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3) リース資産

所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

- 3 引当金の計上基準
  - (1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えて、過去の実績に基づき支給見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準を採用しております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生額を一括償却しております。数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により翌事業年度から費用処理しております。

#### 4 収益及び費用の計上基準

当社はプラスチックフイルム、壁紙、自動車内装材等の製造を行う産業用製品事業、コンドーム、カイロ、手袋等の製造を行う生活用品事業を主な事業とし、これらの商品及び製品の販売については、引渡時点において顧客が当該商品及び製品に対する支配を獲得し、履行義務が充足されると判断していることから、商品及び製品の引渡時点で収益を認識しております。ただし、当該国内の販売については、出荷基準で収益を認識しております。

収益は顧客との契約において約束された対価から返品、値引き及び割戻し等を控除した金額で測定しております。また、返品されると見込まれる商品及び製品の対価の額(過去の返品実績率に基づき算出)については収益を認識しておりません。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

- 5 その他財務諸表作成のための重要な事項
  - (1)退職給付会計に係る会計処理

退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結財務諸表におけるこれらの会計処理方法と異なっております。

#### (2) ヘッジ会計の処理

繰延ヘッジ処理を採用しております。為替予約が付されている外貨建金銭債権債務については、振当処理を行っております。金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。

#### (重要な会計上の見積り)

#### 固定資産の減損

#### (1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

(百万円)

	前事業年度	当事業年度
有形固定資産	16,746	16,847
無形固定資産	1,648	2,164

### (2)識別した項目に関する重要な会計上の見積りの内容に関する情報

減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると 判定された場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

回収可能価額は、主として、将来業績見込に基づき算出した将来キャッシュ・フローの現在価値を使用しております。将来業績見込の算定における主要な仮定は、販売数量、販売単価、売上原価の水準であります。

主要な仮定について、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化すれば回収可能価額の算定結果が異なる可能性があります。

## (会計方針の変更)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用しております。

法人税等の計上区分に関する改正については、2022年改正会計基準第20-3項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。

なお、当該会計方針の変更による財務諸表への影響はありません。

## (貸借対照表関係)

## 1 関係会社に対する資産及び負債

区分掲記されたもの以外で当該関係会社に対する金銭債権又は債務は、次のとおりであります。

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
短期金銭債権	10,834百万円	12,332百万円
短期金銭債務	827 "	758 "

## 2 輸出荷為替手形割引高

 <u>**</u>	いままた☆
前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
84百万円	98百万円

3 期末日満期手形等の会計処理については、満期日に決済が行われたものとして処理しております。 なお、前事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形等を満期日に決済が行われたもの として処理しております。

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
受取手形	225百万円	百万円
電子記録債権	784 "	"
支払手形	206 "	"
電子記録債務	9 "	"

## (損益計算書関係)

1 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
関係会社に対する売上高	31,528百万円	31,393百万円
関係会社からの仕入高等	11,420 "	10,845 "
関係会社との営業取引以外の 取引高	2,513 "	4,095 "

2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額並びにおおよその割合は、次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)	当事業年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)
 運賃及び荷造費	3,549百万円	3,705百万円
給料及び賞与	1,686 "	1,744 "
賞与引当金繰入額	252 "	260 "
退職給付費用	103 "	105 "
減価償却費	39 "	53 "
おおよその割合		
販売費	48.0%	47.8%
一般管理費	52.0 "	52.2 "

## 3 抱合せ株式消滅差損

前事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

当社の連結子会社であった世界長ユニオン株式會社を吸収合併したことに伴い、抱合せ株式消滅差損を特別損失として計上しております。

当事業年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日) 該当事項はありません。

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2024年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式	999	1,216	216
(2) 関連会社株式			
計	999	1,216	216

## (注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
(1) 子会社株式	4,715
(2) 関連会社株式	200
計	4,916

## 当事業年度 (2025年3月31日)

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 子会社株式			
(2) 関連会社株式			
計			

#### (注) 上記に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

区分	当事業年度 (百万円)
(1) 子会社株式	8,064
(2) 関連会社株式	
計	8,064

## (税効果会計関係)

## 1 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
繰延税金資産)		
賞与引当金	293百万円	292百万円
賞与引当金に係る法定福利費	43	42
未払法人事業税等	85	68
棚卸資産評価損	20	16
退職給付引当金	2,121	2,182
吸収分割による 引継資産評価差額	18	17
厚生年金基金解散に伴う 加入員補填額	82	74
減損損失	1,526	1,305
未払役員退職慰労金	20	20
有価証券評価損	25	29
繰延ヘッジ損益	0	0
その他	74	93
繰延税金資産小計	4,312百万円	4,144百万円
評価性引当額	569	484
繰延税金資産合計	3,743百万円	3,659百万円
繰延税金負債)		
固定資産圧縮積立金	80	78
合併時受入土地評価益	1,614	1,662
その他有価証券評価差額金	7,888	8,015
繰延税金負債合計	9,583百万円	9,756百万円
繰延税金負債純額	5,840百万円	6,096百万円

# 2 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2024年 3 月31日)	当事業年度 (2025年 3 月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
(調整)		
交際費等永久に損金に算入 されない項目	0.4%	0.2%
受取配当金等永久に益金に算入 されない項目	9.2%	11.7%
試験研究費等特別税額控除額	1.3%	0.7%
評価性引当額増減	0.1%	0.9%
子会社吸収合併に伴う繰越欠損金 引継	5.7%	
抱合せ株式消滅差損	1.0%	
その他	0.6%	1.3%
税効果会計適用後の 法人税等の負担率	16.3%	18.8%

#### 3 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立したことに伴い、2026年4月1日以降開始する事業年度より、「防衛特別法人税」の課税が行われることになりました。

これに伴い、2026年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異に係る繰延税金資産及び繰延税金 負債については、法定実効税率を30.6%から31.5%に変更し計算しております。

この変更により、当事業年度の繰延税金負債(繰延税金資産の金額を控除した金額)が204百万円増加、法人税等調整額が24百万円減少し、その他有価証券評価差額金が229百万円減少しております。

#### (収益認識関係)

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)」 に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (企業結合等関係)

#### 取得による企業結合

連結財務諸表「注記事項(企業結合等関係)」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

## (重要な後発事象)

(自己株式の消却)

当社は、2025年5月13日開催の取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式の消却を行うことを決議し、実施しております。

消却の理由

発行済株式数の減少を通じ資本効率の向上及び株式価値の向上を図るため。

消却した株式の種類

当社普通株式

消却した株式の総数

200,000株

消却日

2025年 5 月30日

消却後の発行済株式総数

17,699,367株

## 【附属明細表】

## 【有形固定資産等明細表】

(単位:百万円)

区分	資産の種類	期 首帳簿価額	当 期 増加額	当 期減少額	当 期 償却額	期 末 帳簿価額	減価償却累計額
有形固定資産	建物及び構築物	3,952	433	11 ( 8)	308	4,066	12,632
	機械装置及び運搬具	3,210	1,256	407 ( 399)	937	3,121	43,165
	土地	8,843		- (-)	•	8,843	-
	建設仮勘定	467	1,521	1,497 ( 192)	-	490	-
	その他	273	305	75 ( 75)	177	325	4,028
	計	16,746	3,515	1,992 ( 676)	1,422	16,847	59,826
無形 固定 資産	計	1,648	551	21 (-)	13	2,164	-

## (注) 1 当期増加額の主なものは次のとおりであります。

建物及び構築物	茨城工場	事業用建物	117百万円
	静岡工場	事業用建物	190百万円
	福島工場	事業用建物	25百万円
	つくば工場	事業用建物	8百万円
	本社	事業用建物	92百万円
機械装置及び運搬具	茨城工場	医療・日用品製造設備等	386百万円
	静岡工場	プラスチック製品製造設備等	462百万円
	福島工場	プラスチック製品製造設備等	114百万円
	つくば工場	壁紙事業製造設備	284百万円
	本社	事業用車両	8百万円

2 当期減少額( )内は内書きで当期に発生した減損損失によるものです。

## 【引当金明細表】

(単位:百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
賞与引当金	958	956	958	956

## (2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

## (3) 【その他】

該当事項はありません。

# 第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで		
定時株主総会	6月中		
基準日	3月31日		
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日		
1単元の株式数	100株		
単元未満株式の買取り・ 売渡し			
	(特別口座)		
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社 証券代行部		
	(特別口座)		
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目3番3号 みずほ信託銀行株式会社		
取次所			
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当として別途定める金額		
公告掲載方法	当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によて電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う 告掲載方法 なお、電子公告は当会社のホームページに掲載しており、そのアドレスは次のとまです。 https://www.okamoto-inc.jp		
株主に対する特典なし			

(注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 会社法第189条第2項各号に掲げる権利

会社法第166条第1項の規定による請求をする権利

株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利 株主の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売渡すことを請求する権利

## 第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

## 2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度 第128期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月27日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度 第128期(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日) 2024年6月27日関東財務局長に提出。

(3) 半期報告書及び確認書

第129期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日) 2024年11月13日関東財務局長に提出。

(4) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2(株主総会における議決権行使の結果)の規定に基づ く臨時報告書

2024年7月4日関東財務局長に提出。

(5) 自己株券買付状況報告書

2024年7月16日、2024年8月5日、2024年9月6日、2024年10月7日、2024年12月12日、2025年1月14日、2025年2月12日、2025年3月10日、2025年4月10日、2025年5月12日、2025年6月9日関東財務局長に提出。

# 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月25日

オカモト株式会社 取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴 木 達 也

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 原 賀 恒一郎

## <連結財務諸表監查>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオカモト株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オカモト株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### 固定資産の減損

#### 監査上の主要な検討事項の 内容及び決定理由

会社の事業領域は、大きく産業用製品事業と生活用品事業に分かれるが、その取扱い製品は多岐に亘っている。それらの事業環境の違いによる収益性に違いがあることから、各製品群を最小の資金生成単位として減損会計を適用している。2025年3月31日現在、連結貸借対照表において、有形固定資産が21,818百万円、無形固定資産が2,569百万円計上されているが、減損損失が生じた場合、会社の業績に与える影響は重要となる可能性がある

連結損益計算書関係注記「 6 減損損失」に記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、壁紙事業(減損損失計上額 425百万円)、研磨布紙事業(減損損失計上額226百万円)等の固定資産について、収益性の低下が生じ、短期的な業績回復が見込まれないと判断したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額1,065百万円を減損損失として計上している。

会社は減損の兆候がある資産又は資産グループについて減損損失の認識の判定を行い、減損損失を認識すべきであると判定した場合は帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を計上している。会社は壁紙事業、研磨布紙事業等の固定資産の減損損失の金額を検討するに当たり、当該固定資産の回収可能価額を主に使用価値により測定している。使用価値は将来業績見込に基づき算出した将来キャッシュ・フローの現在価値を使用している。

将来キャッシュ・フローの現在価値の見積りにおける 重要な仮定は、注記事項(重要な会計上の見積り)に記載 のとおり、将来業績見込の算定における販売数量、販売 単価及び売上原価の水準である。

将来キャッシュ・フローの見積りの基になる将来業績 見込の算定における上記の重要な仮定は不確実性を伴い 経営者による判断を必要とすることから、当監査法人は 当該事項を監査上の主要な検討事項と判断した。

#### 監査上の対応

当監査法人は、壁紙事業、研磨布紙事業等の固定資産 の減損損失の認識・測定に使用した将来キャッシュ・フ ローの総額の見積りについて、主として以下の監査手続 を実施した。

- ・将来キャッシュ・フローの見積期間について、主要な 資産の経済的残存使用年数と比較した。
- ・経営者の見積リプロセスの有効性を評価するために、 前年度における将来業績見込と実績を比較した。
- ・将来業績見込の基礎となる重要な仮定である販売数量、販売単価については、経営者と協議を行うとともに、過去実績からの趨勢分析や、利用可能な外部データとの比較検討を実施した。
- ・将来業績見込の基礎となる重要な仮定である売上原価の水準については、経営者と協議を行うとともに、直近の実績や計画している施策との整合性を検討した。 また、過去実績からの趨勢分析を実施した。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、 その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家と しての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価 の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているか どうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる 取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲 に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した 事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止 されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上 回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### < 内部統制監查 >

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、オカモト株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、オカモト株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告 に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程 を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部 統制報告書の表示を検討する。
- 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、内 部統制の監査を計画し実施する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任があ る。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## <報酬関連情報>

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬 及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査 の状況】に記載されている。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

EDINET提出書類 オカモト株式会社(E01100) 有価証券報告書

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月25日

オカモト株式会社 取締役会 御中

## EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士 鈴 木 達 也

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 原 賀 恒一郎

#### <財務諸表監查>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているオカモト株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第129期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、オカモト株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要である と判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### 固定資産の減損

会社の事業領域は、大きく産業用製品事業と生活用品事業に分かれるが、その取扱い製品は多岐に亘っている。 それらの事業環境の違いによる収益性に違いがあることから、各製品群を最小の資金生成単位として減損会計を適 用している。2025年3月31日現在、貸借対照表において、有形固定資産が16,847百万円、無形固定資産が2,164百万円計上されているが、減損損失が生じた場合、会社の業績に与える影響は重要となる可能性がある。

会社は、当事業年度において壁紙事業、フイルム事業等の固定資産について、収益性の低下が生じ、短期的な業績回復が見込まれないと判断したことから、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額676百万円を減損損失として計上している。

当該事項について、監査人が監査上の主要な検討事項と決定した理由及び監査上の対応は、連結財務諸表の監査 報告書に記載されている監査上の主要な検討事項(固定資産の減損)と同一内容であるため、記載を省略してい る。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と 財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような 重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付 ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意 を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項 付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいている が、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- (注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。